

沖ノ島研究

第六号

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会

令和二年三月

沖ノ島研究 第六号 目次

津屋崎地区の海浜型古墳について……………	池ノ上 宏……………	1
御米注進状・御米銭注進状にみる宗像氏貞領の郷村……………	桑田 和明……………	9
最後の大宰府守護所下文と宗像大宮司家……………	野木 雄大……………	25
新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家……………	花岡 興史……………	37
《調査報告》		
沖ノ島への眺望……………	岡 崇……………	61
北九州市若松区小竹の沖津宮遙拝所について……………	鎌田隆徳・松本将一郎・大高広和……………	67
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関わる調査研究事業 二〇一九年度調査概要……………		81

津屋崎地区の海浜型古墳について

池ノ上 宏

はじめに

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、二〇一七年七月に世界文化遺産登録された。世界遺産委員会の勧告により、日本および周辺諸国における海上交流、航海およびそれに関する文化的・祭祀的実践についての研究計画を継続・拡大させることを求められている。著者が勤務する福津市には、沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に造られた新原・奴山古墳群がある。古墳群は大小の墳丘によって構成され、沖ノ島を崇める伝統を育んだ宗像氏の存在の物証である。新原・奴山古墳群は、五世紀から六世紀にかけて当時の入海に面した台地上に築かれた。現在は入海の大部分は干拓等により水田となって見ることはできないが、古墳群東端の高台に福津市が整備した展望所からは、この旧入海の水田とその先に広がる玄界灘が見渡せ、この古墳群が海を意識して築造された事を実感できる。

新原・奴山古墳群と同じように海を意識した古墳については、これまで多くの研究者が注目している。近藤義郎は岡山県牛窓湾周辺に造られた五基の前方後円墳について、山麓が海岸まで迫っており平地がなく、農業に

著しく不適な地において前方後円墳が築かれた背景にヤマト政権による朝鮮半島への航路上の寄港地としての牛窓の機能を想定した^①。西川宏は対象を瀬戸内海全域に広げ海に関わる古墳を抽出し、前期古墳の立地の付近に「港湾や泊地としての機能を十分に果たす地」があることを示した。また、ヤマト政権によって掌握された在地の有力首長層の古墳と、単独で築造される「孤立墳」についてヤマト政権から派遣された首長の古墳である可能性を指摘した^②。間壁忠彦は瀬戸内海沿岸の首長墓が六世紀に減少することについて、ヤマト政権による朝鮮半島政策の変化による国内支配体制強化、海路をヤマト政権が直接支配することによるものとした^③。森浩一は瀬戸内海の臨海部に立地する古墳に対して日本海側に分布する「潟湖」と首長墓に相関関係があり、潟湖を良港として利用する流通ルートが存在し、潟湖の港を維持するため政治権力が生まれ古墳築造につながるとした^④。広瀬和雄は臨海部に立地した古墳を「海浜型前方後円墳」として「第一に、各地域で最大級であること。第二に、偏在性をもって前方後円墳が築造されているものが多い。第三に、首長墓としての連続性が乏しいものが多い。第四に、海から見えるような交通の要衝に立地する。」と

定義した。その築造には二つの画期が見られることを示し、第一の画期は四世紀後半頃、第二の画期を六世紀後半頃とした⁽⁵⁾。

近年は、各地の「海の古墳」の実態を明らかにする研究会「海の古墳を考える会」が各地域の研究者の協力によって、これまで六回開催され、各地の「海の古墳」の実態についての報告がなされている⁽⁶⁾。

本稿では、以上のような諸研究に導かれつつ、新原・奴山古墳群を含む津屋崎地区の古墳群、すなわち胸形君⁽⁷⁾の古墳群について述べる。

本稿で扱うものは古墳築造に際し「海との関わり合い」がある古墳である⁽⁸⁾。魚津知克は「海を舞台とした人間活動と深い関連をもつ脈絡により、海の近くに築造された古墳」と定義している⁽⁹⁾。この定義を著者も肯定する。名称については魚津がまとめているように⁽¹⁰⁾「海の古墳」「海辺の古墳」「臨海性の古墳」「海を意識した古墳」「海人の古墳」「海洋指向型の古墳」⁽¹¹⁾と様々なものがある。著者は二〇一三年に公益財団法人かながわ考古学財団主催で開催された「シンポジウム海浜型前方後円墳の時代」で広瀬和雄が提唱した「海浜型前方後円墳」⁽⁵⁾をふまえ、前方後円墳だけではなく古墳時代の墳墓全体を扱うため「海浜型古墳」とする。なお、古墳の時期区分は、『前方後円墳集成』の時期区分に従う⁽¹²⁾。

一 海浜型古墳の分類

津屋崎地区の海浜型古墳の性格を理解するには分類して比較検討することが必要と考える。これについて、著者は魚津の分類に準拠する⁽¹⁰⁾。魚

津は「海の古墳」を「規模」「立地」「海岸線と前方部の向きとの関係」の三点に着目し分類しているが、「海岸線と前方部の向きとの関係」は本稿では使わない。また海浜型古墳については、魚津と同様に古墳時代の推定海岸線から原則八〇〇メートル、最大一キロメートル以内に立地する古墳とする。

〈規模による分類〉

A群 地域内集団の構成員の墓。群集墳や横穴墓に加えて、墳丘を持たない石棺墓や埴輪棺といった多様な埋葬施設にする墓が含まれる。

B群 地域集団を統括していた地域首長の墓。数十メートル規模の前方後円墳や帆立貝式古墳や円墳が含まれる⁽¹³⁾。

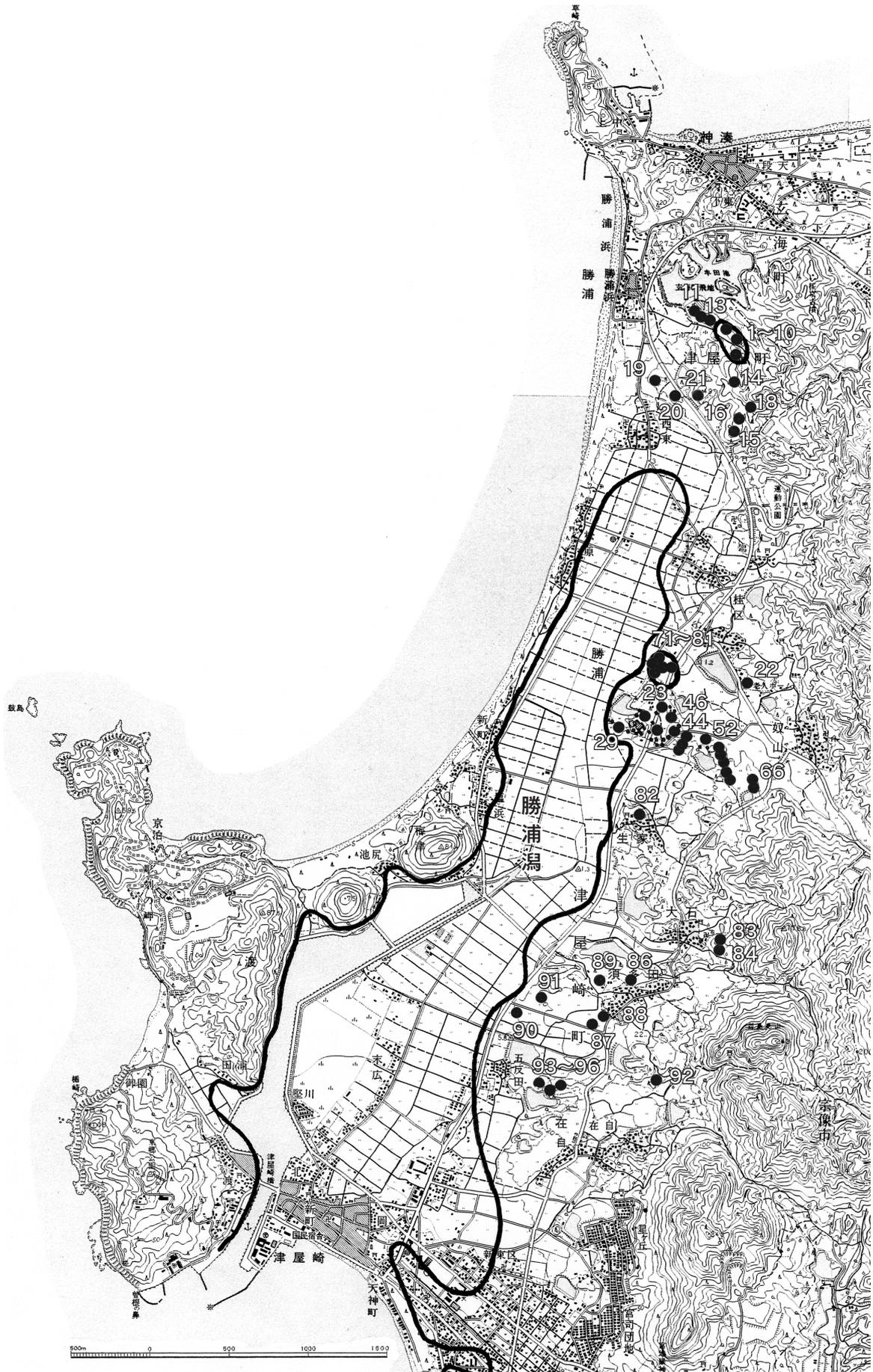
C1群⁽¹⁴⁾ 地方支配者層の墓。古墳時代前期から中期にかけては全長一〇〇メートル、後期では全長六〇メートル以上の前方後円墳・前方後方墳およびそれらに追隨する規模の帆立貝式古墳・造り出し付き円墳・大型円墳などである。

〈立地による分類〉

S類 海拔一〇メートル以下の海岸部に立地している。

t類 海拔一〇メートル〜五〇メートルという比較的低い海岸段丘・丘陵・砂丘上に立地している。

u類 海拔五〇メートル以上の海岸段丘・丘陵に立地している。



津屋崎地区の海浜古墳位置図 太実線は縄文時代の海岸線。数字は表中の古墳番号と同じ。

二 津屋崎地区の様相

海浜型古墳を考える上では古墳時代の海岸線の復元が重要になる。津屋崎地区においては宗像市史、津屋崎町史を編纂する一環で縄文時代前期の海岸線復元が行われている。公共工事に伴うボーリング調査資料と追加実施したボーリング調査を基に復元されたものである¹⁵⁾。

津屋崎地区では、現在津屋崎から勝浦へと広がる水田地帯に縄文時代は海が入り込んでいたことがわかった。この入海は「勝浦潟」とよばれ、勝浦峯ノ畑古墳南側の水田まで海が入り込んでいた。古墳時代の海岸線復元は難しいが、一七世紀初めに描かれた「筑前国図」¹⁶⁾から見ると、当時に おいても新原・奴山古墳群近くまで海が入り込んでいたようである。津屋崎には大きな河川がなく堆積作用が生じにくいので、変化が少なかったのではないかと考えられている¹⁵⁾。よって本稿では、古墳時代の海岸線を縄文時代の海岸線と同じ線で想定している。【図参照】

本稿で扱う津屋崎地区の海浜型古墳の多くは、勝浦潟の東岸に面した海抜一〇〇メートルという比較的低い海岸段丘・丘陵上に立地する。

勝浦高原古墳群、勝浦乗越古墳、勝浦水押古墳群は9期から10期に造られた規模A群の古墳である。勝浦高原古墳群の規模B群の古墳は群集墳内で突出した階層の古墳と考える。

勝浦峯ノ畑古墳は、胸形君が墓域をそれまでの内陸部から海岸部へ移した最初の古墳で、7期に造られた。全長一〇〇メートルの前方後円墳で、副葬された鏡に沖ノ島二一号祭祀の鏡と同型鏡がある。隣接して7期の規

模B群の勝浦高堀古墳、8期の規模C1群の勝浦井ノ浦古墳があり、入海の最奥部の丘陵上に胸形君の墳墓群が築かれている。

新原・奴山古墳群は8期に胸形君の墓と考えられる規模C1群の前方後円墳の二二号墳が造られる。規模C1群の円墳の二五号墳、規模B群の前方後円墳の一号墳、一二号墳、三〇号墳、円墳の二〇号墳、方墳の七号墳は胸形君の近親者クラスの墓と考える。9期の円墳で低い丘陵に立地する古墳分類A群t類に該当する古墳は胸形君に仕えた者の墓と考える。後世の開発によって墳丘が失われて周溝と主体部しか残っていない四九号墳から五九号墳は、立地t類の円墳群より低い階級の墓と考える。

須多田古墳群では、8期に規模C1群の円墳の須多田ニタ塚古墳が造られ、その後、規模B群の前方後円墳の須多田上ノ口古墳、9期に規模C1群の前方後円墳の須多田天降天神社古墳、須多田ミソ塚古墳、10期に規模C1群の須多田下ノ口古墳、在自剣塚古墳へと継続して古墳が造られる。首長墓級の海浜型古墳はこの在自剣塚古墳が最後である。

発掘調査された古墳からみた副葬品は刀剣、刀子、鉄鏃、装身具を副葬する古墳が多い。漁具は少なく勝浦水押一号墳の土錘と新原・奴山四一号墳と在自鬼塚裏一号墳からのヤスのみで、海に関わる古墳として意外に感じる。農具はいずれの古墳からも出土していない。地域集団の構成員の墓と考えられるA群の古墳の多くに刀剣・刀子・鉄鏃を副葬していることは注目される。

小結

広瀬が海浜型前方後円墳の諸段階として示す三段階について⁽⁵⁾、津屋崎地区での様相を示し小結とする。第一段階とされる三世紀中頃から四世紀後半は津屋崎地区において主要な古墳はみられない。津屋崎地区とは山を隔てた内陸部に4期の全長六四メートルの東郷高塚古墳がある。宗像の内陸部は釣川が東西方向に流れ、弥生時代以来の穀倉地帯を形成する。この釣川流域において宗像地域の前期古墳は造られる。

広瀬の第一の画期とされる四世紀後半はヤマト王権が関与した祭祀が沖ノ島で始まった時期である。その後の六世紀後半までが第二段階、前方後円墳集成編年の5期から8期までがこの段階となる。それまで釣川流域で造られていた主要な古墳が海岸部の津屋崎地区へと移動して造られる。これらの多くが海浜型古墳で、規模はB群・C1群である。沖ノ島祭祀は朝鮮半島における国際情勢を契機に始まったとされる⁽⁶⁾。広瀬も指摘するように、宗像の地政学的位置により宗像と朝鮮半島での政治行動との関連性から、津屋崎地域の海浜型古墳の築造を理解できる。

六世紀後半から七世紀前半までの第三段階、前方後円墳集成編年の9期から11期も、津屋崎地区では前方後円墳等の規模の大きな海浜型古墳が継続して造られる。この段階には「海の群集墳」といえる規模の小さなA群の古墳が数多く造られる。広瀬は宗像地域を朝鮮半島へ兵力を派遣する出発港と想定している⁽⁷⁾。これら9・10期の海浜型古墳は勝浦潟沿岸や釣川河口付近の丘陵斜面に数多く造られる。これらの古墳を含め、玄界灘沿

岸を中心とするより広範囲な海浜型古墳については次稿でふれたい。

(福津市文化財課)

註

- (1) 近藤義郎「牛窓湾をめぐる古墳と古墳群」『私たちの考古学』一〇、考古学研究会、一九五六年
- (2) 西川宏、今井堯、是川長、高橋護、六車恵一、潮見浩「3瀬戸内」『日本の考古学』IV古墳時代上、河出書房新書、一九六六年
- (3) 間壁忠彦「沿岸古墳と海上の道」『古代の日本』第4巻中国・四国、角川書店、一九七〇年
- (4) 森浩一「潟と港を発掘する」『日本の古代3 海を越えての交流』中央公論社、一九八六年
- (5) 広瀬和雄「海浜型前方後円墳を考える」『海浜型前方後円墳の時代』同成社、二〇一五年
- (6) 海古墳を考える会『海古墳を考えるI 群集墳と海人集団』二〇一一年、『海古墳を考えるII 西部瀬戸内、灘と瀬戸から見た古墳とその景観』二〇一二年、『海古墳を考えるIII 紀伊の古代氏族と紀淡海峡地域の古墳』二〇一三年、『海古墳を考えるIV 一列島東北部太平洋沿岸の横穴と遠隔地交流』二〇一四年、『海古墳を考えるV 日本海の潟湖と古墳の動態―北陸からの視点―』二〇一五年、『海古墳を考えるVI 三河と伊勢の海―古墳時代の海道を往還する―』二〇一七年
- (7) 本稿では古代の宗像地域の首長層を「胸形君」と表記する。

- (8) マウンドを持つ高塚墳だけではなく古墳時代の墳墓全てを含む。
- (9) 魚津知克「趣旨説明―海の高墳―研究序説―」註(6)前掲『海の高墳を考えるI』
- (10) 魚津知克「海の高墳」研究の意義、限界、展望『史林』一〇〇巻一号、史学研究会、二〇一七年
- (11) 増野晋治「山口県域における瀬戸内の前期古墳について―中期前半までを対象に―」註(6)前掲『海の高墳を考えるII』
- (12) 広瀬和雄「前方後円墳の畿内編年」『前方後円墳集成 九州編』山川出版社、一九九四年
- (13) 魚津は(10)ではB群に含まれる円墳について単に「主要円墳」、C1群は「大型円墳」としか示していない。本稿では暫定的にB群の円墳を径二五〜三〇メートル、C1群の円墳を三〇メートル以上と分類する。
- (14) 魚津はC群を1・2の小群に細分している。C2群には大阪湾岸における近畿中央部支配者層の「海の高墳」を設定している。兵庫県の五色塚古墳や西求塚古墳、大阪府の乳岡古墳等を具体例に示している。これは津屋崎地区では該当しないので説明を省く。
- (15) 下山正一「新生代第四系の地形と地質」『津屋崎町史 通史編』津屋崎町、一九九九年
- (16) 「慶長年間筑前国図」『福岡県史資料』第2輯付図、福岡県立図書館蔵
- (17) 四世紀後半の高句麗の南下に対して百済が倭に助力を求め、これに応じた倭が朝鮮半島に出兵した。これらの対外交渉が沖ノ島祭祀の要因のひとつである。

表1 参考文献

- 1 石山勲編『新原・奴山古墳群』福岡県文化財調査報告書第五四集、福岡県教育委員会、一九七七年
- 2 川述昭人「第一〇号墳」『新原・奴山古墳群』同右第五四集、同右、一九七七年
- 3 児玉真二『奴山古墳群』津屋崎町文化財調査報告書第三集、津屋崎町教育委員会、一九八一年
- 4 橋口達也『新原・奴山古墳群』同右第六集、同右、一九八九年
- 5 池ノ上宏・安武千里『在自遺跡群II』同右第一〇集、同右、一九九五年
- 6 池ノ上宏・安武千里『須多田古墳群』同右第二二集、同右、一九九六年
- 7 安武千里『勝浦北部丘陵遺跡群』同右第一三集、同右、一九九八年
- 8 池ノ上宏『新原・奴山古墳群II』同右第一七集、同右、二〇〇一年
- 9 安武千里『勝浦高堀遺跡』『津屋崎町内遺跡』同右第一九集、同右、二〇〇二年
- 10 池ノ上宏『勝浦高原遺跡第二次調査』『津屋崎町内遺跡』同右第一九集、同右、二〇〇二年
- 11 池ノ上宏・田上浩二『津屋崎古墳群I』同右第二〇集、同右、二〇〇四年
- 12 池ノ上宏・吉田東明『津屋崎古墳群II』福津市文化財調査報告書第四集、福津市教育委員会、二〇一一年
- 13 佐々木隆彦『奴山正園古墳』同右第六集、同右、二〇一三年

御米注進状・御米銭注進状にみる宗像氏貞領の郷村

桑田 和明

はじめに

宗像大社の社家であった嶺家が所蔵した「嶺文書」には、天正八年（一五八〇）から天正十四年までの御倉納される諸郷の御米注進状と御米銭注進状（以下、注進状と略す）が四十三通、元禄十三年（一七〇〇）辰二月十五日に改められた注進状の目録がのこされていた^①。注進状は一通を除き、凶師（高向）良秀・豊福長賀・吉田良知・高山栄秀・豊福秀賀・嶺氏兼が連署している^②。高向良秀以下が宗像社の社僧、嶺氏兼は宗像氏貞の家臣であった。

注進状には郷村から納められる倉納高が書かれており、郷内の社領から宗像社の倉に納められる米と銭の注進状とされている^③。家臣知行地の郷村の各坪面積、知行面積（定田数）、畠地・名子・屋敷を記載した坪付状とは異なる。家臣知行地の郷村については別に検討しているので、あわせて参照していただきたい^④。

元禄十三年の目録には、天正八年から天正十四年までの四十六通の目録が書かれている。現在確認できる文書は表一のように四十三通になる（御用注進状のみ注進状を付けている）。

表一 注進状一覧

年号	郷村名
天正8年	内殿郷 村山田郷 田野郷 池田郷
天正9年	曲村 山田村 御米注進状 東郷 勝浦村
天正10年	両島 村山田郷 東郷 曲村 遠賀庄 内浦郷 土穴郷 御用注進状 池田郷
天正11年	泊島 内殿郷 本木郷 東郷 土穴郷 山田村 山口郷 曲村 田野郷
天正12年	内殿郷 東郷 山田村 土穴郷 田野郷
天正13年	勝浦村 在自郷 池田郷 村山田郷 内殿郷
天正14年	本木郷 村山田郷 田野郷 池田郷 山口郷
年未詳	曲村

目録と比較すると、天正十四年の内殿郷、目録に前書きがないと書かれた前闕の注進状二通の計三通が確認できない。注進状は村山田郷・田野郷・池田郷・曲村（前闕二通を含む・年未詳）・東郷が各四通、内殿郷・山田村・土穴郷が各三通、勝浦村・本木郷・御用注進状・山口郷が各二通、両島（地島の泊・白浜）・遠賀庄・内浦郷・泊島（地島の泊）・在自郷が各一通にな

る。注進状が連続してのこされている郷村はなく、単年度の郷村もある。

両島注進状には地島の泊島と白浜が書かれており、郷村の数は御用注進状を除くと十六になる^⑤。注進状は連続して残っていないが、『宗像神社史』でも指摘されているように、これ以外の年次でも注進状が作成されていたと考えられる。更に倉納地が設定されていた郷村は、他にもあった可能性がある。それぞれの郷村にしめる倉納地の割合も不明である。両島注進状と泊島注進状は、検麦注進状とあるように麦の注進状になる。

本稿では注進状から、倉納地が設定された郷村の倉納高の変遷、その原因となる自然災害、「立用分」と書かれ郷村に留保（控除）された堤料などの灌漑・治水関係、郷村に鎮座する社の祭事関係、年中行事などの必要経費と百姓・名子の記載などから倉納地の郷村の様子をみていきたい。

一 曲村の注進状

注進状のうち天正九年・十年・十一年と年未詳の四通の注進状が残され、倉納高も多い曲村（宗像市曲）の収量と立用分とをあわせて、倉納高の變化をみることにする（表二）。年未詳の注進状は年号が特定できないが、天正十二年以後になる^⑥。曲村は釣川の支流朝町川の下流域に位置している。朝町川は釣川と同様に勾配は緩やかで、曲村は水利には恵まれるが大雨による氾濫で水害を受けやすい郷村になる^⑦。

曲村の収納には、公田升・給升・渡升、立用分には公田升が多いが給升と渡升も使われている。公銭分は清銭とされ、御検畠分では大豆が収納さ

れており、収納には給升が使われている。他の郷村では一色升も使われている。戦国時代には升が統一されずさまざまな升が使われていたが、氏貞領でも同様であった。升の使い分けについては不明な点のこされている。

まず収量をみることにする。天正九年十月二十一日の曲村天正九年御米錢注進状は八十六石六升（『大社文書』二〇）、天正十年十月十一日の曲村天正十年御米錢注進状は七十九石六斗四升六合（『大社文書』二八）、天正十一年十月二十八日の曲村天正十一年御米錢注進状は七十六石六斗七升（『大社文書』四一）、前闕の年未詳十月二十一日の曲村御米錢注進状は五十四石五斗五升六合になる（『大社文書』五三）。年ごとに収量が減っている。米の出来高によって収納される検見分が公田升と給升で量られ収納されているが、この分の減が大きくなっている。

給升による瀬戸用以下は定免制になり、天正十一年まで一定である。年未詳の注進状は前闕の部分があるが、御用作米（渡升）は九石から八石になり「此外二石不作、二段分引之」とある。不作によって定免分からも差し引かれているのは、不作の影響が大きかったからであろう。夫料（渡升）は九石から十石に増加している。それまでの注進状にはそれぞれ「空閑名^{（他地）}依出作除之」の一石が書かれていたが、年未詳ではこの記述がない。空閑名出作分の一石が御用作米と夫料のそれぞれに加えられたのであろうか。とすれば御用作米は九石のうち二段分の一石が差し引かれ、出作分一石が加えられ八石とされたことになる。

年未詳の注進状には十石の夫料に続けて「此外十石、新夫料雖在之、第三宮并鐘樓兩社定夫勤之間、除之」とあって、新夫料は書かれていない。

新夫料は本来、夫役であったが天正十一年までは米九石で代納されていた。ここでは辺津宮第三宮と鐘樓の造営のために定夫役とされている⁸⁾。次に御名子四人御用作と同新夫料が書かれていることから、御用作・夫料・新夫料は御百姓に対するものである(注進状には「御百姓」とあるが、引用史料を除き御百姓とする)。

御名子四人御用作(渡升) 四石と同新夫料四石は定免であったが、年末詳の注進状では御名子五人御用作二石とされ、「此外三石不作、三段分引之、并新夫料五石、両社定夫勤之間、除之」とあって、新夫料は書かれていない。御名子に対する御用作は名子が四人から五人に増えたので五石であったが、不作のため二石とされている。新夫料も五石であったが、御百姓と同様に辺津宮第三宮と鐘樓造営のため定夫役とされている。

立用分は、天正九年が十石六斗四升、天正十年が十二石三斗四升、天正十一年が十二石一斗四升、年末詳が十石八斗四升になる。年末詳を除けば収量が減少しているにもかかわらず立用分は増加している。鷹見宮九日祭(公田升) 五石一斗と同宮年中御神米(公田升) 八斗四升、「御百姓御名子其外節合」(給升) 二石三斗と帳昏彼是(渡升) 一石は変わらない。

灌漑・治水用の島廻堤(公田升)は四斗(天正九年)から五斗(天正十年・十二年)、三斗(年末詳)、宮畔(公田升)は三斗のまま、河原田堤(公田升)は年末詳に書かれていないが二斗のまま、扇堤(公田升)は二斗(天正九年)から以後、三斗に増加している。橋町堤(公田升)は三斗(天正九年)から二斗(天正十一年)と減少している。天正十年になると新たに中原田堤から命町堤までが書かれている。このうち下樋町とあるのは堤が脱であ

ろう。天正十一年以下の変化は表二を参照。天正九年の河崎大橋は天正十一年に河崎橋とあるのと同じ橋であろう。天正九年の堤・橋料は一石四斗であったが、三石一斗(天正十年・十一年)、一石六斗(年末詳)となつて、天正十年・十一年に増加している。この理由について天正十年の注進状には「右内堤料過分二雖在之、両度俄之依洪水、御公田損失之間、各以見懸之立用之」、天正十一年の注進状には「堤料過分二雖在之、公田余損失之間、各以見懸之相当半分、立用之」と注記されている。堤とともに書かれた地名は現在の曲で確認することができない。年末詳になると、河原田堤以下が書かれていない。維持管理料が不要になったことが考えられる。堤には溜池の意味もあるが、曲の中心部には朝町川が流れていることから、治水のための堤をさしていたのではないだろうか。後述するように他の鄉村では、灌漑施設の使用料、維持管理のためと思われる井手料(井料)がみられる。

注進状からは天正十年の二度にわたる大雨による洪水で堤が決壊し、公田が損失したことが明らかになる。それまでの堤の修理・管理に加えて、新たな堤の造営料と管理料が加わったのであろう。堤料は見懸け(検見)によって、相当額の半分が計上されたと解釈できる。

清銭で収める公銭分の合計である清料は十五貫五三五文(天正九年)、十六貫五一五文(天正十年)、十五貫三八〇文(天正十一年)、九貫四六六文(年末詳)とあって、年末詳分の減少が大きい。田付銭は五貫三一八文(天正九年)から次第に減少しているが、年末詳ではわずかに八七三文になる。検注銭は三貫七十七文(天正九年)から五貫二六九文(天正十年)、

表一 曲村の注進状

項目	天正9年			天正10年			天正11年			年未詳															
	御検見分(公田升)	御検見分(給升)	瀬戸用(給升)	公方用(公田升)	御用作(渡升)	夫料(渡升)	新夫料(渡升)	御名子四人御用作(渡升)	同新夫料(渡升)		合計	鷹見宮九日祭(公田升)	同宮年中御神米(公田升)	島廻堤(公田升)	宮畔(公田升)	河原田堤(公田升)	扇堤(公田升)	橋町堤(公田升)	中河原田堤(公田升)	尻高堤(公田升)	下樋町(公田升)	河崎大橋(公田升)	下河原田堤(公田升)	政所堤(公田升)	命町堤(公田升)
御検見分(公田升)	11石6斗5升1合	12石2斗1升9合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(2石)	4石(1石)	86石6升	5石1斗	8斗4升	4斗	3斗	2斗	2斗	3斗								
御検見分(給升)	5石7斗2升4合	11石7斗3升2合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(2石)	4石(1石)	79石6斗4升6合	5石1斗	8斗4升	5斗	3斗	2斗	3斗									
瀬戸用(給升)	5石6斗7升6合	8石8斗4合	11石7斗9升(1石3斗1升)	15石4斗(1石1斗)	9石(1石)	9石(1石)	9石(1石)	4石(1石)	4石(1石)	76石6斗7升	2斗	3斗	3斗	2斗	3斗							3斗(河崎橋)			
公方用(公田升)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	(前闕)	8石 ^{註6}	10石 ^{註7}	記載無し	2石 ^{註8} 「御名子五人御用作」	記載無し	54石5斗5升6合		3斗	3斗	3斗									5斗		
御用作(渡升)																									
夫料(渡升)																									
新夫料(渡升)																									
御名子四人御用作(渡升)																									
同新夫料(渡升)																									
合計																									
鷹見宮九日祭(公田升)																									
同宮年中御神米(公田升)																									
島廻堤(公田升)																									
宮畔(公田升)																									
河原田堤(公田升)																									
扇堤(公田升)																									
橋町堤(公田升)																									
中河原田堤(公田升)																									
尻高堤(公田升)																									
下樋町(公田升)																									
河崎大橋(公田升)																									
下河原田堤(公田升)																									
政所堤(公田升)																									
命町堤(公田升)																									

唐禰町堤(公田升)			3斗	
恒副堤(公田升)			1斗	
坂口両所堤(公田升)			3斗	
地頭町堤(公田升)			1斗	
小橋(公田升)			2斗	2斗
御百性御名子其外節合(給升)	2石3斗	2石3斗	2石3斗	2石3斗
帳昏彼是(渡升)	1石	1石	1石	1石
合計(立用分)	10石6斗4升	12石3斗4升 ^{註2}	12石1斗4升 ^{註4}	10石8斗4升
御倉納	75石4斗2升	67石3斗6合	64石5斗3升	43石7斗1升6合
公銭分				
田付銭	5貫318文	4貫206文	3貫224文	873文
検注銭	3貫77文	5貫269文	5貫116文	2貫883文
御百性定銭 ^{註1}	5貫360文	5貫360文	5貫360文	3貫930文 ^{註9}
浮屋敷銭	1貫370文	1貫270文 ^{註3}	1貫270文 ^{註5}	1貫370文
浮島地銭	410文	410文	410文	410文
合計(清料)	15貫535文	16貫515文	15貫380文	9貫466文
御検島分(給升)大豆	1石8斗5升	1石6斗	1石4斗3升	5石5斗6升 ^{註10}

*項目の名称は天正十年の注進状による。()内の升は使用された升の名称。

*瀬戸用から新夫料までの()内の高は、「空閑名依出除之」分の高。表中の合計には加えていない。天正十年の注進状には「空閑名依他出除之」とある。

*御名子四人御用作と同新夫料の()内の高は、「御名子兩人、公物依仕負出作分除之」分の高。表中の合計には加えていない。

註1 「此外五百七十文、空閑名分除之」。天正十一年の注進状まで同じ。

註2 「右内堤料過分ニ雖在之、兩度俄之依洪水、御公田損失之間、各以見懸之立用之」

註3 「此外百文、小屋敷一所、占部種安依錯乱暫住之間、除之」

註4 「堤料過分ニ雖在之、公田余損失之間、各以見懸之相当半分、立用之」

註5 「此外百文、小屋敷一ヶ所、占部種安依暫住除之」

註6 「此外二石不作、二段分引之」

註7 「此外十石、新夫料雖在之、第三宮并鐘樓兩社定夫勤之間、除之」

註8 「御名子五人御用作」「此外三石不作、三段分引之、并新夫料五石、兩社定夫勤之間、除之」

註9 「此外二田代拾六町式段三百歩、依不作名別ニ勘合引之」

註10 「但、田代依不作島地分ニ加之」

五貫一六文（天正十一年）と兩年は増加しているが、年末詳では二貫八八三文と減少している。天正十年・十一年は洪水による影響で検注銭が増加したのであろうか。

浮屋敷銭は天正十年・十一年に一〇〇文減じているが、「此外百文、小屋敷一所、占部種安依錯乱暫住之間、除之」（天正十年）、「此外百文、小屋敷一ヶ所、占部種安依暫住除之」（天正十一年）とある。錯乱と書かれているように、戦乱により占部種安が曲村に避難し、小屋敷を造営したことにより一〇〇文が除かれているが、本来、定銭であった。御百姓定銭五貫三六〇文は天正十一年までは同額であるが、年末詳では三貫九三〇文と書かれている。「此外二田代拾六町式段三百歩、依不作名別二勘合引之」と注記されているように、不作の影響が定銭にも及んでいる。

公銭分は浮島地銭が一定であるが、御百姓定銭・浮屋敷銭も、本来、定免であったことがわかる。

御検島分と書かれた給升により大豆で換算された島の検見分は、一石八斗五升（天正九年）、一石六斗（天正十年）、一石四斗三升（天正十一年）であるが、年末詳では五石五斗六升と書かれている。注記に「但、田代依不作島地分二加之」と書かれているように、田代の不作によって田代が島地分に加えられている。ここでも不作の影響があった。

重複するが御百姓と御名子の記載を確認する。天正九年の注進状で収量のうち「四石同升御名子四人御用作（渡升） 此外式石、御名子兩人、公物依仕負出作分除之」とあるように、御名子四人の御用作であるが、この他の二石は御名子二人が「公物依仕負」のための出作分であり除かれている。四人の御名

子の存在が明らかになる。続けて書かれている同新夫料四石は御名子四人に対するものである。立用分のなかに「二石三斗給升 御百姓御名子其外節合ニ立用之」、倉納される公銭分のなかに「五貫三百六拾文 御百姓定銭」とある。

天正十年の注進状の御百姓と御名子は天正九年と同じ。天正十一年の注進状では、収量のうち四石は「四石同升 御名子御用作 此外壹石、依出作除之」とあるように、出作分が二石から一石になっている。その他は天正九年と同じ。

年末詳の注進状は前闕だが「式石同升（渡升） 御名子五人御用作 此外三石不作、三段分引之、并新夫料五石、両社定夫勤之間、除之」とある。御百姓・御名子の節会に立用分は天正九年と同じ。公銭分は「三貫九百三十文 御百姓定銭」とあるように減じている。御名子が四人から五人に増え、御用作は二石とされている。この他に不作で三段分の三石が引かれ、新夫料五石は両社（三宮・鐘樓）の定夫を勤めているので除くとある。

立用分の鷹見宮九日祭五石一斗、同宮年中御神米八斗四升、御百姓・御名子其外節会二石三斗、帳昏彼是一石は収量と倉納高が減少しているにもかかわらず、毎年、立用分とされ曲村に留保されていた。鷹見宮は宗像社の末社にはみえないが、曲に鎮座する鷹見神社になる。節会は本来、朝廷の節日に行われた年中行事。後述するように他の郷村でも立用されているが、曲村では御百姓と御名子が主体となり、節日に行われる行事であったと思われる。名子は郷村に属し、農作業に従事する下層の農民ということになるのであろうが、御百姓とともに御名子と書かれたように、曲村の

構成員の一員であった。

曲村の村社であった高見宮は百姓・名子の信仰を集めており、百姓は九日祭の運営、年中御神米立用とある鷹見宮の管理にも携わっていたと思われる。帳昏彼是立用分も鷹見宮にかかわるものであったかもしれない。

天正十年の両度にわたる洪水による堤料の増加は、曲村の百姓と注進状に署名した六名との交渉で、見懸け相当額の半分とされたと考えられる。鷹見宮の祭事・御神米、節会の留保分とあわせ、百姓による村の自治機能の一端をうかがうことができる。

二 その他の郷村の注進状

ここでは曲村以外のそれぞれの郷村について、年次ごとに収量、立用分、倉納高を表三に掲げる（煩雑になるので表では史料番号を省略した）。曲村のような不作に関する記述は確認できない。立用分は次章で検討する。

注進状のうち村山田郷・勝浦村（天正九年分）・内浦郷は、収量と倉納高のみが書かれている。

内殿郷の場合、天正八年の注進状は収量二十石七斗九升七合のうち御土貢米が十五石六斗二升七合、御用作米が五石一斗七升。天正十一年・十二年・十三年の注進状では御用作米は同じ高である（『大社文書』一六・三五・四三・参考七）。山田村は天正九年の注進状では収量四石五斗二升のうち御土貢米三石五斗七升、御用作米が九斗五升、天正十一年・十二年の注進状米では御用作米は同じ高である（『大社文書』二一・三九・四五）。

土穴郷は天正十年の注進状は収量が十一石六斗七升三合のうち御土貢米が四石三斗三升二合、加地子米が三石五斗八升一合、御用作米が三石七斗六升。天正十一年・十二年の注進状では御用作米は同じ高である（『大社文書』三一・三八・四六）。山口郷は天正十一年の注進状は収量十四石九斗六升五合のうち御土貢米が立用分を引かれ五石一斗二升五合、加地子米が四石三斗五升、御用作米が三石五斗九升（『大社文書』四〇）。天正十四年の注進状は立用分が後闕のため確かめられないが、御用作米は同じ高である（『大社文書』五二）。在自郷は天正十三年の注進状だけがのこされており、収量五石九斗七升七合のうち本米が三石四斗五升一合、頭物が一石二升六合、御用作米が一石五斗とある（『大社文書』参考四）。頭物は不明だが本米が御土貢米にあたると思われる。

以上のことから、御土貢米・加地子米は検見によって変動し、御用作米は定免であったことがわかる。村山田郷・東郷の注進状ではそれぞれ収量・倉納高が変動していることから、立用分を含めた収量・倉納高だけが書かれた注進状は、御土貢米の注進状になる。曲村では公田升と給升によって収納される検見分が、御土貢米に相当すると思われる。

天正九年の御用注進状は収量十五石四斗一升四合のうち御土貢米が八石六斗四升四合、諸郷御用作が六石七斗七升（『大社文書』二二）。翌年の御用注進状は収量十二石二斗四升四合のうち御土貢米が七石八斗一升四合、御用作米が四石四斗三升で御用作米が減じており一定ではない（『大社文書』三二）。立用分は穂懸五升・秣一斗二升・益米一斗五升が共通、天正十年には公文三斗が書かれていない。天正十年の注進状には御用作米とあ

東郷	天正9年	8石1升2合	2斗	7石8斗1升2合			
	天正10年	8石9斗2升4合	2斗5升	8石6斗7升4合			
	天正11年	4石7斗6升	2斗	4石5斗6升			
	天正12年	4石4升3合	2斗	3石8斗4升3合			
勝浦村	天正9年	6石2斗5升8合	0	6石2斗5升8合			
	天正13年	6石9斗8升	3斗	6石6斗8升			
両島（泊島・白浜）	天正10年	4石8斗5升	2石2斗1升	2石6斗4升			
	天正11年	1石1斗6升	9斗	2斗6升			
遠賀庄	天正10年	60石2斗5升	41石8斗2升6合	18石4斗2升4合			
内浦郷	天正10年	18石5斗9升9合	0	18石5斗9升9合			
	天正10年	11石6斗7升3合	1石2斗5升	10石4斗2升3合			
土穴郷	天正11年	10石6斗7升6合	1石2斗5升	9石4斗2升 ⁽²⁾ 7合			
	天正12年	11石4合	1石2斗5升	9石7斗5升4合			
本木郷	天正11年	18石1斗3升8合	2斗	17石9斗3升8合	682文	0	682文
	天正14年	7石9斗4升9合	2斗	7石7斗4升9合	980文	0	980文
山口郷	天正14年	14石9斗6升5合	1石9斗	13石6升5合			
	天正14年	13石3斗8升4合	(後闕)				
在自郷	天正13年	5石9斗7升7合	2斗5升	5石7斗2升7合			

*注進状に収量合計がある場合はそのまま掲載した。注進状に収量・立用分の合計が記載されていない場合は適宜、数量を計算して記載したが、倉納高と数量があわない場合がある。
 *両島注進状の泊島は収量が一石一升、立用分が九斗、倉納高が一斗一升。白浜は収量が二石八斗四升、立用分が一石三斗一升、倉納高は書かれていないが一石六斗四升になる（『大社文書 二二五』）。
 これに「今御倉納」とある「定麦」一石を加えて、二石六斗四升が倉納とされている。「定麦」一石は白浜の次に書かれているが、或いはこの一石は泊・白浜を併せた可能性もある。表では、泊島・白浜を合計した数量を掲載した。

るが、天正九年の注進状には「諸郷御用作」と書かれている。御用作米が変動していること、公文三斗の有無とあわせて、御用注進状はいくつかの郷村を集約した注進状であったことが確かめられる。

個別に注進状をみると遠賀庄は天正十年の注進状で六十石二斗五升の収量に対し、立用分四十一石八斗二升六合は高蔵宮年中御神米になる（『大社文書』二九）。曲村を除き他の郷村では一色升で倉納されているが、遠賀庄では納升で倉納されている。高蔵宮（岡垣町・高倉宮）は宗像社の末社ではないが遠賀庄の惣社であり、立用分が大きかったことがわかる¹⁰。本木郷は天正十一年の注進状では二斗の立用分を含め十八石一斗三升八合の収量であったが、天正十四年の注進状では二斗の立用分を含め七石九斗四升九合の収量となっており、大きく減少している（『大社文書』三六・四八）。これは天正十一年の注進状には「荒名出作分」十一石八斗が含まれていたが、天正十四年の注進状ではこの分が含まれていないためである。

田野郷の天正十二年の注進状には「合 式石七斗四升五合内 壹斗 波折ニ立用之、 壹斗 与里岳立用之、 壹斗 森岳ニ立用之、 六斗四升 当春銀子十文目 御百性中取替之、 分米渡升一石六斗勘渡之、 残而壹石八斗五合一色升 御倉納之」とある（『大社文書』四七）。二石七斗四升五合から立用分三斗と、当春に銀子十文目と取替えられた六斗四升を差し引いた分、併せて九斗四升を引くと倉納高の一石八斗五合になる。収納高・倉納高は一色升であり、六斗四升は渡升では一石六斗になる。取り替えの主体は百姓からの要求であったことが注目される¹¹。

注進状に清銭で納められた清料が書かれた郷村についてみることにす

る。曲村は前述したので繰り返さない。内殿郷は替物銭を納めているが年度で変動している。天正九年の山田村では一貫二四六文の内、二七七文が空眉銭、九六九文が公事銭になるが、このうち一〇〇文は「当社二季相撲立用之」とされ、残り一貫一四六文が清料とある（『大社文書』二二）。天正十一年・十二年の注進状では、相撲に立用される一〇〇文はわからないが空眉銭・公銭（公事銭）ともに変動している（『大社文書』三九・四五）。本木郷は、天正十一年の注進状では六八二文が替物銭、天正十四年の注進状では九八〇文が替物銭とあるようにいずれも変動している（『大社文書』三六・四八）。曲村の注進状では、清銭で納められる田付銭以下は公銭に含まれていた。山田村では空眉銭は公事銭（公銭）と別に扱われており、本木郷の替物銭が公事銭に含まれるかは不明である。

表の収量・立用分・倉納高を改めて確認すると、年ごとの増減は郷村によつて異なる。曲村とほぼ同じ年の注進状がのこされている東郷の場合、天正九・十年に変化は少なく十一年・十二年の減少が大きい。注進状に理由は書かれていない（『大社文書』一三・二七・三七・四四）。天正十年・十一年前後の注進状がのこされている他の郷村についても、天正十年の洪水の影響は確認できない。のこされている注進状からは、天正十年の二度にわたる大雨による洪水の被害は曲村に集中していたのであろうか。升については、曲村では収量と立用分は公田升・給升・渡升が使われ、それぞれの合計と倉納高に升の名称は書かれていない。遠賀庄では納升、その他の郷村では一色升で倉納されている（地島の泊島と白浜の麦を含む）。

曲村の年未詳の注進状が何年のものか確定できないが、表三のように村

山田郷・田野郷・池田郷・本木郷・山口郷（同郷は立用分以下が關けている）については、天正十四年と他の年度とを比較することができる。天正十四年になると倉納高が減じている郷村が目につく。

この原因はこれまでみてきたように、自然災害による不安定な収量があった。これに加えて宗像氏貞領をとりまく政治情勢の変化もあったことが考えられる。天正六年に日向国へ出兵した大友勢は島津勢に大敗し、大友氏の北部九州の支配が揺らいでいる。この中で天正九年十一月十三日に氏貞勢と大友氏の家臣で立花城城督戸次道雪勢が鞍手郡で戦い、大友氏に従っていた氏貞と大友氏との和睦が破綻し戦争状態となっている。更に島津氏の筑前国進出と天正十四年三月四日に氏貞が死去したことで、宗像氏の領内支配が不安定となったことが考えられる。注進状は氏貞の死後も、天正十五年二月二十四日の池田郷天正十四年御米注進状まで作成されている（『大社文書』五二）。豊臣秀吉が島津氏攻撃のため九州へ渡海し小倉に着いたのは、天正十五年三月二十八日になる¹²⁾。

三 注進状の立用分からみた郷村

曲村の立用分についてみたが、他の郷村の立用分の費目と高を表四に掲げる。費目の記載順は年度によって異なることがあるが、初年度の費目順に準じて掲げている。

立用分のうち神専用・年中行事用からみていく。御神米について内殿郷の天正十二年の注進状には、「当社年中八ヶ度祭」と書かれている（『大社

文書』一六・三五・四三・参考七）。「当社」については、山田村の天正九年の注進状にも「当社二季相撲」とある（『大社文書』二二）。当社とは内殿郷と山田郷にそれぞれ鎮座する宗像社の末社をさしていたと考えることができる¹³⁾。『正平年中行事』には「内殿郷若宮」「十所王子社」がある。十所王子社は内殿の日吉神社になると思われる。内殿郷の社で行われる年八回の祭事にあてる御神米四斗が、毎年の立用分とされている。遠賀郡遠賀庄の高蔵宮では、年中御神米四十一石八斗二升六合が立用分とされている（『大社文書』二九）。鞍手郡の山口郷では年十四回の祭事のために一石四斗が立用分とされている（『大社文書』四〇）。『正平年中行事』に「山口若宮社」とある末社の祭事用であったと思われる。地島の天正十年の両島注進状にある泊島と天正十一年の泊島の御神米三斗も毎年の立用分とされている（『大社文書』二五・三四）。『正平年中行事』には「巖島社」「市杵島姫社白浜」¹⁴⁾、「泊若宮社」「泊若宮明神」がある。御神米は泊の末社に關するものであったと思われる。

山田村の二季相撲は毎年一〇〇文が立用分とされている（『大社文書』二一・三九・四五）。『正平年中行事』には「山田若宮社」「山田郷若宮明神」、「妙見社」「白山権現」がある。若宮明神（現在の若宮八幡宮）の祭事であったと思われる。

田野郷では、与里嶽（与里岳）、森嶽（森岳）、波折社（波折）のそれぞれについて毎年一斗が立用分とされている（『大社文書』一八・四二・四七・五〇）。『正平年中行事』には「与里嶽社」「与里嶽明神」¹⁵⁾、「杜社」^{同郷}「杜社明神」^{田野郷}がある。与里嶽は依嶽神社、森嶽と波折社は依嶽神社境内

表四 曲村以外の郷村の立用分費目と高

郷村名	年号	費目と高	
		費目	高
内殿郷	天正8年	八ヶ度御神米四斗	御百性中節合五斗 公文三斗 散仕三斗
	天正11年	年中御神米四斗	御百性中節合五斗 公文三斗 散仕三斗
	天正12年	当社年中八ヶ度祭四斗	御百性中節合五斗 公文三斗 散仕三斗
	天正13年	年中御神米四斗	御百性中節合五斗 公文三斗 散仕三斗
田野郷	天正8年	与里嶽一斗	森嶽一斗 波折社一斗
	天正11年	与里岳一斗	森嶽一斗 波折一斗 大畔橋二斗
	天正12年	与里岳一斗	森岳一斗 波折一斗
	天正14年	与里岳一斗	森岳一斗 波折一斗 橋二斗
池田郷	天正8年	吼大寺一斗	桑田社一斗 釈迦堂一斗
	天正10年	吼大寺一斗	桑殿一斗 釈迦行一斗 散仕一斗
	天正13年	孔大寺一斗	桑殿一斗 釈迦一斗 散仕一斗
	天正14年	孔大寺一斗	桑殿一斗 釈迦院一斗 散仕一斗
山田村	天正9年	膳節々合三斗	公文三斗 井手料一斗 当社二季相撲百文
	天正11年	御百性膳節々合三斗	代官三斗 井手料一斗 相撲百文
御用注 進状	天正9年	膳節々合六斗	井手料一斗 相撲百文
	天正10年	穂懸五升	秣一斗二升 盆米一斗五升 公文三斗
	天正9年	井料二斗	尻高堤五升
	天正10年	井料二斗	尻高堤五升
東郷	天正11年	井料二斗	
	天正12年	井料二斗	

社の森社と波折社になる。

池田郷では、吼大寺（孔大寺）・桑田社（桑殿）・釈迦堂（釈迦行・釈迦・釈迦院）のそれぞれについて、毎年一斗が立用分とされている（『大社文書』一九・三三・参考五・五一）。『正平年中行事』には「孔大寺権現」、「池田若宮社」「池田若宮明神」がある。『吉野期神事目録』には「桑田若宮」がある。孔大寺は孔大寺神社、桑田社は桑田神社になる。釈迦堂は『福岡県地理全誌』に池田村字桜に釈迦堂があるが、これ以前に関係する史料はない（『福岡県史』近代資料編）。

本木郷では、鎗流馬并的（鎗流馬的）に毎年二斗が立用分とされている（『大社文書』三六・四八）。『正平年中行事』には「本木若宮社」「同老松社」「本木社若宮明神」「社内宗像社一方生松明神」がある。

在自郷では牧口社一斗の他に粥五升と引敷一斗が立用分とされている（『大社文書』参考四）。粥と引敷は牧口社に関するものである。『正平年中行事』には「在自牧口社小神若宮」「在自郷牧口大明神」「同郷若宮明神」がある。

次に年中行事に関する立用分をみることにする。それぞれの郷村には末社が鎮座しており、社の祭礼とのかかわりも考えられる。内殿郷では毎年、「御百性中節合五斗」が立用分とされている。山田村では毎年、「膳節々合」（御百性膳節々合）三斗が立用分とされている。土穴郷では毎年、元節供、修正（修正行）、御神楽米（神楽米）がそれぞれ一斗五升、「御百性節合」「御百性中節合」「節合」三斗が立用分とされている（『大社文書』三一・三八・四六）。天正十年の両島注進状には泊島と白浜のそれぞれ三斗が「御

泊島	天正10年	御神麦三斗 公文三斗 御百性中御祝三斗
	天正11年	神麦三斗 公文三斗 御百性中三斗
白浜	天正10年	三分二地頭分一石一升 御百性中御祝三斗
遠賀庄	天正10年	高蔵宮年中御神米四十一石八斗二升六合
土穴郷	天正10年	元節供一斗五升 修正一斗五升 御神楽米一斗五升 御百性節合三斗 公文三斗 散仕二斗
	天正11年	元節供一斗五升 修正行一斗五升 御神楽米一斗五升 御百性中節合三斗 公文三斗 散仕二斗
	天正12年	元節供一斗五升 修正一斗五升 神楽米一斗五升 節合三斗 公文三斗 散仕二斗
本木郷	天正11年	鑄流馬并的二斗
	天正14年	鑄流馬的二斗
山口郷	天正11年	年中十四ヶ度祭一石四斗 井手料五斗
勝浦村	天正13年	公文三斗
在自郷	天正13年	牧口社一斗 粥五升 引敷一斗

「百性中御祝」の立用分とされており、翌年の泊島注進状では三斗が「御百性中」の立用分とされている（『大社文書』二二五・三四）。御用注進状では穂懸五斗、秣一斗二升、盆米一斗五升が毎年の立用分とされている。具体的な用途を明らかにできないが祭事か年中行事に関わるものである。内殿郷・山田村・土穴郷では御百姓の節会が立用分とされ、地島の泊と白浜では「御百性中御祝」が立用分とされている。前述のように、田野郷の天正十二年の注進状に書かれている当春銀子十文目取り替えの主体は百姓であった（『大社文書』四七）。郷村の末社の祭事も百姓が中心となっていたのであろう。単年度の分もあるが、これまであげた立用分は固定され、郷村に留保されている。

灌漑・治水用の立用分は、山田村で井手料一斗が毎年の立用分とされている。東郷では井料（井手料）二斗が毎年の立用分とされ、天正九年には尻高堤五升が立用分とされている（『大社文書』一三三・二七・三七・四四）。山口郷では井手料五斗が立用分とされている。山田村と東郷の井手料は固定されている。田野郷では天正十一年の注進状に大畔橋二斗、天正十四年の注進状に橋二斗が立用されおり、同じ橋をさしていると思われる。井手料（井料）、橋が立用されているように、これらは曲村と同様、郷村の百姓が設置・管理していたのであろう。

この他、内殿郷では毎年、三斗がそれぞれ公文と散仕の立用分とされている。池田郷では天正八年にはないが、天正十年・十三年・十四年に散仕の一斗が立用分とされている。御用注進状では天正九年に公文の三斗が立用分とされている（『大社文書』二二二）。両島天正十年検麦注進状では泊島で三斗が公文に立用されている（翌年の注進状にもある）。白浜では二石八斗四升のうち「一石 公文分 今御倉納」「一石一升 三分二地頭分」「五分三升 三分一御倉納」「三斗 御百性中御祝立用之」とあるように、「三分二地頭分」「御百性中御祝」が立用されている。この他に「壹石定麦 弁済仕分」が今御倉納とされている。土穴郷では毎年、公文三斗と散仕二斗が立用分とされている。勝浦村では公文三斗が立用分とされている（『大社文書』参考三三）。山田村の天正九年の注進状には公文三斗が立用分とされ、天正十一年の注進状では代官三斗が立用分とあるように、公文と代官は同意と思われる。翌年の注進状には公文・代官共に書かれておらず、三斗も書かれていない。

公文、散仕（散使）、弁済仕、代官は公領・荘園を管理するためにおかれていた役職になる。注進状が書かれた当時、郷村にその役職がおかれ有力百姓が任じられていたというよりも、御百姓の存在からは、郷村に留保される立用分のために前代の役職名が使われていたのではないだろうか。これらの立用分はほぼ固定されていた。

おわりに

注進状からは、郷村の収量から灌漑・治水関係、鎮座する社の神事関係、年中行事などの立用分が差し引かれ、倉納されていたことがわかる。曲村の鷹見宮は宗像社の末社と確認できないが、多くの郷村では宗像社末社の祭事と、「御百姓中節合」などの年中行事が行われていた。曲村では百姓と名子が節会に参加している。名子は御用作に携わり、村外にも出作していたように、宗像氏に掌握され曲村に属していたと考えられる。しかし名子も曲村の構成員の一員であり、節会のみならず鷹見宮九日祭などの祭事にも参加していたのであろう。

堤料・井手料（井料）などの灌漑・治水のための立用分も確認できる。百姓はこれらの利水設備を造成・維持・管理し、その経費について注進状に署名した倉納を担当する凶師以下の実務担当者と交渉していた。大雨・洪水などの自然災害による不作時にも百姓が倉納分の減免交渉にあたった。

その他、公文、散仕、代官なども書かれている。これらの実態はなく、

名目上計上され、郷村に留保されていたのではなからうか。

このように注進状からは自然災害による不安定な生産、郷村に生きる百姓・名子の様子、百姓による自治など、倉納地の郷村の様子をみることもできる。

小早川隆景が豊臣秀吉から筑前国を与えられると、注進状に書かれた郷村のうち田野郷だけが社領とされている。

（元福岡県立図書館職員）

註

（1）『嶺家文書』は宗像大社に三十八通と目録、松崎文書館に五通を所蔵。『宗像市史』史料編中世2（一九九六年）と『宗像大社文書』第三卷（二〇〇九年）に『嶺家文書』の史料群名で収録。後者には堀本一繁氏による「嶺家文書」の解題と史料ごとの註解がなされている。本稿では『宗像大社文書』は『大社文書』と略し、「嶺家文書」の史料番号のみ記載し引用した。「嶺家文書」以外の史料は『宗像市史』から引用し、『市史』と略し史料群名と史料番号を記載した。あわせて「嶺家文書」以外の『大社文書』に収録されている史料は、巻数のみ記載した。

（2）署名部分が欠落している注進状を除けば、天正十年十月二十八日の遠賀庄天正十年御米注進状には豊福長賀・吉田良知・高山栄秀の署名がない（『大社文書』二九）。連署状の六名の署名順序は定まっているが、氏貞家臣が二番目に連署していることが多い。堀本氏は「嶺家文書」解題で、連署した家臣と社領の存在する郷村とのつながりを指摘している。曲村の注進状に氏貞家臣の署名

はない。

- (3) 『宗像神社史』下巻第十三章第四節第一項、一九六六年。特に断らない限り、『宗像神社史』とは同項からの引用になる。堀本氏「嶺家文書」解題も参照。注進状を宗像社の倉に納められる社領のものとするれば、宗像氏直轄料との関係が問題になる。御米注進状が発給される前になるが、天正三年十一月十五日に吉田貞辰は氏貞から父親である吉田秀時の知行地と、遠賀郡の内浦郷と地島の白浜代官職を安堵されている（「吉田ツヤ文書」『市史』五七〇―一、『大社文書』第三巻）。注進状では内浦郷と白浜に倉納地が設定されていた。本稿では注進状を家臣の知行地とは異なる倉納地の郷村の実態を知るための史料として利用し、社領と直轄料との関係についてはふれない。
- (4) 「坪付状からみた宗像氏貞家臣知行地の郷村」（『駒澤史学』九四号、二〇二〇年）。
- (5) 御用注進状について『宗像神社史』の一覧表は村名欠とする。堀本氏は『大社文書』二二註解（1）で、本文中に「諸郷御用作」とあるので宗像氏の支配領域内に散在する小規模の直轄領から収納される貢租を集計したものかとする。
- (6) 『宗像神社史』は注進状の一覧表で天正十二年分に収録。堀本氏は『大社文書』五三註解（1）で第三宮と鐘樓の造営が書かれていることから、天正十二年から十四年の発給とする。
- (7) 曲の歴史は、『日本歴史地名体系 福岡県の歴史』（平凡社、二〇〇四年）宗像市曲村参照。地形などは『新修宗像市史うみ・やま・かわ』口絵3―1―A・E、第2章第1節第2節、第3章第1節（二〇一九年）。『宗像市史』通史編第一巻自然・考古第2章第1節、第2節（一九九七年）参照。
- (8) 天正十年三月七日、宗像氏家臣が第一宮に願文を納め、「鐘一口鑄之、并樓閣御建立」を誓約している（「新撰宗像記考証」『市史』六二九―一）。翌十一年四月十七日に鐘が新鑄されている（『宗像文書』『市史』六四八、『大社文書』第二巻）。第三宮と鐘樓の造営が引き続きおこなわれたことがわかる。
- (9) 『筑前国統風土記附録』『筑前国統風土記拾遺』。『筑前国統風土記拾遺』には慶長四年（一五九九）の棟札があり、鷹見権現と書かれていたとある。
- (10) 年未詳十二月二十日付竹井宮内丞・瓜生彦太郎・畔口新藏人宛畔口兼統他庄内各々中連署訴状から、宗像社辺津宮第一宮造営時に遠賀庄へ段米が課せられていたが、この他に「当社高藏宮」造営のために段米が段別に三升課せられていたことがわかる（「竹井文書」『市史』五八一）。
- (11) 『大社文書』四七註解参照。
- (12) 氏貞死後の宗像氏については、以下の拙稿で述べている。拙著『戦国時代の筑前国宗像氏』第三編第一章、第四編第一章（初出二〇一二年、二〇一〇年）、花乱社、二〇一六年。拙稿「豊臣秀吉の九州出兵と宗像氏宛発給文書」（『宗像市史研究』創刊号、二〇一八年）。「新出宗像才鶴宛豊臣秀吉文書と宗像才鶴」（『宗像市史研究』第三号、二〇二〇年）。
- (13) 宗像大社所蔵の神事・年中行事関係の諸本は、『大社文書』第三巻に収録され、森茂暁氏が解題と註解をしている（二〇〇九年）。本文では諸郷に末社が鎮座していたことを確認するために、『正平二十三年宗像官年中行事』（『正平年中行事』と略す）と『吉野朝神事目録』から末社を引用した。史料にみえる諸郷の末社については『宗像神社史』上巻第七章第二節第五項（一九六一年）と森氏による註解参照。神事史料については、河窪奈津子「宗像大社所蔵の神事史料」（『神道宗教』二二一号、二〇〇八年）がある。

最後の大宰府守護所下文と宗像大宮司家

野木 雄大

はじめに

宗像大社所蔵の中世文書は、その多くが『宗像大社文書』第一巻～第四巻（宗像大社文書編纂刊行委員会編、一九九二年・一九九九年・二〇〇九年・二〇一五年）として翻刻され、読下しや詳細な注釈が付されている。宗像大社に関する体系的研究は『宗像神社史』上巻・下巻・附巻（宗像神社復興期成会編、一九六一年・一九六六年・一九七一年）があるが、同史料集の刊行によりさらなる研究の進展が期待される。

本稿では、『宗像大社文書』に収録されなかった文書を探り上げてみたい。その一つが、弘安二年（一二七九）二月二〇日付けの大宰府守護所下文である。この文書は、『宗像郡誌』、『大宰府・太宰府天満宮史料』、『鎌倉遺文』、『宗像市史』には収録されており、周知の文書ではあるが、個人の所有であるため『宗像大社文書』には収録されなかった^{〔1〕}。

大宰府守護所下文は特異な文書様式をもつ。武藤氏（少武氏）の主宰する大宰府は、同時に三前一島の守護所でもあったため、一般に「宰府守護所」と称せられた^{〔2〕}。ただし、大宰府と守護所の発給文書は明確に区別

されており、守護所の発給文書として、大宰府守護所下文と大宰府守護所牒とが知られている。どちらも守護武藤氏が袖判を加え、差出書に大少監典等の大宰府官人たちが連署するという珍しい様式をもち、この文書様式こそ武藤氏が現地大宰府の最高責任者であることを示すとされている^{〔3〕}。内容は、武藤氏の守護管国に対して関東あるいは六波羅の命令を施行するものが多い。

さて、弘安二年大宰府守護所下文のもう一つの特異性は、その発給時期である。【表一】は大宰府守護所が発給した文書の一覧である。大宰府守護所下文が二五通（天野遠景期の下文を含む）、大宰府守護所牒が八通確認されている。ここで気が付くのは、両文書様式は鎌倉期を通して継続的に発給されたのではなく、概ね一二六〇年代で発給されなくなっている点である。弘安年間以降は二通しか確認されておらず、その一通が弘安二年大宰府守護所下文^{〔4〕}（【表一】No.31）であり、もう一通は筥崎宮所蔵「御油座文書写」の嘉元元年（一三〇三）八月二日付け大宰府守護所下文（【表一】No.32）である。後者は様式や内容の点から文書の信憑性に疑問がある^{〔5〕}。すなわち、弘安二年大宰府守護所下文は、現存する同様式の文書の最下限

【表一】大宰府守護所発給文書

No.	年月日	文書名 * 1	書出	宛所	対象国	事書	袖判	出典 * 2
1	文治2年(1186) 6月27日	大宰府守護所下文案	(下脱力)	藤原家宗	筑後	□□任鎌倉殿御下文旨令知行所領等事	—	上妻文書 (鎌1-119)
2	文治2年(1186) 9月27日	大宰府守護所下文案	下	肥前国小津東郷内 奄造寺村田畠住人	肥前	可任鎌倉殿御下文旨以藤原季家為地頭事	—	諫早家系事蹟集 (鎌1-179)
3	文治3年(1187) 6月17日	大宰府守護所下文案	下	平通隆	豊後	可任 鎌倉殿御下文、停止備後權守高經非論、為地頭、令知行肥前国基肄郡内曾祢崎并堺別符行武名事	—	曾祢崎文書 (鎌1-240)
4	文治3年(1187) 10月7日	大宰府政所下文案	下	宇佐宮社僧神官等所	豊前		—	到津文書 (鎌1-273)
5	文治4年(1188) 3月13日	大宰府守護所下文写	下	肥前国々分寺住人	肥前	可任 鎌倉殿御下文旨、以藤原季永為当寺地頭職事	—	国分寺文書 (鎌1-318)
6	建永元年(1206) 10月15日	大宰府守護所牒	□護所牒		肥前	武雄社衙	—	武雄神社文書 (鎌3-1644)
7	建保3年(1215) 10月9日	大宰府守護所牒	守護所牒	肥前国武雄黒髮両社衙	肥前	欲早任鎌倉殿政所御下文旨、致沙汰参箇条事	(花押) =資頼	武雄神社文書 (鎌4-2184)
8	建保5年(1217) 正月22日	大宰府守護所下文案	守護所下	豊前国住人田部太子	豊前	可早任鎌倉殿政所御下文旨、致沙汰参箇条事	—	末久文書(鎌4-2285)
9	貞応元年(1222) 7月9日	大宰府守護所下文写	守護所下	藤木村住人等	肥前	可早任 鎌倉殿御下文旨、停止源太子妨、如元令兵衛尉幸基致沙汰、当村地頭職之事	—	綾部家文書 (鎌44-補780)
10	貞応元年(1222) 12月23日	大宰府守護所下文案	守護所下	石志次郎潔	肥前	— 潔訴申舎兄山本四郎見、背親父故老讓狀、押領松浦庄石志村木患子原内畠地、奪取苧麦、以所讓得田地、擬立別名由事 — 河崎五郎登背本名福永名、以新儀立別名得元、相論河崎内宗入道屋敷老所事	在判	石志文書 (鎌5-3032)
11	貞応3年(1224) 6月16日	大宰府守護所牒写	守護所牒	宇野御厨	肥前	欲令早任 鎌倉殿御教書并当時知行、大江通一致沙汰、当御厨内西宮大宮司職・檢非違所・海夫等本司職・龜淵地頭職事	—	武雄鍋島家文書 (鎌44-補848)
12	嘉禄元年(1225) 12月23日	大宰府守護所牒写	守護所牒	宇佐宮衙	豊前	欲早任 鎌倉殿御下文旨、以当宮官人代氏安令致沙汰、土器工長職并神領高村名田畠事	(花押影) =資頼	高牟礼文書 (鎌5-3444)
13	嘉禄2年(1226) 9月14日	大宰府守護所下文写	守護所下	家上五郎别当光友	筑前	可早任先例并寄進旨、為国安御分御座衆事	(花押影)	宮崎八幡宮文書 (鎌5-3523)
14	寛喜3年(1231) 4月16日	大宰府守護所牒写	守護所牒	宇野御厨衙	肥前	欲令早任 鎌倉殿御下文旨、以大江通頼、為当御厨内保々木・紐差・池浦・大島地頭職并神官檢非違所・海夫下司職事	—	武雄鍋島家文書 (鎌44-補1031)
15	貞永元年(1232) 閏9月9日	大宰府守護所下文案	守護所下	成恒大三郎国守	豊前	可早任六波羅殿御下知旨参上、并申子細、大和太郎兵衛尉時景訴申、巧新儀不從地頭由事	—	末久文書 (鎌6-4385)
16	貞永2年(1233) 正月22日	大宰府守護所牒写	守護所牒	綾部庄	肥前	欲早任將軍家政所下文旨、令右衛門尉藤原幸基、為当庄地頭職事	—	綾部家文書 (鎌44-補1106)
17	天福元年(1233) 11月18日	大宰府守護所下文	守護所下	一王房隆頼	肥前	可早任 鎌倉殿御下文旨、令領知、肥前国三根西郷内正義名并免田式町伍段、久乃名田参町伍段、山田西郷内田地参町、河上宮四足免参町、北久布志良村内小得元藪・大万藪事	(花押) =資能	河上神社文書 (鎌7-4574)
18	嘉禎3年(1237) 10月11日	大宰府守護所下文案	守護所下	藤原能門	肥前	可早任 將軍家政所御下文旨、令領知肥前国武雄社大宮司職事	袖判	武雄神社文書 (鎌7-5183)
19	嘉禎4年(1238) 10月30日	大宰府守護所下文	守護所下	山代三郎固後家尼法阿弥陀仏	肥前	可早任六波羅殿御下知状、令法阿弥陀仏進退領掌固所領并所帯以下遺物等事	(花押) =資能	山代文書 (鎌7-5317)

20	延応元年(1239) 9月20日	大宰府守護所下文	守護所下	山代三郎固後家尼	肥前	可早任 鎌倉殿御下文旨、停止源氏(固女子)濫訴、尼一期知行後、令源広(固猶子)伝領所領事	(花押) =資能	山代文書 (鎌 8-5476)
21	仁治2年(1241) 11月12日	大宰府守護所下文	□□(守護力)所下	伊福三郎道行□(等力)	肥前	可早任鎌倉殿御下知□(状力)、停止大河次郎行元濫訴、如元各令領知伊福、大河兩村事	—	大川文書 (鎌 8-5960)
22	寛元2年(1244) 8月18日	大宰府守護所下文	守護所下	山代三郎固後家尼	肥前	可早任 鎌倉殿御下文旨、停止益田六郎入道子息三郎通広濫訴後家尼改嫁相論事	(花押) =資能	山代文書 (鎌 9-6363)
23	宝治元年(1247) 11月5日	大宰府守護所下文案	守護所下	藤原勝丸	肥前	可早任 鎌倉殿御下文旨、令領知肥前国佐嘉郡小千員内名町(ママ)捨町(在坪付云々)并北津留田畠・伊佐早庄内遠竹村(本名伊崎□(内)、以上祖母一期之後、可知行之由、載讓状)及高木内中津留村、(号武末名)田畠等地頭職事	御判	高城寺文書 (鎌 9-6896)
24	建長4年(1252) 10月22日	大宰府守護所下文案	守護所下	中原氏(住江太郎宇佐嗣輔後家)	豊前	可早任鎌倉殿御下文旨、領知豊前国江島別符内小犬丸田畠并宇佐居屋敷式箇所・向野山佐波利田畠町・辛島郷内田伍段・封戸有永田畠・同下毛秋直名田畠事	—	益永家記録三 (鎌 10-7486)
25	建長5年(1253) 12月8日	大宰府守護所下文案	守護所下	藤原資朝	肥前	可早任 將軍家政所御下文旨、令領知肥前国佐嘉郡内大蔵千員田畠(除家宗并藤原太子分等)并高木屋敷・同陣内藤木田畠・是貞内中島田畠・河上本領田畠・同宮司職等事	在判	実相院文書 (鎌 10-7653)
26	建長7年(1255) 5月23日	大宰府守護所下文	守護所下	肥前国戸八浦住人	肥前	可早任 將軍家政所御下文旨、令深堀五郎左衛門尉為地頭職事	(花押) =資能	深堀家文書 (鎌 11-7873)
27	康元2年(1257) 2月11日	大宰府守護所下文写	守護所下	国分次郎忠俊	肥前	可早任 將軍家政所御下文旨、令領知肥前国朽井村并国分寺地頭職事	(花押影) =資能	多久家文書 (鎌 11-8075)
28	文応元年(1260) 6月17日	大宰府守護所下文案	守護所下	肥前国松浦庄石志村住人	肥前	可早任 將軍家政所御下文旨、令石志源三郎兼、如元為当村地頭職事	在判	石志文書 (鎌 12-8530)
29	文永7年(1270) 2月	大宰府守護所牒	日本国大宰府守護所牒				—	本朝文集六十七 (鎌 14-10588)
30	文永9年(1272) 11月29日	大宰府守護所牒	守護所牒	宗像宮衙	筑前	欲早任六波羅殿御下知旨、令致沙汰当社領山田村事	(花押) =資能	宗像神社文書 (鎌 15-11151)、 「宗像大社文書」 第1巻45号
31	弘安2年(1279) 12月20日	大宰府守護所施行状 (大宰府守護所下文)	守護所下	宗像弥松丸	筑前	可早任 將軍家政所御下文旨、令領知肥前国晴氣保地頭職事	(花押) =資能	宗像神社文書 (鎌 18-13803)、 「大」巻八
32	嘉元元年(1303) 8月2日	大宰府守護所下文写	大宰府守護所下	佐伯守継	筑前	可早任先例、為国安油座衆事	(花押影)	筥崎宮油座古文書写 (鎌 29-21929)

* 1 : 文書名は『鎌倉遺文』に拠る。

* 2 : 『鎌倉遺文』=鎌(括弧内に巻数と文書番号を記す)、『大宰府・太宰府天満宮史料』=「大」

になるのである。

最下限の大宰府守護所下文が宗像大宮司家に発給されたのはなぜだろうか。また、この文書は当該期の宗像大宮司家にとってどのような意義をもつのであろうか。本稿では、弘安二年大宰府守護所下文の検討を通して、当該期の鎌倉幕府と宗像大宮司家との関係を明らかにすることを目的とする。

一 弘安二年二月二〇日付け大宰府守護所下文と所領 注進命令

まず、弘安二年大宰府守護所下文を引用する。

【史料一】⁽⁶⁾

(少式部
花押)

守護所下 宗像弥松丸

可_下早任_二 將軍家政所御下文旨_一、令_上領_二知肥前国晴氣保地頭職_一事、
右、今年十月廿八日 御下文今日到来儀、 將軍家政所下宗像弥松丸、
可_レ令_上早領_二知肥前国晴氣保地頭職_一事、右任_二亡母藤原氏建治三年六月
十五日讓狀_一、為_二彼職_一守_二先例_一、可_レ被_二沙汰_一之状、所_レ仰如_レ件、以
下者、件地頭職事、早任_二 御下文之旨_一、可_レ令_上弥松丸領知_一之状、如_レ件、
弘安二年十二月廿日^(二七九)

権少監惟宗朝臣 (花押)

監 代平朝臣 (花押)

監 代小野朝臣

監 代清原真人 (花押)

監 代橘朝臣

弘安二年大宰府守護所下文は、肥前国晴氣保地頭職を宗像弥松丸に安堵した同年一〇月二八日付け將軍家政所下文を施行したものである。晴氣保は元暦二年(一一八五)に源頼朝が藤原隆頼に与えた後⁽⁷⁾、藤原氏に相伝された。宗像弥松丸は、後の大宮司氏盛で、彼は母藤原氏に相伝された肥前国晴氣保地頭職を建治三年(一二七七)に譲与された⁽⁸⁾。その二年後の弘安二年に將軍家政所下文により安堵されたのであるが、この將軍家政所下文は残存していない。なお、【史料一】は次の六波羅施行状を経て発給されたことが確認できる。

【史料二】⁽⁹⁾

可_レ令_下早宗像弥松丸_一領_中知肥前国晴氣保地頭職_上事、
右、任_二今年十月廿八日関東御下文_一、可_レ令_上致沙汰_一之状如_レ件、
弘安二年十二月二日

左近将監平朝臣 (花押)^(北条時國)

陸奥守平朝臣 (花押)^(北条時村)

注目すべきは、時の大宮司で、氏盛の父である宗像長氏に対しても同日付けで次の六波羅施行状が発給されている点である。

【史料三】⁽¹⁰⁾

可^(レ)令^(三)早^(二)為^(一)權大宮司長氏筑前国宗像社大宮司社務并別符宮方検断公文職一事

右、任^(三)今年十月廿八日関東御下文、可^(レ)令^(三)致^(二)沙汰^(一)之状如^(レ)件、

弘安二年十二月二日

左近将監平朝臣(北条時國)(花押)

陸奥守平朝臣(北条時村)(花押)

弘安二年一〇月二八日付け「関東御下文」によって、長氏は「大宮司社務并別符宮方検断公文職」に補^(レ)任^(二)されたのである⁽¹¹⁾。【史料二】では、将軍家政所下文が「関東御下文」と表現されており、【史料三】の「関東御下文」も将軍家政所下文であったと思われる。すなわち、長氏の社務(大宮司)職補任とその後継者である弥松丸の晴氣保地頭職安堵について、弘安二年十月二十八日付けで将軍家政所下文が発給され、これらは同年十二月二日に六波羅によって施行(【史料二】【史料三】)、さらに、大宰府守護所下文によって施行されたのである。現存していないが、長氏の大宮司職補任についても、【史料二】と同日付けで大宰府守護所下文が発給されている⁽¹²⁾。

【史料一】が長氏の大宮司補任とともに発給された事実は重要である。弘安二年は文永の役が終わり、二度目の蒙古襲来が予期される時期にあた

る。鎌倉幕府は蒙古襲来の緊張が高まる中で、文永の役以前から準備を進めていた。軍役賦課のために御家人の所領を正確に把握しなければならなかった幕府は、文永一〇年(一二七三)八月三日、御家人や地頭が補任された所領に対して、「名字分限」や「領主之交名」を注進するように命じた⁽¹³⁾。同様の注進命令がおそらく全国に発令されたと思われるが、これは前例のないほど徹底的な土地調査であった⁽¹⁴⁾。この注進命令によって、鎮西においても積極的な御家人編成が開始されたのである。

これを受けて作成された注進状の実例が現存するのは宗像大宮司家のみである。大宮司長氏は、所領の証文目録を作成し、目録に掲げた全ての文書の案文を付した「大宮司長氏証文注進目録案」(以下、「長氏注進状」)を編纂した。目録の最初と最後の箇所を掲示する。

【史料四】⁽¹⁵⁾ (へ)は割注、以下同じ)

「宗像六郎入道所^(瑞葉寺)進証文」

注進

就^(三)文永十年八月三日関東御教書「被^(三)尋^(二)下^(一)、筑前国御家人宗像大宮司長氏所領当国宗像社領并同国赤馬庄田久村領主地頭職御下文・御下知・御教書以下証文事、

合惣田数肆佰陸拾陸町参段

一 宗像社領分

本神領宮方三百六十三町

別符方八十三町三段

半不輪内当知行分三十町

一 赤馬庄分

田久村名田等二十町

已上所領本公驗并次第相伝讓狀、長氏帶レ之当知行矣、

証文等

(中略)

右、件社領惣領主地頭(付檢断公文)職事、長氏帶^二右大将家御判御消息以下代々御下文・御下知・御教書等^一、為^二重代御家人^一、補^二大宮司職^一、一事以上執^二行社務^一之間、且專^二神祭^一、致^二御祈祷^一、每年所^レ令^二進^三上御卷數^一也、仍証文注進目錄如^レ件、

文永十一年六月十八日

大宮司宗像長氏

「長氏注進狀」の意義については、別稿で次のような私見を述べたことがある。大宮司としての権力が不安定であった長氏は、緊急の軍事体制を整えなければならなかった鎌倉幕府の状況を利用し、大宮司権力を確立しようと試みた。そこで、幕府の所領注進命令に応じた「長氏注進狀」において、氏実から長氏に至る間に存在していた複数の大宮司の正統性を否定し、氏実―氏国―氏業―長氏という「代々御家人」による大宮司職相伝の正統性を創出した。本家による大宮司職補任を前提に安堵をしていた幕府が、「長氏注進狀」から五年後の弘安二年、初めて下文の発給による主体的な大宮司職補任を行い(Ⅱ【史料三】が施行する「今年十月廿八日関東御下文」)、この補任を得たことこそ「長氏注進狀」が主張した相伝の正統

性が幕府に承認されたことを示している⁽¹⁶⁾。

長氏が大宮司としての権力を確立するために「長氏注進狀」は大きな役割を果たした。幕府による補任が將軍家政所下文↓六波羅施行狀↓大宰府守護所下文という正式な文書様式・施行方法によって行われたことは、それ以前の補任の状況と比較して決定的な相違がある。さらに、「長氏注進狀」が「社領惣領主地頭(付檢断公文)職事」と表現した内容を、幕府側は「大宮司社務并別符宮方檢断公文職」(【史料三】)とし、大宮司職の補任と「別符方」・「宮方」の檢断・公文職の安堵を行った。「宮方」は神事用途料所として大宮司の一円支配が及ぶ所領、「別符方」は莊園領主の領主権により大宮司の一円支配が及ばない所領である⁽¹⁷⁾。特に「別符方」の檢断・公文職が認められたことの意義は大きい⁽¹⁸⁾。以後、「別符宮方檢断公文職」は大宮司職とともに次代の大宮司に相伝されていくのである⁽¹⁹⁾。

本稿において強調したいのは、宗像大宮司家にとって最も重要な「大宮司社務并別符宮方檢断公文職」と同様の手続きで、氏盛の私領である晴氣保地頭職の安堵が行われたことである。この点について、次章で検討を加えていく。

二 宗像大宮司家の権力確立

大宮司職は氏業―長氏―氏盛(弥松丸)と相伝されていくが、この三名(文永一一年段階で氏盛は晴氣保を譲与されていないため、注進の主体は母藤原氏)は、それぞれ注進狀を幕府(関東)に提出している。それを示すの

が次の史料である。

【史料五】⁽²⁰⁾

被_レ下_二 関東御教書_一 候所領注進事、

大宮司殿注進状并藤原氏注進状二通（一通宗像社領并赤間庄地頭職事、一通肥前国晴気保地頭職事、）給了、且又筑前国吉田乙丸并肥前国伊佐早庄内永野村五分二地頭職事、御注進状校_二正文_一令_二返進_一之候、加_二御判_一可_レ給候、可_レ令_レ進_二上_一 関東_一候、毎事期_二後信_一候、恐々謹言、

（文永二年）
八月八日

宗像入道殿御返事

（経資）
大宰少式（花押）

幕府に提出された文書は、大宮司長氏による「大宮司殿注進状」（＝「長氏注進状」＝「一通宗像社領并赤間庄地頭職事」と弥松丸の母藤原氏による「藤原氏注進状」（＝「一通肥前国晴気保地頭職事」、長氏の父氏業（浄恵）による「宗像浄恵（氏業）証文注進状案」⁽²¹⁾（＝「筑前国吉田乙丸并肥前国伊佐早庄内永野村五分二地頭職事」、以下「氏業注進状」と記す）の三通である。【史料五】から、「氏業注進状」は、少式経資の元で正文と校合され、一度氏業に返却、氏業が加判した上で再度経資に返送するよう命じていることが分かる。おそらく、長氏と藤原氏それぞれの注進状についても同様の作業が行われたと思われる。そして、宗像大宮司家から提出された三通の注進状は、筑前国守護の少式経資を介して関東へ提出され

たのである。

ここで興味深いのは氏業の動向である。【史料五】が示すように、氏業は少式経資から直接書状を受け取っており、また、「長氏注進状」の端裏書に「宗像六郎入道所_レ進証文」と記されるなど、注進状の作成に氏業が大きく関与していたことが窺われる。森幸夫氏は、経資が「長氏注進状」の受け取りを氏業に報じていることから、「長氏注進状」は氏業の主導で編纂されたとする⁽²²⁾。本稿では、同様の返送・加判作業は、長氏・藤原氏に対しても行われたという立場をとるが、【史料五】が氏業に発給されたのは、それ以前に形成された少式氏と氏業との直接的な関係によるものであると思われる。

氏業は甥の氏郷（長野小太郎）と伊佐早庄永野村地頭職をめぐって相論をし、弘長二年（一二六二）の請文で、中分によって東方を氏業、西方を氏郷として絵図に朱筆をもって境界を引いた。その際に、少式資能が判を加えているのである⁽²³⁾。氏業の大宮司としての正統性は同時代の大宮司家の中でも低かったことが指摘されているが⁽²⁴⁾、氏業は自らの大宮司としての地位を確立していく過程で少式氏との関係性も重視したのである⁽²⁵⁾。

また、氏業は、注進状提出の前後の期間、少なくとも文永五年（一二六八）から弘安六年（一二八三）まで京都を拠点とし、六波羅奉行人として活動していた⁽²⁶⁾。森氏の見解のように、各注進状作成が氏業の主導によって行われたとまでは断言できないが、それらが幕府に承認され、政所下文の発給に至る経緯の中で、氏業が築いた六波羅・少式氏と関係性は有効だっ

たと思われる。

一方で、氏業の注進した所領については、幕府からの安堵の事実を確認されていない⁽²⁶⁾。「筑前国吉田乙丸并肥前国伊佐早庄内永野村五分二地頭職」は氏業の私領であるが、代々の大宮司は相伝される社領とともに自らの経済基盤となる私領を所有していた。氏業は既に大宮司を退いているが、現大宮司長氏の私領である赤馬荘は、【史料三】の社務(大宮司)職に含まれ、同時に安堵されたと思われる。さすれば、氏盛がその私領である晴気保を安堵されたのは、次期大宮司への就任を期待してのことだったのでなかろうか。

また、宗像郡山田村が文永九年(一二七二)十一月十九日付けの大宰府守護所牒(【表一】No.30)によって安堵されていることも注目できる。実は大宰府守護所牒も、文永七年の「日本国大宰府守護所牒」を例外とすれば⁽²⁷⁾、現存文書では貞永二年(一二三三)以来となる発給であった(【表一】No.16)。さらに、牒と全くの同日付けで、藤原氏に晴気保を安堵する大宰府守護所下文も発給されているのである⁽²⁸⁾。幕府は、文永九年に豊後国御家人野上資直に肥前・筑前国の要害警固を命じており⁽²⁹⁾、異国警固番役の覆勘状も文永九年を初見として八六通確認されている⁽³⁰⁾。幕府による異国警固の開始と、それまで発給が絶えていた大宰府守護所下文・牒による宗像大宮司家の所領安堵が軌を一にして行われたのである。

すなわち、文永・弘安年間、蒙古襲来による軍事的緊張を利用して、氏業・長氏は大宮司としての権力・正統性を確立しようと試みた。所領注進命令に基づく注進状作成の結果、将軍家政所下文↓六波羅施行状↓大宰府

守護所下文が発給され、補任・安堵が実現したのである。発給されなくなつて久しい大宰府守護所下文・牒の発給が、文永九年・弘安二年に行われたのは、正式な文書によって補任・安堵されることで、自らの権力・正統性を強固にする必要が氏業・長氏にあったためではなからうか。

このように考えると、【史料一】が最後の、大宰府守護所下文となつてしまったのは偶然ではないといえる。発給されなくなった文書様式が、宗像大宮司家側の要求によって発給されたため、他の同様式の文書と時期がずれてしまったのである。しかし、【史料一】の背景に隠された幕府と宗像大宮司家の動向は、両者の切迫した状況と相互利用の実態を雄弁に物語る。【史料一】が宗像大宮司家に対して発給されたことの意義は決して小さくないのである。

むすびにかえて

多くを推論に拠つたが、本稿では、弘安二年二月二〇日大宰府守護所下文は宗像大宮司家からの要求によって発給され、その実現が大宮司の権力確立に重要な役割を果たしたという試案を述べてみた。

最後に氏盛のその後について触れて稿を終えたい。氏盛は晴気保地頭職を複数回にわたって安堵され⁽³¹⁾、延慶二年(一一三〇九)に長氏から大宮司を譲与される⁽³²⁾。しかし、長氏の影響力の下で氏盛は微妙な立場に立たされる。応長二年(正和元年(一二三一二))、氏盛は「社務職并別府・宮方検断公文職」と晴気保地頭職を子息松法師(氏範)に譲与する⁽³³⁾。と

ころが、元亨四年（一二三四）に、長氏からも松法師に「社務職并別府・^(符)宮方検断公文職」が譲与されているのである。旧稿では、氏盛の譲与は正式なものではなく、元亨四年に正式に長氏から氏範に「社務職并別府・宮方検断公文職」譲与が行われたとし、右のような事態の背景として氏盛の権力の不安定さを想定した⁽³⁾。氏盛は「三箇条にわたって宗像大宮司家の支配権について規定し、中世武家家法において著名な「宗像氏盛事書案」⁽³⁵⁾の制定で知られているが、かかる家法を制定したところが彼の権力の不安定さを示しているのであろうか。鎌倉期における氏盛以降の大宮司権力については、今後の課題としたいと思う。

（文化庁文化財第二課）

註

- (1) 『大宰府・太宰府天満宮史料』『鎌倉遺文』『宗像市史』は、いずれも出典を「宗像神社文書」としている。同文書が個人所蔵である旨は、河窪奈津子氏からご教示を得た。
- (2) 佐藤進一『鎌倉幕府訴訟制度の研究』（岩波書店、一九九三年、初出は一九四三年）一六七頁。
- (3) 前掲註(2) 佐藤著書一六七頁、石井進「大宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」(同『石井進著作集第一巻』(岩波書店、二〇〇四年)所収、初出は一九五九年)四四～四五頁。
- (4) 『鎌倉遺文』の文書名は「大宰府守護所施行状」であるが、本稿では様式から「大宰府守護所下文」で統一する。
- (5) 大宰府守護所下文は、書出しを「守護所下」とし、関東(將軍)や六波羅の下文・下知状の文言を引用して、その命令を施行する形式をとる。しかし、「御油座文書写」所収の文書は、書出しが「大宰府守護所下」であり、内容は「任先例」とあるのみで、下文等の引用もない。後世に大宰府守護所下文を模して作成された文書である可能性が高いと思われるため、本稿での検討からは除外する。
- (6) 翻刻は『宗像郡誌 中編』所収「編年宗像古文書」二〇〇～二〇一頁、『大宰府・太宰府天満宮史料 卷八』三二六～三二七頁、『鎌倉遺文』一八卷一三八〇三号、『宗像市史 史料編 第一巻 古代・中世Ⅰ』五二八頁を参照。
- (7) (元暦二年(一一八五)八月五日「源頼朝書状」(『宗像大社文書第二巻』(以下、「宗二」と表記する)所収「長沼正光氏奉納文書」一号文書)。
- (8) 『史料一』にみえる「亡母藤原氏建治三年六月十五日讓状」は、『宗像大社文書 第一巻』(以下、「宗一」と表記する)六七号文書として現存する。
- (9) 「出光佐三氏奉納文書」七号文書(「宗二」所収)。
- (10) 「宗一」四七号文書。
- (11) 「権」の字について、建長八年(一二五六)正月日「大宮院(藤原姞子)庁下文」(「宗一」一〇号文書)により長氏は既に本家から大宮司職に補任されているため、『宗像神社史』下巻四六〇頁では衍字かどうか結論を保留している。後述するように、「史料三」にみえる下文が幕府による初めての主体的な大宮司職補任であることを勘案すると、幕府からの大宮司職補任にあたって長氏を意図的に権大宮司と称した可能性を指摘できるのではなからうか。本稿では、「史料三」を大宮司の安堵ではなく、補任と捉え、その意義を理解したい。

- (12) 「宗像社家文書総目録」(「宗二」所収、以下「総目録」と記す)「別府文書」の項に当該文書について「同(関東安堵)守護所下知」「同(社務)長氏代袖判無名」とあり、「総目録」が成立した応永一六年(一四〇九)までは存在していたようである。
- (13) 鎌倉幕府追加法四五八条。
- (14) 村井章介『北条時宗と蒙古襲来―時代・世界・個人を読む』(日本放送出版協会、二〇〇一年)一〇七頁。
- (15) 「宗二」所収。
- (16) 野木雄大「鎮西における御家人制の受容」(『九州史学』一七五号、二〇一六年)参照。
- (17) 石井進「一四世紀初頭における在地領主法の一形態」(『石井進著作集第六巻』[岩波書店、二〇〇五年]所収、初出は一九五九年)一八四―一八六頁、河窪奈津子「中世宗像社領に関する一考察―別符方・宮方の相違を中心に―」(川添昭三編『九州中世史研究』第三輯、文献出版、一九八二年)。なお、河窪氏は、「長氏注進状」に見える本木・内殿村が「別符方」に属すること、また、「半不輪内当知行分三十町」について、朝町村がこの半不輪の地であったことを指摘している。
- (18) 「大宮司社務并別符^(註)宮方検断公文職」を補任・安堵する將軍家政所下文・六波羅施行状・大宰府守護所下文は、「総目録」において、「社務職安堵文書」ではなく、「別府文書」の項に入れられている。大宮司家にとって、一円支配ではない「別符方」の安堵が重要であったことが窺われる。
- (19) 「総目録」の「代々社務讓状次第」の項では、代々の大宮司職の讓状の内容を「社務職并別府・宮方検断公文職事」と表記している。
- (20) 「宗一」八一号文書。
- (21) 「宗二」所収。
- (22) 森幸夫「六波羅奉行人宗像氏と宗像大宮司氏業少考」(『ぶい&ぶい』一五、二〇一〇年)一五頁。また、森氏は、「史料五」(八月八日)が、「長氏注進状」(六月一日)から一月半も経過しているため、「長氏注進状」は氏業が居住する京都で編纂されたとされる。しかし、注進状作成のための正文は宗像社にあり、氏業が編纂内容を主導できたとしても、「長氏注進状」の作成は宗像で行われたとみるべきであろう。反対に、「氏業注進状」は、彼が正文を所持していれば京都で作成することも可能である。従って、注進状の日付から一月半経過して【史料五】が発給されたのは、六月一日付けの「氏業注進状」が京都から経資のもとに到着するのに要した日数に因ると考えられる。
- (23) 文永元年(一二六四)五月十日「関東裁許状案」(「宗二」所収「宗像浄恵(氏業)証文注進状案」四号文書)。
- (24) 中村翼「鎌倉中期における筑前国宗像社の再編と宗像氏業」(『九州史学』一六五、二〇一三年)二七―二八頁。
- (25) 前掲註(22)森論文一三頁。なお、同論文一五頁において森氏は、通常氏業は鎌倉にいた可能性が高いとしている。氏業が六波羅奉行人であったとする見解に対しては、河窪奈津子「宗像大宮司氏業・長氏の六波羅奉行人説再考」(『宗像市史研究』第二号、二〇一九年)によって否定的な意見が出されている。
- (26) 文書は現存せず、また「総目録」にも該当する文書は掲載されていない。なお、「氏業注進状」の文書は、「総目録」に掲載されていない。

(27) 「日本国大宰府守護所牒」は、大宰府守護所にもたらされた蒙古国中書省牒・

れる。

高麗国慶尚晋安東道按察使牒に対する返牒であり、文章博士菅原長成が起草したもので、通常の太宰府守護所牒とは発給過程が大きく異なる。荒木和憲「文

(34) 野木雄大「宗像社家文書総目録」成立の歴史的意義」『沖ノ島研究』第一号、二〇一五年）四九〜五〇頁。

永七年二月日付大宰府守護所牒の復元―日本・高麗外交文書論の一齣―」（『年報太宰府学』二、二〇〇八年）参照。

(35) 「宗像家文書」二号文書（「宗二」所収）。

(28) 「総目録」の「晴氣文書」の項に、「関東留守所下」「藤原氏へ安堵 連判在_レ之、袖判不知名」とある。この文書は現存しないため、【表一】には掲載しなかった。

(29) 鎌倉幕府追加法四四七条。

(30) 川添昭二編『注解 元寇防塁編年史料―異国警固番役史料の研究―』（福岡市教育委員会、一九七一年）所収「異国警固番役覆勘状年代順一覧表」（四四〜四八頁）参照。

(31) 嘉元二年（一三〇四）六月一九日「鎮西御教書」（「宗一」四九号文書）、延慶三年（一三二〇）二月六日「鎮西下知状」（「宗二」所収「出光佐三氏奉納文書」九号文書）、同日「鎮西下知状」（「宗二」所収「近藤清石写本」一〇号文書）、延慶三年二月一六日「鎮西下知状」（「宗一」五〇号文書）。

(32) 「総目録」の「代々社務讓状次第」の項。

(33) 正和元年（一三二二）一〇月八日「宗像大宮司氏盛讓状」（「宗一」七二号文書）によって、晴氣保地頭職は氏盛から松法師丸（氏範）に譲与される。「総目録」の「代々社務讓状次第」の項では、同年二月二日に晴氣保地頭職が譲与され、一〇月八日に「社務職并別府・宮方検断公文職」が譲与されたとしている。現存文書から推察すれば、二月二日に譲与されたのは「社務職并別府・宮方検断公文職」で、その後、一〇月八日に晴氣保地頭職が譲与されたと思わ

新発見の豊臣秀吉文書と肥後宗像家

花岡 興史

はじめに

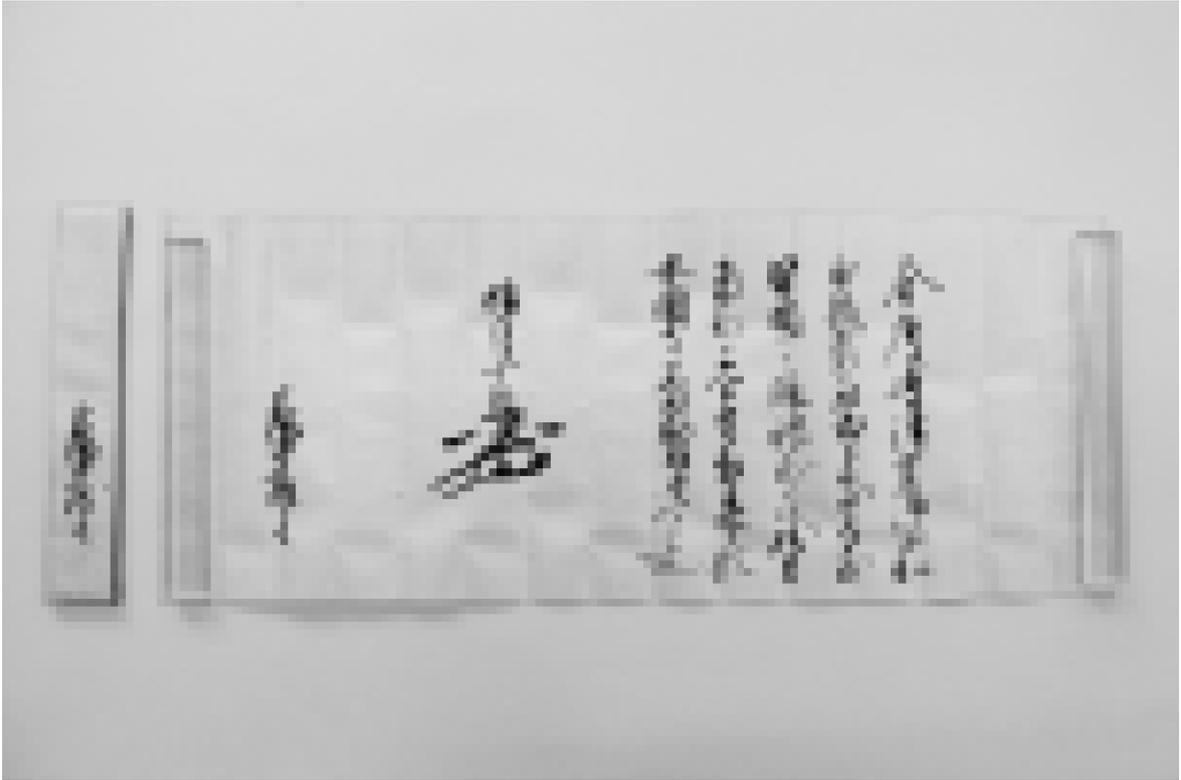
令和元年（二〇一九）九月十八日に熊本県球磨郡多良木町で、新しく発見された豊臣秀吉文書二点の記者発表を町と共に行った。反響は大きく全国的にその内容について報道されている。ただ、宛所の「宗像才鶴」が、桑田和明^①・本多博之^②両氏の先行研究上で女性と考えられる見解があることから報道上では興味をそそる「秀吉認めた女城主」という見出しで表現され、その部分が強調されていた。著者は、史料的な制約からこの見解については先行研究の紹介を行い、それを積極的に否定する知見も持っていないことからこの時点では可能性としてだけ考えた。つまり、女性と決定付ける史料として認識していたわけではない。ただ、この部分が新発見としてメディア上で先行した部分は否めない。

しかし、今回の記者発表はそこが新発見では無い。今回最大の発見は、一般には宗像大社大宮司家であった宗像氏貞の子孫は断絶したといわれているが、実は宗像氏の名跡と血脈を今に繋げている子孫が熊本に存在したという衝撃の事実である。今までは、『萩藩閥閥録』にあるように、宗像

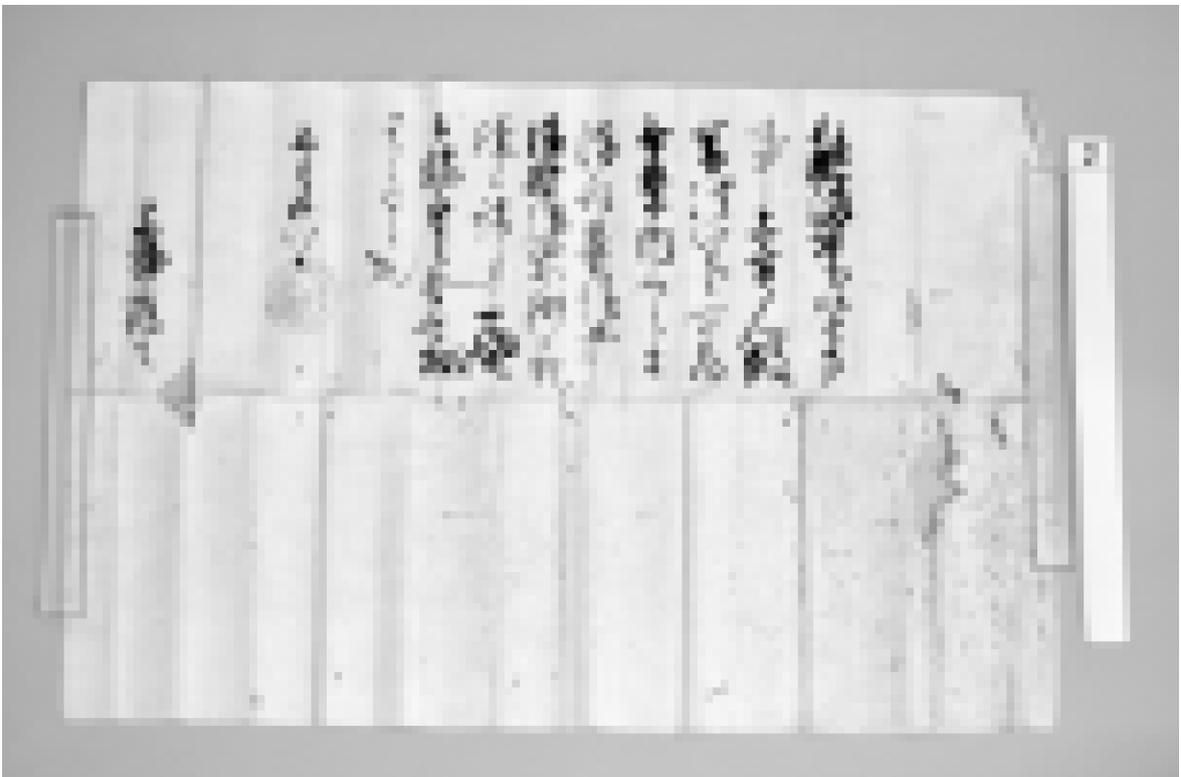
大社の仕書は、氏貞の娘と婚儀をもった草薙重継が受け跡式を継いだというのが研究上の「常識」であった。それは「大宮司系譜」にも草薙氏が跡を継いだ記述となっていることからわかる。しかし、結果的に宗像を名乗らなかった草薙氏が名跡を継いだとはとても理解できない。実は大宮司であった宗像氏の名跡を継いだのは熊本の宗像家であった。それを証明したのが、今回の秀吉文書であるといえる。

前述の「大宮司系譜」にある氏貞三女の箇所には、子孫は肥後・大坂に行つたと書かれている。それにも関わらず、不思議なことにこれまでの宗像氏研究では、肥後宗像家に関して近世史料に基づいた実証が行われてこなかったようである。

肥後宗像家は宗像清兵衛を祖として豊前で細川忠興・忠利に仕えた。その後、寛永九年（一六三二）、細川氏の転封に伴い熊本に来ていた。この清兵衛は、「御国之惣奉行」として郡奉行や代官以下を支配した重要人物で、近世細川氏を研究するものにとっては誰もが知る人物である。つまり、肥後宗像家は細川氏の政治を支えた宗像清兵衛の子孫であった。しかし、この家がその後、明治時代に政治活動をするために多良木町に移住したこと



(秀吉文書A) (天正十四年) 拾月十日付け 豊臣秀吉判物



(秀吉文書B) (天正十五年) 三月廿八日付け 豊臣秀吉朱印状

は、近世史の領域から外れていたので寡聞にして知り得ていなかった。ただ、近世史の分野では、清兵衛が細川藩の中にあり重要人物であることは、細川氏研究の中でも度々触れられていたが、宗像大社大宮司家の宗像氏と関連付けられることは今まではなく、また清兵衛自身についても特に興味を持たれることもなかった。

そこで、本稿では、今回発見された秀吉文書二点と、それを現在まで伝えた肥後宗像家について現段階までの既知の史料を中心にして述べてみたい。なお、肥後宗像家文書は現在も多良木町と継続調査中で、後に正式に調査報告をもって全容を明らかにする予定である。

第一章 豊臣秀吉文書発見のいきさつ

一、宗像才鶴宛ての秀吉文書二点について

著者は、記者発表の二か月ほど前の七月より、多良木町より肥後宗像家の文書群の寄贈について相談を受けており、その結果、文書群の調査指導と調査を依頼されることとなった。文書群のほとんどが近世、つまり宗像清兵衛以降のものである。その中で発見されたのが今回の秀吉である。秀吉文書については、判物と朱印状の二点で他にはなく、宛所はいずれも「宗像才鶴」とあった。また「才鶴（才鶴）」に関する発給文書もこの二点だけである。まずは今回の新発見の史料を紹介しよう。

（秀吉文書A）（天正十四年）十月十日付け豊臣秀吉判物

今度、島津背御下知、至筑前取出候處、手前堅固之段、神妙候、然間當知不可有相違候、猶安国寺・黒田勘解由可申候也

拾月十日（秀吉花押）

宗像才鶴とのへ

（秀吉文書B）（天正十五年）三月二十八日付け豊臣秀吉朱印状

態満筆候、其方事、上方人数軍法以下可為無案内候之間、陣取普請等事、浅野弾正少弼可相談候、諸事可馳走旨被仰付候条、可成其意候也

三月廿八日（秀吉朱印）

宗像才鶴とのへ

二、秀吉文書Aについて

（秀吉文書A）は、豊臣秀吉が、宗像才鶴に対して島津氏の九州北上（島津背御下知、至筑前）を阻止した事を賞賛し、さらに知行を認めた（「當知不可有相違」）判物である。その内容については、安国寺（恵瓊）と黒田勘解由（孝高、官兵衛、如水）が申し伝えることが書かれている。日付の下には秀吉の花押が据えてある。包紙ともに料紙は雁皮である。島津氏は天正十五年（一五八七）四月に秀吉軍に降伏しており、その歴史的背景から本文書は前年の天正十四年（一五八六）のものであると比定できる。また、秀吉は、（秀吉文書A）と同日に次の（史料一・二）を麻生家氏と時枝鎮継に対して発給している。

〔史料一〕麻生次郎左衛門宛判物写『筑前麻生文書』^③

今度、島津背御下知、至于筑前取出之處、手前堅固之儀、神妙候、然
問本知之儀、右馬頭内儀次第可宛行候、弥忠儀肝要候、委細安国寺・
黒田勘ヶ由可申候也
(孝高)

天正十四

拾月十日 大閣秀吉御書判
(ママ)

麻生次郎左兵衛とのへ

〔史料二〕時枝武蔵守宛朱印状「児玉韞採集文書」^④

今度島津背下知、至筑前依取詰候、輝元・両川差出、追々人数遣候處、
御請申段神妙候、然間当知不可有相違候、弥於抽忠儀者、右馬頭申次
第可加恩賞候、猶安国寺・黒田勘解由可申候也

秀吉公

拾月十日 御朱印

時枝武蔵守殿

この、〔史料一・二〕はいずれも写しであり文言の検討は必要であろうが、
内容はよく似ている。〔史料一〕は、〔秀吉文書A〕のそれとほぼ同じだが、
文中に「然間本知之儀、右馬頭内儀次第可宛行候（毛利輝元の内儀次第）」
という文言が挿入されており、〔史料二〕とは若干異なる。しかし知行を
保証するといった秀吉の趣旨は一致している。また、双方共に判物である。
次に、〔史料二〕をみると、時枝鎮継に対して〔史料一〕と同じよ

うに島津軍の北上に関して、十月初旬、九州に入った毛利輝元・吉川元春・
小早川隆景らの軍勢を請けること神妙として、知行を保証している。ただ
し、〔秀吉文書A〕・〔史料二〕と異なり朱印状である。

三つの文書は十月十日と同日で、秀吉の裁定はいずれも知行を保証して
いるのではあるが、時枝氏への朱印状は、宗像・麻生両氏のものに比して
薄礼である。

この文書の時代背景を次に述べる。

天正十三年（一五八五）十月二日、前の七月に関白に任官した秀吉は、九
州にて大友氏を攻める島津氏の義久に対し「先敵味方共双方可相止弓箭」
叡慮候^⑤と正親町天皇の叡慮をもつて停戦命令を発している。だが、島津
氏はこれを無視するように北上を続けている。翌十四年七月には、島津氏は
筑前において高橋紹運の守る岩屋城と紹運の次男で筑紫広門の娘婿の高橋統
増が立て籠もる宝満城を侵攻した。紹運は自害し統増は宝満城を開城した。

しかし、実父紹運を討たれた立花宗茂は、立花城を死守し八月二十四
日^⑥に、島津軍を撤退させている。さらに、島津方の高島居城を撃破し、
城に籠もる星野鎮胤兄弟を討ち取った。この時、淀にいた秀吉は九月九日
付けの判物^⑦で宗茂に対し「誠以粉骨無比類候、然而其方事忠節儀候間、
新地（知）褒美等可被仰付之間、迄下々此由申聞、弥相勇可励忠功事専一候」
と賞賛し、「新知」を保証している。また、安国寺恵瓊・黒田孝高・宮木堅
甫に宗茂のことについて、「無比類動絶言語候」「誠九州之一物二候」^⑧と
述べた判物を発給し激賞している。実はこの時、秀吉は島津氏の軍勢力を
侮っておらず、同史料に「今度味方城二三ヶ所不慮之処、無異儀相拘候儀

さへ奇特ニ被思召候処」とあるように、味方の城が二、三か所陥落したので、落城しなければいいという程度に考えていた矢先に宗茂の活躍の報が入った。それほど、この段階での島津氏の軍勢は強力であった。ただ、秀吉は、安国寺以下への十月三日付けの判物に、「星野か刎首させ候ハ、島津弓矢之失面目候儀、又ハ心中程相見候之間、させる儀武篇かた有之間敷候事」と、島津がこの戦いで星野の首を取られたことで「弓矢」の面目を失い、島津軍の勢力もそこまでではないと述べている。しかし、島津軍は、十月、九州に上陸した毛利輝元らとの攻防を引き続けており、決して安堵できる状況ではなかった。事実、十二月の豊後戸次川の戦いで秀吉軍は敗戦している。

(秀吉文書A)・(史料一)には、ほぼ同文で、「今度、島津背御下知、至筑前取出候處、手前堅固之段、神妙候、然間當知不可有相違候」とあり、この段階では島津軍の北上に対して「手前堅固」であることが重要であった。秀吉が同月十七日、「九州之一物」と評価をした宗茂に対しても「今度其面堅固相拘付」「可尺粉骨事専一候」と述べたように、これからも激しい戦いが十分予想されていたのである。

これより半年前の、四月十日の輝元宛ての秀吉朱印状^⑩には、一つ書きで「蔵納申付、九州弓箭覚悟事」「門司・麻生・宗像・山鹿城々へ人数・兵糧可差籠事」とあり、秀吉は島津氏の豊前・筑前への侵攻に対し、九州において「弓箭(戦闘)」を覚悟しそれに備えるように輝元に指示を行っている。この中で、籠城のために兵糧を準備させる対象者に「宗像」がみえる。この時、宗像氏は当主である大宮司氏貞が既に三月四日に病死しているが、

この島津氏北上の抵抗力の一つとして宗像氏を指定しているのである。

この時の宗像氏の当主は確定しえないが、「宗像才鶴」宛ての判物(秀吉文書A)が出されていることから、この頃に何らかの形で秀吉が才鶴を宗像家の当主として認識したのであろう。

三、秀吉文書Bについて

つぎに(秀吉文書B)は、秀吉が、宗像才鶴に宛てた朱印状で、料紙は大高檀紙ではなく奉書紙である。才鶴は秀吉の軍勢と軍法については不案内であることから(「上方人数・軍法以下可為無案内候之間」、陣取普請など浅野弾正少弼(長吉・長政)に相談し、その折りには諸事馳走(「諸事可馳走旨」)せよという内容を伝えている。参考のため、この朱印状と同様の内容のものを次に掲載する。

(史料三) 立花左近将監宛朱印状「立花家文書」^⑪ (括弧内は著者による)

態染筆候、先書如被仰候、昨日廿五日至関戸御着陣候、然者先へ御人数被遣候上衆儀、其方可為無案内候間、陣取普請以下、浅野弾正少弼可相談候、諸事(可)馳走旨被仰付候条、可成其異候也

三月廿六日(朱印)

立花左近将監とのへ

また秀吉は、(史料三)と同日付けで、かつ同じ文言の朱印状を筑紫広門に発給している^⑫。

これらの朱印状に、「昨日廿五日至関戸着陣候」とあることから、秀吉は

二十五日に長門国赤間に到着している。ここに二日間逗留して、渡海して九州に上陸することにした¹³。この中で、「先へ御人数被遣候上衆儀、其方可為無案内候間」と有り、秀吉の軍勢について其の方(宗茂・広門)は、勝手が分からないので、陣取普請などについて浅野長政の指南を仰ぐようにという内容である。つまりこの部分は、(秀吉文書B)にある「其方事、上方人数軍法以下」が「然者先へ御人数被遣候上衆儀」と異なるだけではない。同じ事を伝えている。よって、(秀吉文書B)は、これらの朱印状の二日後に発給されていると理解でき、天正十五年と比定することができる。この時秀吉は、同日の吉川広家宛朱印状¹⁴によれば「今日廿八日至于豊前小倉到来」とあるように赤間より海路にて小倉入りをしている¹⁵ことから、同日付けの宗像才鶴宛ての朱印状はこの場所を出されたことになる。つまり、(秀吉文書B)は、才鶴に対し秀吉が率いてきた軍勢について、浅野長政の指南を仰ぎ懸命に奔走すること(「諸事可馳走」)を求めているのである。

なお、(秀吉文書B)は、前年の十月に島津軍の北上を阻止したことを賞した(秀吉文書A)と異なり、判物ではなく薄礼の朱印状である。秀吉の発給文書が判物から朱印状に変化したということは、この天正十五年三月の段階では、才鶴は明らかに臣下として秀吉に仕えている。また、(史料三)にみるように前年に「誠九州之一物二候」¹⁶と激賞された宗茂も同様に判物から朱印状に変化しており、才鶴と同様の立場で秀吉に接していることになる。

現段階で、宗像才鶴宛ての秀吉発給文書は、今回発見された(秀吉文書A・B)のみであるが、この秀吉文書の薄礼化を、他の文書で確認してみ

ることとする¹⁷。宗茂に宛てた判物で最後に確認できるものは、天正十四年十二月二日付けである。その後、朱印状となるのは翌十五年正月十七日付けのものである。また、天正十四年十月十日に才鶴と共に判物が出された麻生家氏には、同年十二月十二日に朱印状¹⁸を発給している。つまり、秀吉の九州入りが間近になった頃に九州武士団の家臣化が促進されたと考えられる。

四、宗像才鶴についての先行研究

この文書二点の宛所である「才鶴」について、前述の本多氏は『宗像市史』の中で、天正十五年(一五八七)六月二十八日付けの小早川隆景宛ての秀吉朱印状(「毛利家文書」)に原田弾正少弼・麻生次郎左衛門の名と共に「宗像才鶴」の名前があることを指摘し、「ところが、この名は宗像大宮司家関係の系図には一切登場しない」としている。続いて「しかし、全く架空の人物とも言えないようで、他の史料においてもこの名は確認できる」としている。この内容は、同年四月二十三日の「原家文書」の中に秀吉の意向を受けた石田三成・大谷吉継・安国寺恵瓊らが連署にて、戦乱で荒廃した博多町衆の還住を進めるため、その諸役を免除するように指示(「博多再興之儀二付而、彼町人還住之輩、何之分儀雖在之、諸役可令免除旨、被仰出候状」)した宛所に龍造寺民部大夫・原田弾正少弼・立花左近将監とともに「宗像才鶴」の名が見えるという。

本多氏は、「才鶴」が「龍造寺氏らと同様に、博多町衆に諸役を賦課する実力を備えた人物」と評価しながらも、この時、大宮司宗像氏貞は既に

死去し、養子は益田（七内）元堯¹⁹であるから、「不明とせざるをえない」としている。

一方、桑田和明氏は、「宗像才鶴」について、前述の「原文書」の記述や、小早川隆景宛ての秀吉朱印状（『毛利家文書』）にみるように筑後国において原田信種に四百石、麻生家氏に二百石と共に才鶴が三百石を宛行われていることから、この時は才鶴を宗像家の当主であるとする。また、才鶴とは記載されないが、「宗像記追考」には氏貞後家が、宛行われた筑前国夜須郡二百町の内から寺領の寄進を行っており、領主権を行使していることに注目している。

桑田氏は、これらの内容を比較検討すると当該史料に他の人物を想定できないことから、宗像氏貞の家督を相続したのは才鶴でそれは氏貞の後家だったとしている。

ただ、両氏の見解にあるように、「宗像才鶴」と明記してある史料は、「原家文書」と『毛利家文書』の二点だけであり、本人宛ての文書、しかも秀吉文書があることすら知られていなかったのである。よって、今回の発見された秀吉文書は、今まで不明であった大宮司宗像氏貞亡き後の宗像氏を實質上牽引した宗像才鶴の存在が明確になる史料であるといえる。

第二章 宗像大宮司家の跡式と肥後宗像家

一、宗像大宮司系譜にみる宗像氏貞の跡式と名跡

大宮司宗像家について、「訂正宗像大宮司系譜附記」（以下「大宮司系

譜」²⁰）の関連箇所をあげていくことにする。ただ、「大宮司系譜」では、氏貞の男子は早世した塩寿丸の名を記すが、それは誤りであり、実は塩寿丸は益田元祥の次男景祥で氏貞の養子であるという河窪奈津子氏の指摘²¹もある。このように「大宮司系譜」は検討を要する史料ではあるが、重要な記述も多く本稿では積極的に利用する。

これによれば、氏貞の没後について「依秀吉公之命、重継賜宗像氏貞之跡式、相続家督」とあり草薙重継がその跡式を継いだとしている。また、「大宮司系譜」の草薙太郎左衛門（元胤）による奥書は次の様に記してある。

（史料四）²²

（前略）私先祖草刈対馬守重継御供仕、同国宝満二致在城候、氏貞無嗣子果、重継事弼二而候故、以秀吉公之上意、宗像家相続仕、本領之外、致兼領候、雖然神職之儀者、社役者二申付、重継不改氏姓、愚息助二郎就継（割注…母宗像氏貞女）家督以前、暫時宗像と称申候、（後略）

内容は、氏貞は嗣子が無く果てたことから、弼である重継が秀吉の命により宗像家を相続したとある。また神職は社役者に申しつけたために姓を改めなかったが、子の就継が一時的に宗像姓を名乗ったとしている。

また、『萩藩閥閥録』の「草薙氏」の項には、「（重継が）筑前宗像之跡式を賜り兼領仕候（割注…宗像家之証文于今悉所持仕候）」²³とある。これらの史料から、草薙重継が大宮司家の跡式を継いだことにより宗像家の文書は「悉所持」したことになる。一方、「大宮司系譜」にも氏貞の跡は長女と次女が嫁いだ重継となっており、宗像家の文書は実際に草薙

家に伝えられている。ただ、「跡式」という記載が特に気に掛かる。何故なら重継の嗣子である就継は、しばらく名前を宗像助次郎と名乗るが、後に草薙に帰し宗像姓を繋げていない。これについて「大宮司系譜」には、「就継の家督也、後本姓帰草薙、宗像氏貞血脈之末孫連綿而在草薙氏」⁽²⁴⁾とある。つまり本姓草薙に帰したものの、氏貞の血脈は草薙氏にあることを強調している。確かに、就継は大宮司氏貞の孫に当たり血脈は繋がっているが、宗像の姓を名乗らないことに不自然さを感じる。しかし、この様な史料制約から、いままで「宗像」姓を名乗らない「草薙」が跡を継いだと納得せざるを得なかった。

では、なぜ宗像大宮司家の関係者に宛てた秀吉文書二点が、細川家の家臣である肥後宗像家に伝わったのだろうか。さらに「大宮司系譜」を見ていくと氏貞の三女が市川与七郎に嫁いでいることが理解できる。この箇所の記事は重要なので次にあげる。

(史料五)⁽²⁵⁾

市川与七郎

女子(三女)

母同(白杵越中守鑑速女)

氏貞之後室来長州之後、暫住備前国、于時具末女、備前住人嫁市川氏、

依之市川与七郎改宗像清兵衛、子孫在肥後熊本、摂州大坂、氏貞後室

又婦長州三隅卒、同所了性院建石塔(括弧内の記述と傍線部は著者に
よる)

内容は、氏貞の後室が長州に来た後にしばらく備前国におり、その時は末女、つまり氏貞三女を伴っていた。この三女が備前の住人である市川氏の与七郎に嫁いだとある。この与七郎が宗像清兵衛と名を改め、その子孫は肥後熊本と摂津大坂にいうという。ここに、細川忠利の重臣である「宗像清兵衛」の名前を見ることが出来る。さらには熊本に住んでいると明確に記載もある。しかし、残念な事にここに書かれている「宗像清兵衛」については、重要人物であるにも関わらず、熊本藩の家臣であるという認識は今まで無かったのである。

二、細川家史料「先祖附」にみる肥後宗像家と秀吉文書

今まで研究上では肥後宗像家と宗像大宮司家との関係は全く触れられてこなかった。前述したように宗像家は細川藩士であった事から、多くの細川家史料を所持する「水青文庫」の中にある「先祖附」をみることにしよう。(以下、(参考資料一)宗像家「先祖附A・B」概要・(参考資料二)肥後宗像家系図)を参照)

宗像家の「先祖附」は「宗像加兵衛(二〇〇石)(以下「先祖附A」)と「宗像三右衛門(二〇〇石)(以下「先祖附B」)と二件あり、何れも初代が前記した細川忠利の重臣で御国之惣奉行であった「宗像清兵衛」である。それぞれの「先祖附」の最初の部分を上げる。

「先祖附A」

初代

一宗像清兵衛儀、慶長年中 (細川忠興) 三斎様御代於豊前被 召出、御知行三百

石被為拝領、寛永十三年七月四日切腹被 仰付候、如何様之訊ニ而御座候哉相知不申候

二代

一宗像嘉兵衛儀、清兵衛嫡子ニ而候、御知行式百石被為拝領相勤居申候処、(細川忠利) 妙解院様御逝去被遊候御殉死仕候

三代

一宗像彦四郎儀、寛永十八年八月右嘉兵衛跡目十歳ニ而被為拝領、(中略) 元禄五年御役儀御断申上、御番方ニ被 召加置候処、同十五年八月病死仕候 (以下略)

宗像清兵衛は、慶長年中、三斎(細川忠興)に豊前国において知行三百石で仕えた。しかし寛永十三年(一六三六)七月四日に切腹を仰せ付けられており、その理由は不明とする。また、二代目の加兵衛(先祖附A)は「嘉兵衛」と記すが「加兵衛」とある史料が多く、煩雑さをなくすためここでは「加兵衛」とする)は、清兵衛の嫡子であり、知行二百石で仕えていた。この加兵衛は、妙解院(細川忠利)の寛永十八年の死去に伴い殉死している。また、三代目の彦四郎が十歳で加兵衛の跡目を継いでいることがわかる。この、清兵衛は、優秀な人物だったようで、忠興のもとでは田川郡・宇佐郡の奉行などを務め、寛永九年(一六三二)、細川忠利の肥後転封後には、田中兵庫や牧丞太夫らと共に「御国之惣奉行」²⁶⁾に命じられ、郡奉行・代官以下を支配した。職務の一つとして、寛永十年一月二十三日に田中兵庫と共に命じられた戸籍の一種である「人畜改帳」作成を担当した²⁷⁾。し

かし、清兵衛は同十一年十二月に罷免されている。その後に切腹を仰せ付けられた。これについて『綿考輯録(以下『綿考』)』では、「宗像清兵衛儀数年不届之儀在之二付、切腹被 仰付候」「清兵衛先年江戸ニ而無調法御座候而知行半分被 召上候を其後御返被下、其上せかれともにも大分之御知行を被下、数年之科を被成御赦免召仕、忝段々ニ而御座候処を存忘申、御奉公之仕様不及是非候」²⁸⁾と記す。具体的な記述では無いが、清兵衛は江戸にて無調法をおこなったことにより、知行を半分召し上げられたが、その後、元のように知行を下されている。また、悴と共に多くの知行を下されて数年の科も許された。しかし、その御恩に報いることを忘れ奉公を怠ったとあり、このことを切腹の理由としている。

次に「先祖附B」をみてみよう。

「先祖附B」

一、先祖宗像清兵衛儀、慶長年中豊前ニ而
三斎様御代被 召出、御知行三百石被為拝領候、於当御国
妙解院様御代、寛永十三年七月切腹被 仰付候、如何様之訊ニ而御座候哉相知不申候、其節子共四人御座候、有難御意を以何茂早速被召出、嫡子宗像加兵衛・次男吉大夫御知行式百石充、三男同庄右衛門百五拾石被為拝領、四男同長五郎ハ御中小姓被 召出候、

初代

一、右清兵衛次男宗像吉大夫儀、右兄弟四人御奉公相勤居申候処、寛永十八年

妙解院様御逝去之節、加兵衛・吉大夫追腹仕候、庄右衛門・長五郎儀

茂一同二奉願候得共、

(細川光尚)

真源院様御留被遊候二付、兩人ハ相残申候、庄右衛門儀其後御加増三

百五十拾石被為拝領、御次ニ被召仕、御指物御預被成候、

真源院様御逝去之節追腹仕候、悴無御座断絶仕候、右長五郎儀御中小

姓ニ而相勤居申候処、御知行式百石被為拝領候、無程病氣ニ罷成申候

付御知行差上、京都ニ罷登、御扶持被為拝領居申候処病死仕候(以下略)

二代目

一高祖父宗像八助儀、実者右加兵衛次男ニ而御座候、吉大夫追腹仕候

御実子無御座、寛永十八年八月養子ニ被 仰付、三歳ニ而吉大夫跡式

被為拝領、御番方被 召加候、(中略)同(元禄)八年病氣ニ罷成御

役儀御断申上候処、如願被成御免、同年五月御番方被召加候、同年六

月病死仕候(以下略)

この「先祖附B」は、より詳細で、前出の「先祖附A」に清兵衛の嫡子は加(嘉)兵衛だけ書かれているところに、子供が四人いたことが明確にされている。また、清兵衛切腹後に、「有難御意」を以て、嫡子加兵衛と次男吉大夫に知行を二百石、三男庄右衛門は百五十石を拝領されており、また、四男長五郎には御中小姓で召し出されたことが理解できる²⁹。

「大宮司系譜」によれば、清兵衛は宗像氏貞の三女を娶っていることから、清兵衛の子である加兵衛・吉大夫・庄右衛門・長五郎の四人が、実は大宮司宗像氏貞の孫なのである。つまり、以前は、大宮司関係の文書を引き継いだ草薙家のみが「宗像」の跡を継いだとされていた。それは、あくまで

大宮司関係の文書を引き継いだのであって、それを「跡式」と「大宮司系譜」に記している。実は「宗像」の姓と血脈、つまり「名跡」を繋げたのは肥後宗像家であった。よって、本稿では、大宮司の「跡式」は草薙家、「名跡」は肥後宗像家と分けて考えたい。

さらに「先祖附B」をみてみると、初代は清兵衛次男の吉大夫とあり、よって「先祖附A」は清兵衛長男の加兵衛、「先祖附B」は次男吉大夫の系列であることが理解できる。

なお、今回の秀吉文書二点は、「先祖附A」、つまり清兵衛嫡子の加兵衛の家に伝来しているが、この理由は後述する。

ただし、「先祖附B」の記述は詳細で、寛永十八年の細川忠利(妙解院)の死去に伴う殉死については、長男の加兵衛だけではなく、次男の吉大夫も殉死したことが書かれている。また、残る庄右衛門(「先祖附B」は「庄右衛門」とするが、以下本稿ではその他の史料で多くみられる「少右衛門」とする)と長五郎も殉死を願い出たが、忠利の次の藩主である光尚(真源院)より慰留されたことや、その後、少右衛門は加増され三百五十石を拝領した記述もある。さらには、少右衛門が光尚死去に伴い殉死をしており、悴がいなかったことから、その家は断絶したともある。なお、四男長五郎は、一旦は二百石を拝領されるが、病氣により知行を差し上げ、京都に登り扶持を拝領して隠棲し、その後病死したことが理解できる。よって、清兵衛の子供四人、則ち宗像氏貞孫は、三人が殉死、一人が京で病死したのである。

「先祖附B」によれば、忠利に殉じた次男吉大夫の後は、長男加兵衛次

(参考資料二) 宗像家「先祖附A・B」概要(永青文庫) ※括弧書きの諱は「宗像家系図」より、〔 〕は『綿考輯録』等より

「先祖附」A(加兵衛系列)

宗像清兵衛からはじまる長子加兵衛(この先祖附では嘉兵衛)の家系で、寛永十八年(一六四二)八月に加兵衛の跡目を十歳にて継いだ記述がある。但し、清兵衛には四人の男子がいるが、弟の吉大夫、少右衛門、長五郎の記述はない。なお、加兵衛と吉大夫は藩主細川忠利の死去の際に殉死するが、吉大夫については触れられていない。

(呼名同・加兵衛①⑦⑩⑪、彦四郎③⑤⑥⑨)

式百石 宗像加兵衛

① 宗像清兵衛(景延)

② 加(嘉)兵衛(景定)

(弟吉大夫「景吉、『綿考』には景好」・弟少右衛門「景直」)

・弟吉大夫ともに寛永十八年(一六四二)忠利に殉死

③ 彦四郎(景勝)

・寛永十八年八月、加(嘉)兵衛跡目十歳にて拝領

・元禄十五年(一七〇二)八月病死

(吉大夫養子に八助「景隆」)

④ 彦右衛門(景武)

・元禄十五年十一月、彦四郎跡目

・宝永五年(一七〇八)八月病死

⑤ (もと梶之助)彦四郎(景嗣)

・実は楯岡四郎兵衛弟、彦右衛門病中に養子を願い出て宝永五年七月九日

に養子

・同十二日に跡目

・享保三年(一七一八)九月病死

⑥ (もと梶九郎)彦四郎(景栄)

・実は財津角太夫次男(財津善兵衛弟)、

・享保三年七月養子、十一月に跡目

・元文五年(一七四〇)、忠利百回忌に焼香『綿考』

・寛延元年(一七四八)十二月二十八日、光尚百回忌時に妙解寺御寺詣

焼香、御紋付御小袖一つ拝領(光尚殉死の少右衛門の子孫がいらないこと

から寺詣、焼香、この時に家老衆より先祖についてこの内容を聞く『綿

考』)

・宝暦九年(一七五九)九月隠居

⑦ 市平太、加兵衛(景暢)

・彦四郎養子(実は陣佐左衛門の弟)

・延享四年(一七四七)二月、御目見

・宝暦九年九月跡目

・宝暦十一年(一七六一)正月、加兵衛と改名

・寛政二年(一七九〇)三月、忠利百五十回忌につき、御紋付御長頭上下

一具と小袖二を下し置かれ焼香を行う

・寛政八年(一七九六)五月隠居、六十九歳

⑧ 加一郎(景知)

・加兵衛養子、寛政元年(一七八九)三月御目見

・寛政八年五月、二十九歳にて相続

・寛政十年十一月、光尚百五十回忌、加一郎先祖宗像加兵衛弟宗像少右衛門殉死の訳により御紋付長上下一具、同小袖一下し置かれる、法事中二日御寺詣、焼香

・(文化) 十二年(一八二四) 六月四十七歳にて病死

⑨ 盛衛、彦四郎(景門)

・加一郎養子、文化五年(一八〇八) 十二月御目見

・文化十一年八月相続、同年九月彦四郎と改名

・文政六年(一八二三) 六月三十七歳にて病死

⑩ 貞記、加兵衛

・彦四郎養子、病死につき文政六年十月名跡相続

・文政七年四月加兵衛と改名

・天保十一年(一八四〇) 二月、忠利二百回忌に御紋付長上下一具、同小袖一下し置かれる、法事中二日御寺詣、焼香

・嘉永元年(一八四八) 十二月、来たる二十六日の光尚二百回忌に法会御修行仰せ付けらる

・加兵衛先祖宗像加兵衛弟宗像少右衛門殉死の訳により御紋付長上下一具、同小袖一下し置かれる、法事中二日御寺詣、焼香

・慶応元年(一八六五) 六月、病気により五十九歳で隠居

⑪ 敬之助、加兵衛

・加兵衛名跡相続の次男

・慶応元年六月父知行を相続

・同年八月、加兵衛と改名

「先祖附B」(吉大夫系列)

宗像清兵衛が毛利の長臣市川少輔七郎の子で宗像の養子となった記述のある付紙がある。宗像清兵衛の子である、加兵衛、吉大夫、少右衛門、長五郎の記述あり。また、四人の子供、加兵衛・吉大夫に二百石宛、少右衛門(先祖附では庄右衛門)に百五十石、長五郎は御中小姓に召し出されたことの記載あり。

忠利の死去にともない、加兵衛・吉大夫の殉死のこと、少右衛門・長五郎が光尚の御意により殉死を思いとどまったこと、少右衛門が加増で三百五十石拝領の記載あり。

光尚死去に伴う少右衛門の殉死とその家の断絶、長五郎が二百石を拝領したが、病気になり知行差し上げた後に京都に隠棲したが、扶持を拝領した記述あり。

吉大夫殉死について、長子加兵衛の次男八助を宗像清兵衛の次男吉大夫の養子とした記述あり。

式百石 宗像三右衛門

① 宗像清兵衛

・忠興代に豊前にて仕え知行三百石

・肥後国において忠利代の寛永十三年(一六三六) 七月切腹、訳知らず

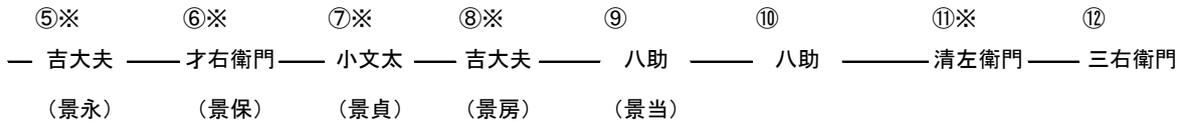
・子供四人おり、嫡子加兵衛・次男吉大夫に二百石宛、三男庄右衛門に百五十石、四男長五郎は御中小姓

② 吉大夫

・兄加兵衛ともに寛永十八年(一六四二) 忠利に殉死

・庄右衛門・長五郎、殉死を望むが光尚に留められる

- ・庄右衛門に加増三百五十石、光尚死去にともない殉死
- ・長五郎、御中小姓に知行二百石、病氣につき知行返上、元禄七年（一六九四）病死
- ③ 八助（〔景隆〕）
 - ・加兵衛次男
 - ・吉大夫殉死の時、寛永十八年八月に養子に
 - ・三歳で吉大夫跡式を認められる
 - ・元禄八年（一六八〇）病氣により役儀御断り、同年六月病死
- ④ 三右衛門（〔景久〕）
 - ・元禄八年八月に父八助の知行拝領
 - ・享保八年（一七二三）十月隠居
- ⑤ 吉大夫（〔景永、実は村井佐左衛門弟〕）
 - ・享保八年十月家督（養子）
 - ・享保十六年（一七三二）三月病死
- ⑥ 才右衛門（〔景保、実は村上三郎大夫次男〕）
 - ・享保十六年五月跡目（養子）
 - ・延享元年（一七四四）十二月病氣により隠居
- ⑦ 小文太（〔景貞〕）
 - ・水野嘉慶次男にて才右衛門養子となる
 - ・延享元年二月養子を仰せ付けられ跡目
- ⑧ 吉大夫（〔景房、実は弓削五郎次男〕）
 - ・宝暦六年（一七五七）三月、小文太隠居につき家督
 - ・天明四年（一七八四）十二月隠居
- ⑨ 八助（〔景当〕）
 - ・吉大夫嫡子、二十一歳にて天明四年十二月家督
 - ・寛政二年（一七九〇）三月、忠利百五十回忌につき、御紋付御長上一具と小袖一を下し置かれ焼香を行う
- ⑩ 栄太、八助
 - ・八助嫡子、享和二年（一八〇二）十月、剛之丞殿誕生の節に墓目矢取を勤め御紋付上一具下される
 - ・文化元年（一八〇四）御目見、二年十一月十七歳にて父の知行を相続
 - ・文化三年三月、八助と改名
 - ・文化十一年（一八一四）五月二十六歳で病死
- ⑪（〔的場〕素八、清左衛門）
 - ・八助養子
 - ・文化十一年六月十九歳にて跡目、同年九月に清左衛門と改名
 - ・天保十一年（一八四〇）二月、忠利二百回忌に紋付御長上一具と小袖一を下し置かれ焼香を行う
- ⑫ 萬喜、三右衛門
 - ・嘉永二年（一八四九）六月五十五歳で病死
 - ・清左衛門嫡子、天保七年（一八三六）に御目見
 - ・嘉永二年十月、三十五歳にて知行相続
 - ・嘉永三年三月、三右衛門と改名



⑤
— 内蔵助
(秀吉文書を所持)

男の八助が三歳にて継いでおり、吉大夫の家系も長男加兵衛の家系となる。ここに、宗像の姓と血脈は受け継がれることになった。

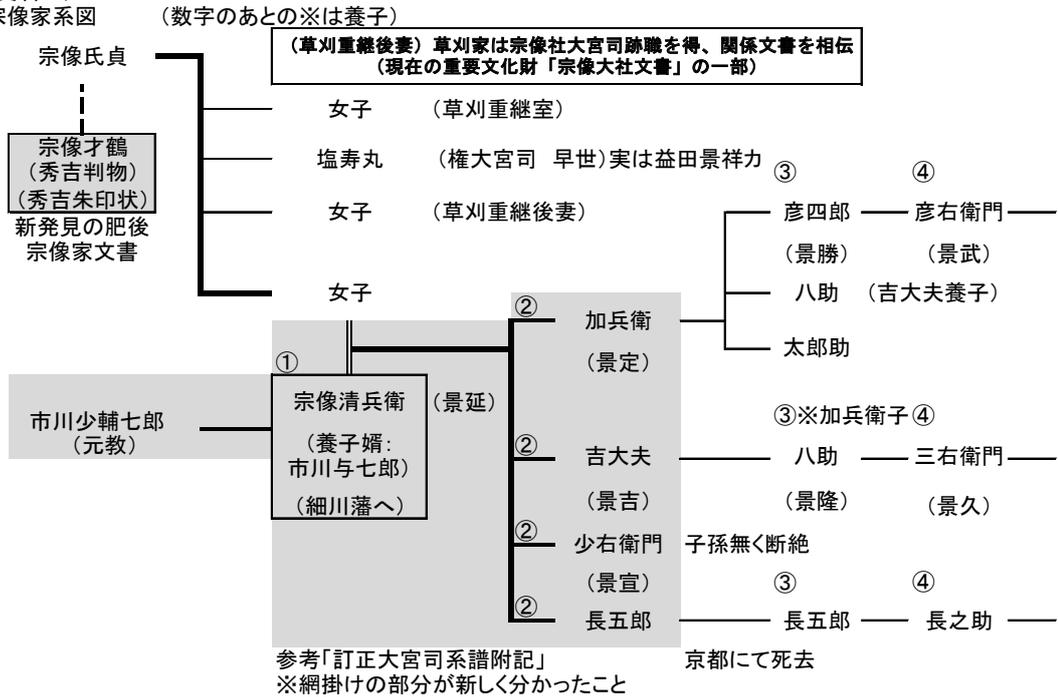
三、宗像家「先祖附」にある「付紙」の記述

この様に、細川家に残る宗像家の「先祖附」を見てみても豊臣秀吉関連文書だけではなく、大宮司宗像氏貞関係の記述すら見ることは出来ない。先祖が秀吉から文書を発給されたことは自家の在り方を示すために「先祖附」等の由緒書きには良く書かれることがある。例えば同じ細川藩士であった大矢野氏(二百石)の「先祖附」には、「先祖大矢野民部太輔儀、天草居住仕候、天正十五年、秀吉公々本領被宛行、羽柴陸奥守与力ニ罷也申候」とあり秀吉から本領を拝領されたことを明確に記す。しかし、この二つの宗像家「先祖附」は、単に宗像清兵衛から書き始められており、その内容からは到底、大宮司氏貞との関係は今まで想像すら出来なかったのである。ところが、「先祖附B」を詳細にみていくと、本文の他に明らかな異筆で「付紙」があり次の様に書かれていた。かなり重要な情報があるので全文を掲載する。

(史料六)

宗像清兵衛儀、実ハ毛利家之長臣市川少輔七郎子にて、宗像之養子トシテ大宮司家ヲ相続ス、然レトモ騒乱ニテ家族モ絶、宗像ニテ身ヲ立ル事ナラス、筑前小早川殿幕下ニ勤仕ス、隆景ノ一字ヲ賜ハリ景延ト称ス、(小早川秀秋)金吾中納言殿関原之功ニ依テ備前ニ国替アリ、秀秋死後彼家断絶ス、景延西国ニ帰り、慶長年中豊前ニ於テ松井佐渡殿之取持ヲ以、

(参考資料二)
肥後宗像家系図



三百石ニテ忠興公ニ勤仕ス、御馬廻一番三洲内匠組ナリ、甲川郡・宇佐郡ノ奉行ナト勤ム、当国ニテモ益城郡頭ヲ勤ムル内、何トナク切腹被仰付、妙解院様御代也、奉行田中兵庫ヲ以被仰渡候ハ、清兵衛儀ハ今度切腹被仰付、子供之事ハ心ニ懸申間敷候、御前ニ御存知可被遊旨御懇之御意ナリ、如何様之訳ト云事不知、世上之浮説ハ区々也、其節子供四人、一同ニ被召出、下略

右宗像家系譜ヨリ抜書

ここには、前述の二つの「先祖附」には全く記されていない内容が書かれていた。奥に「右宗像家系譜ヨリ抜書」とあることから、「宗像家系譜」の存在が理解できるが、それについては不詳である。ただ、この「付紙」は、「先祖附B」にあったが、異筆であることから細川家が各家に「先祖附」を提出させたときに、たまたま整理の段階で、メモ代わりに挿入した可能性や、「先祖附A」に入っていたものが、抜け落ち「先祖附B」に加えられたことも想定できる。しかし、どの様な経緯があらうと、この「付紙」は、肥後宗像家に関して重要な内容であることは疑いない。ただ、今回の秀吉文書の発見があるまでは、研究上、見方によっては根拠のない荒唐無稽な史料のように扱われていたのかも知れない。

この「付紙」には、次の五点が確認できる。①宗像清兵衛は毛利家の長臣である市川少輔七郎の子で、宗像の養子として大宮司家を相続したことが明確に書かれている。ただし、大宮司家の相続については現段階では不明としたい。②騒乱にて家族も絶え、宗像において身を立てることもなら

ず、筑前にて小早川隆景に仕え、その時に隆景の一字を賜り諱を「景延」とした。③その後、秀秋（金吾中納言）に仕え、関ヶ原の功による備前国の国替えに伴い、その後、秀秋死去により小早川家が断絶したため、西国（九州）に帰ったこと。④慶長年中、豊前国にて松井康之（佐渡殿）の取り持ちをもつて三百石で細川忠興に仕え、田川郡や宇佐郡の奉行を勤めたこと。なお、細川氏は、慶長五年（一六〇〇）に関ヶ原の功により丹後国十二万石から豊前国に約三十四万石に国替えされることにより加増されており、③の秀秋死去による小早川家の断絶が慶長七年（一六〇二）であることを考慮に入れるなら、その後この仕官は行われたものである。⑤肥後国にて益城郡頭を務めたが、理由不明で切腹を仰せ付けられた。ここで益城郡頭とは郡奉行のことであろうが、清兵衛は入国直後の寛永十年（一六三二）に「御国之惣奉行」となっている。また忠利は、切腹に際して、清兵衛と同じく御国之惣奉行であった田中兵庫を使いとして、子供たちの事は心配しなくて良い、忠利（御前）が理解して懇意を示していると伝えられている。その時に、四人の子供は一同に召し出されたとある。

この「付紙」と「大宮司系譜」により、大宮司宗像氏貞と宗像清兵衛のつながりが明確となったのである。「付紙」にあるように清兵衛の親は毛利家の長臣である市川少輔七郎としている点は興味深いが、清兵衛の元の名であり「大宮司系譜」にも記載された市川与七郎についてはここにはみることが出来ない。

なお、清兵衛の親である少輔七郎とは、市川元教のことであろう。元教は、毛利家の重臣で毛利元就・隆元などに仕えた経好（もと吉川）の嫡男

であったが、市川家の敵方であった大友氏に与したため討たれている。なお、そのため次男の元好が経好の跡を継いでいる³⁰。このため、「先祖附」の本文中には市川氏との関係を記すことを憚られたのであろう。

二種類の「先祖附」と「大宮司系譜」により、毛利家重臣である市川氏の元嫡男の子である与七郎が、一旦は小早川隆景・秀秋に仕えていることや、大宮司宗像氏貞の三女を娶り、宗像清兵衛と改名し肥後宗像家祖となり氏貞の「名跡」と「血脈」を繋げたことは理解できた。しかし、今回発見された肥後宗像家に伝来の豊臣秀吉文書について関係性は一切窺うことができない。また、当然に宛所の「宗像才鶴」についての記述もみることが出来ない。

四、細川家記『綿考輯録』にみる宗像家

二種類の宗像家「先祖附」により、宗像清兵衛の四人の兄弟は、長男加兵衛・次男吉大夫は藩主細川忠利の死去により殉死していることが判明した。また、三男少右衛門はその嗣子光尚に殉じているなど、その概要は理解できる。この時、殉死の家であれば、当然に細川家の家記（『綿考』）に記載されていると考え該当箇所を調べてみることにした。

『綿考』によれば、寛永十八年（一六四一）三月十七日の忠利の死去に伴い十九人の殉死があった。ここに加兵衛と吉大夫の名前をみることが出来る。なお、この時は後に森鷗外の小説『阿部一族』のモデルとなる阿部弥一右衛門も殉死をしている。『綿考』では、忠利の殉死者について個別にその経歴を掲載している。この中で、加兵衛と吉大夫はそれぞれ別項目

により取り上げられている。

その加兵衛の箇所に「加兵衛ハ宗像大宮司嫡流正三位中納言宗像氏貞之子孫也（割注・宗像之系図・秀吉公之感状・御朱印等同称内蔵助家ニ伝来、内蔵助は少右衛門か子孫なり）」³¹とあり、加兵衛は宗像大宮司氏貞の子孫であり、肥後宗像家が秀吉の感状と朱印状を所持していることが明記されている。つまり、細川藩は加兵衛が氏貞の子孫であるという認識のもとに殉死を認めているのである。

ここに、断絶していたと思われる宗像大社大宮司家の子孫が肥後宗像氏であることが決定的となり、秀吉文書を二点所持している理由が明確となった。

なお、ここで宗像の系図と秀吉文書を受け継いだ内蔵助は、「先祖附A・B」には記載が無いが、『綿考』には、清兵衛の三男の少右衛門の子孫で、寛永十年九月朔日付宗像助四郎（少右衛門の始めの名）宛ての御書出を所持しているとある³²。少右衛門が知行百五十石を拝領したのは「先祖附」にも見えるが、『綿考』の記載に従えば、清兵衛の存命の時に、少右衛門は百五十石を与えられたことになる。つまり、『綿考』が記述された段階では、秀吉文書は三男少右衛門の跡を、つまり「宗像」の名跡を繋げた内蔵助が所持していた。少右衛門は、寛永二十年（一六四三）三月に二百石の加増を受け都合三百五十石となるのであるが、この御書出も内蔵助が所持しているという。ただ、「先祖附B」には、庄（少）右衛門は「悻無御座断絶仕候」とあり、『綿考』にある「少右衛門か子孫内蔵助」とは矛盾するように思えるが、「先祖附B」にある断絶した少右衛門関係の文書は

内蔵助に受け継がれているのである。しかし、後に詳述するが、実は内蔵助は清兵衛の四男つまり長五郎の子孫で、少右衛門の殉死後は、悻がいなかったことから少右衛門の関係文書は長五郎が引き継ぎ、その系譜が宗像家に関する重要文書、特に秀吉文書を所有していたのである。

よって、今回発見された宗像才鶴宛ての秀吉文書は、寛永十八年（一六四一）の忠利死去による長男加兵衛・次男吉大夫の殉死の時点で、三男少右衛門に受け継がれ、次の慶安二年（一六四九）の光尚死去による少右衛門殉死の際に四男の長五郎に託されたのであろう。その理由としては、寛永十八年段階で、殉死した長男加兵衛の跡目である彦四郎は十歳で、次男吉大夫の跡目八助は僅か三歳である。しかも、八助は加兵衛の次男で吉大夫の養子である。つまり、長男と次男が忠利に殉死した時に、秀吉関係文書は嫡男と次男の家の跡目となる者が幼少であることから、残る三男の少右衛門が引き継いだ。また、少右衛門が殉死の際に子供がいなかったことから、弟の長五郎に託されたのである。

このような理由から、前述の『綿考』にある「宗像之系図・秀吉公之感状・御朱印等同称内蔵助家ニ伝来」という部分は、この『綿考』の内容が記述された時点では宗像清兵衛の四男である長五郎の子孫内蔵助の所有であったといえる。

なお、この『綿考』に、長男加兵衛・次男吉大夫の殉死の内容が記述された時期は、殉死の面々の部分に、加兵衛の子孫である加一郎景知が寛政八年（一七九六）に家督を継ぐところまでの記載があることや、吉大夫の子孫で八助景当が同六年（一七九四）に御中小姓を仰せつけられた記述が

あることから、寛政年間であろう。つまり、宗像才鶴宛ての秀吉文書は、少なくとも、この頃までは四男の長五郎の子孫、つまり内蔵助が所持していたのである。

第三章 宗像清兵衛とその系譜

一、長男加兵衛・次男吉大夫の殉死

前述したように清兵衛には大宮司宗像氏貞の血脈を受け継ぐ四人の男子がおり、長男加兵衛と次男吉大夫は、藩主細川忠利に殉じた。二人が殉死したことにより、改めて宗像家が細川藩に認識されている。この時の状況を次に述べてみたい。

『綿考』³³によれば、加兵衛と吉大夫は、忠利の死去に伴い、寛永十八年（一六四一）五月二日に殉死する。

加兵衛が殉死する際に、三人の弟、吉大夫・少右衛門・長五郎も殉死を願いつたところ、江戸在府の光尚より殉死を思い留めるように御意があった。それをお請けしたが、死去した忠利の恩は誰かが存生であるなら報いがたい、しかし、光尚の御意を背くことも出来ない。そこで兄弟四人で話し合つて、上の兄二人は殉死し、弟の二人は光尚に奉公すると決めた。しかし、弟たちはなかなか承引しなかったため、色々諭して誓詞を書かせた。また殉死する加兵衛・吉大夫の二人は遺書を書き、弟たちの誓詞を添えて家老たちに差し出した。

殉死の翌日の五月三日、細川家における歴戦の勇者である沢村大学が、

家老の松井・有吉・米田らにこの内容を伝えている。その書状に「不及申候得共母残ル子共二人之儀御心を被付、御前之儀可然様ニ御取成候而被遣可被下候、拙者別而親清兵衛より如在無御座候ニ付如是申入候、各様へ右之通申上候由、母子共へも只今使者を遣申事ニ御さ候」と認めている。

ここで、大学は、御前（光尚）が残る母子に対し気遣いをしており、その取り成しがあるでしょう。大学自身においても親の清兵衛以来から親しくしておりこのように申し入れました。家老衆（各様）へ、この様に申し上げておりますので、この内容を母子どもへも今使者を遣わしますと述べている。

つまり、この書状の中で、大学は残る清兵衛の三男少右衛門・四男長五郎と母らに対し新藩主である光尚の取りなしを伝えている。ここにある、清兵衛の子供とは宗像氏貞の孫で、母は氏貞の三女である。おそらく大学は、自身の清兵衛との関係を強調することにより、後に残る宗像一族の奉公について家老衆へ伝えたかったのではないだろうか。

これに対して、同日、家老衆は大学宛ての連署書状にて、「就夫清兵衛以来貴殿御目懸候間、残ル兄弟母之議、肥後様御前可然様ニと被仰越、得其意申候」と清兵衛との関係を意識しながら了承していることがわかる。

この様に記述を進める中で『綿考』の筆者は「加兵衛ハ宗像大宮司嫡流正三位中納言宗像氏貞之子孫也（割注…宗像之系図・秀吉公之感状・御朱印等同称内蔵助家ニ伝来、内蔵助は少右衛門か子孫なり）」と殉死の二人が、氏貞の子孫であり、この家が秀吉の判物（感状）と朱印状を所持していることを明記したのである。

さらに『綿考』は、清兵衛の子供四人の召し抱えについて記してある。この内容は、「先祖附B」と明らかに異なり諱も記載してあることからその部分を掲載する。

(史料七)³⁴

親清兵衛景延慶長年中忠興君於豊前被召出、御知行三百石被下置候、子共四人有之、忠利君寛永十年被召出、嫡子加兵衛式百石、二男吉大、夫も式百石、三男少右衛門百五拾石、四男長五郎ハ御中小姓也、然処清兵衛外御咎之筋有之、寛永十三年七月八日於御殿切腹被仰付候、此時御奉行田中兵庫を以子共之儀心ニ掛申間敷旨御懇之御意御座候

この内容について、「先祖附B」には清兵衛が殉死した時に、「其節子共四人御座候、有難御意を以何茂早速被召出」とあり、殉死したことにより子供四人が召し抱えられたとある。しかし、『綿考』によれば、この四人は、既に入国直後の寛永十年（一六三三）、つまり清兵衛が存命中で御国之物奉行という重職に就いていたときに召し抱えられていたことになる。これについては、一部前述したが³⁵『綿考』の著者は、宗像家の「先祖附」を閲覧し「いぶかし」としている。また、長男加兵衛・次男吉大夫が殉死した時に、子供は幼年であることから、後になって先祖附を作成するときと間違つたのではないかと推測している。その理由として、「少右衛門か子孫内蔵助か家ニ、寛永十年九月朔日宗像助四郎（割注：少右衛門か始の名）殿と当りたる百五拾石之御書出、御判物等今以伝候」とあり、秀吉文書をこの時点で所有する内蔵助の家に残る少右衛門宛ての御書出などにより、

「是兄弟四人一同ニ被召出候節之御書出と見江申候」としているのである。さらに清兵衛切腹の直前の、寛永十三年（一六三六）正月には江戸銭亀橋の普請役人の中にも吉大夫の名が見えることから寛永十年の召し抱えは間違いないとしている。

いままで宗像家の先祖附を見る限りにおいては、寛永十八年（一六四二）、藩主忠利の死去に伴い兄弟四人が殉死を願ひ出る理由については不可解な感は拭えなかつた。しかし、実は清兵衛が存命中の寛永十年に長男加兵衛・次男吉大夫にそれぞれ二百石、三男少右衛門に百五十石、四男長五郎は御中小姓で召し抱えられており、「忠利君大恩之程いづれも存生ニ難奉報」³⁶が理由であつた。さらに、宗像兄弟の縁者となる仁保太兵衛（慰英）³⁷は、清兵衛が切腹を仰せ付けられた直後の七月二十五日、家老の長岡監物（米田是季）に宛てた書状³⁸に、「宗像清兵衛儀数年不届之儀在之ニ付、切腹被 仰付候、妻子少も御構無之、其上子共四人共ニ如前々被 召仕候」「誠以親之科ハ子ニかゝると申儀ニ候処ニ妻子被成御助、のミならず四人之子共如前々被召仕之旨忝御慈悲有難奉存候」とあるように、清兵衛が「不届之儀」により切腹させられたにも拘わらず、その「科」について、妻子は構ひ無く、四人の兄弟もそのままに召し抱えられた「御慈悲」が有り難かつたのである。このことから、大恩のある忠利が死去の際、兄弟四人共に殉死を願ひ出たのである。

加兵衛・吉大夫は果てたが、殉死を希望した弟の少右衛門・長五郎は、次の藩主細川光尚の「御懇之御意」をもって制止されており、兄弟全てが殉死すれば光尚の御意に背くことになることから、第二人は承引せざるを

得ないことになり奉公を続けることとなった。

藩主忠利に対しての殉死を巡る事柄により、清兵衛の子供四人が実は大宮司宗像氏貞の子孫であることを細川藩に再認識させたのである。

二、その後の宗像家と秀吉文書の伝来

慶安二年（一六四九）十二月二十六日晚六ツ半、藩主光尚は江戸上屋敷にて没した。三十一歳であった。この時、清兵衛三男の宗像少右衛門は、江戸在府で翌々日の二十八日に泉岳寺で殉死している。その様子が詳細に『綿考』³⁹に掲載されている。ここには今回の秀吉文書の伝来と密接に係した記載がある。

少右衛門は前述したように寛永十年（一六三三）に兄弟四人同時に召し抱えられており、「先祖附 A・B」に記す内容と異なる。『綿考』には次の御書出を掲載し背景を伝えている。

（史料八）

肥後国於飽田・山本両郡之内百五拾石（割注…目録在別紙）事宛行之訖、全可領知之状如件

寛永拾年九月朔日 忠利君御判

宗像助四郎殿

宛所の助四郎は、少右衛門のこの頃の名で、忠利死去後の光尚の御書出では七郎左衛門とある。この二つの御書出も、内蔵助が所持している。その後、少右衛門は寛永二十年（一六四三）三月に二百石加増されて、都合

三百五十石となっている。この判物も内蔵助に伝来しているという。

この理由について、少右衛門は悴がないことから弟の長五郎に名跡を継がせようとしたところ、少右衛門が加増された同日に二百石で召し抱えられることとなった。しかし、少右衛門が殉死したため、その判物も長五郎が所持しているという。つまり、少右衛門の所持する宗像家のありかたを示す重要文書は長五郎に受け継がれたといえる。

この、四男であった長五郎が宗像家の重要文書を引き継ぐ過程を『綿考』では次の様に記す。

光尚の「御懇之御意」を以て殉死を制止された少右衛門は、光尚に殉死をする覚悟であったが、長五郎も同様に考えていた。ただ、そうであるならば、この兄弟の母も一緒に果てたいと望んでいた。実は、この母は「大宮司系譜」にある宗像氏貞の三女である。おそらく夫の清兵衛の切腹から忠利に対する長男・次男の殉死、今回の光尚死去に対しての三男のみならず四男までが殉死をすることに對して厭世観を持っていたのだろう。

この時に少右衛門は、長五郎には是非に存命してもらい、もし奉公が出来ないのであるならば、暇をもらうようにと、幕府医師の吉田盛方院（浄元）⁴⁰と秦寿命院（秦石）⁴¹に呉々にと頼んでいる。これに對しての書簡が『綿考』に掲載されている。

その中で、光尚死去前の十二月二十五日、寿命院による長五郎宛て書状を見てみることにする。それには、光尚の状況が極めて厳しいこと（「肥後殿御病氣十死一生ニ御極り」と、それに対する少右衛門の覚悟（「就夫^{（少右衛門）}少右殿事御供可有之之由、扱々希代儀是非尤可申入様も無之候」）を伝え

ている。またこの時は、既に暇を願っていたようで、老母も見届けて欲しいと少右衛門から頼まれている（「貴様事御いとまを御申候へ而、御老母の成行も御見と、け候様にと、少右殿返々我等を御頼ミ被申候」）。この書状で、寿命院は、万一にも長五郎と母が心得違いを行えば一門は破滅する（「若万々一御老母ニても貴様にても心も違、不慮之はたらき候ハ、一門中はめつ可申候」と必死に説得しているのである。

結果として長五郎は、兄少右衛門の指示と寿命院・盛方院の進言を取り入れ殉死を諦めている。

少右衛門の殉死後、長五郎は、慶安三年（一六五〇）、六月に家老の有吉に、「私儀惣而病者ニ御座候時数年相煩居申、迷惑仕候、就夫致方々心儘ニ養生仕度奉存候間、私ニ被下候御知行御老中様迄差上申、御暇之儀申上度奉存候条、御次手次第被仰上可被下候」と病者であることから知行を返上して養生したいと暇を願い出た。その願は直ぐには叶わず、兄少右衛門が「格別之殉死」ということで、同年八月十六日、自分の知行二百石を返上し、兄の遺領三百五十石を下されている。しかし、暇を必死に懇願して認められ、八人扶持を拝領している。なおこの扶持は、肥後国内外のどこに居住しても受け取ることが出来る格別の配慮であった。

その後、長五郎は上京し保養している。上京の訳は、姉が京に居り、母もその元に身を寄せているからである。何の奉公もせず扶持を拝領されることに躊躇した長五郎は、承応元年（一六五二）と同二年に返上を申し入れるが、そのままとなった。それ以後、長以と改名し、元禄六年（一六九三）五月病死した。その子孫について『綿考』には次の様に概要を記す

のみである。

長五郎の子も長五郎と名乗り兄弟共に肥後国へ帰り再びの奉公を願った。この時の、宗像彦四郎（景勝）、実は清兵衛長男加兵衛の子孫方へ引き越しを願う書状を交わしたが、ついに帰国は叶わなかった。元禄十五年（一七〇二）閏八月七日、肥後国に大洪水が起き、多くの損耗があったことにより扶持が半減され四人扶持となる。享保十三年（一七二八）十二月、病死した。

その子、長之助は直ちに八人扶持を半減にて拝領する。隆徳院（細川宗孝）の代には参勤の上下に伏見にて御目見えするも、その後儉約のため扶持を断りそれも無くなった。明和四年（一七六七）八月、病死した。

その後を継いだのが、内蔵助保氏である。明和五年三月に八人扶持を半減にて拝領し、同六年三月に藩主細川重賢の参勤の節、伏見において御目見えをした。その時に先祖より伝来の宗像系図や豊臣秀吉の朱印状と感状（判物）を所持していることを話す。その後、内蔵助の病死により、家は断絶したことが、享和二年（一八〇二）に判明している。

この様に長五郎の家系をみていくと、清兵衛三男の少右衛門に子供が無く、その跡を弟である長五郎が引き継いだことが理解できる。ただ、長五郎は少右衛門の遺領を返上し京に隠棲しており厳密に言えばこの系譜を子孫とは言えない。しかし、この時に今回の秀吉文書も少右衛門から長五郎の家系に引き継がれ、少なくとも明和六年（一七六九）の段階では、京にあったのであり、それが寛政年間頃に書かれた『綿考』にある「秀吉公之感状・御朱印等同称内蔵助家ニ伝来」の部分と符合するのである。

前述したように、この理由としては清兵衛の長男加兵衛と次男吉大夫の子供はそれぞれ十歳と三歳であった。しかも、吉大夫は兄加兵衛の子を養子にもらっている。この様な状況から、秀吉文書は三男少右衛門が受け取り、殉死の際に子供がいなかったことから、弟長五郎に託したのであろう。また、長五郎が宗像氏貞の娘である母と共にいたことも理由かも知れない。ただこの様な経緯があるなかで、今回発見の秀吉文書は、内蔵助死去による家断絶後、清兵衛長男の加兵衛の子孫の家に伝わっている。その訳は明確では無いが、長五郎が元禄六年（一六九三）五月に病死した後、子の同名長五郎が細川家に再奉公を望み、度々熊本に訪れており、この時清兵衛の長男加兵衛の子孫と親好を深めている。おそらくこの時に、加兵衛の子孫が秀吉文書の存在を認識し、内蔵助の死去に伴いこの文書を手にしたものと思われる。

おわりに

今回の秀吉文書の発見は、断絶したと言われていた宗像家の子孫は肥後国に居住していたことを証明するものである。実は、このことは近世の系譜類に記録されていたが、肥後宗像家の存在は等閑視されていた。今回発見された史料は、この肥後宗像家が所持・伝来したものであり、大宮宗像家と同族であることが初めて実証された。また複数の史料に重要人物として登場するも系譜には一切名前が載らない謎の人物「宗像才鶴」宛ての文書が今回初めて発見された。

才鶴は、草薙家に大宮司職に関する文書を譲るも、「宗像」の名跡を繋げる秀吉関係の最重要文書は、宗像氏貞三女に養子婿を迎えた「新生」宗像家に託したのであろう。

宗像家の史料をみれば、子孫は、豊臣秀吉没後には紆余曲折を経て、小倉で細川忠興に仕えている。その後、細川家の転封に従い熊本に移住し幕末まで仕えている。そのため本史料が肥後宗像家に残ったものと思われる。

本史料の所有者については、『綿考』によれば、「加兵衛（清兵衛の長子）八宗像大宮司嫡流正三位中納言宗像氏貞の子孫也、宗像之系図・秀吉公之感状・御朱印等同姓内蔵助家二伝来、内蔵助少右衛門が子孫なり」とあることから、清兵衛の三男少右衛門の家系が史料を伝えたところ。つまり、細川家は、宗像清兵衛が大宮司宗像氏貞の名跡を継いだ人物であると認識していたのである。ただ、秀吉の判物や朱印状については、宗像家の先祖付には、何らかの事情があったのか掲載されておらず、このため今までの宗像氏の研究では、肥後宗像家は重要視されていなかった。この秀吉文書は、清兵衛の三男少右衛門に引き継がれ、その跡を継いだ弟長五郎の子孫内蔵助に伝わり、その没後に清兵衛の長男加兵衛の家に継承されたのである。

なお肥後宗像家は、幕末まで細川家に仕えた後、明治時代になり政治家活動をするために熊本の地を離れ、最終的に多良木町に移住している。この時の宗像家当主は景雄といい、明治十年（一八七七）西南戦争の時、薩軍に従軍した後、同十五年頃、熊本改進黨の結成の時に起草委員に選ばれた。また、同三十七年には多良木村議員を務めている。他にも一族には、

明治から大正時代にかけて衆議院議員から、埼玉県知事に転じ、青森、福井、宮城、高知、広島、熊本県知事を歴任し、東京府知事となった宗像政がいる。

この秀吉の朱印状と判物は、数奇な運命をたどり、うぶな状態を保ち宗像、長州三隅、備前、小倉、熊本、京都、そして再び熊本という長い旅を経て、熊本県多良木町に落ち着いたといえる。また、宗像家の「先祖附」を検証すれば、現在残る宗像家の血脈は女系によって伝わったことが理解でき、家の存続に苦慮していたことが今回の秀吉文書の発見で十分に理解できる。

つまり、家に伝わる文書は、その家にあるのが当然では無く、その子孫たちの想像を絶する苦労により奇跡的に伝えられているものも多いのではないだろうか。

最後に、今回の調査で、肥後宗像家の当主は、代々名前の最初の文字に「景」を付けており、それは現在でも受け継がれていることが分かった。この「景」は、肥後宗像家初代の清兵衛が小早川隆景の一字を貰い諱を「景延」と付けた事からはじまる。家の伝統は伝来文書以外でも受け継がれるものがあるということ強く感じられる。

〔謝辞〕

今回の本稿の作成にあたり、多良木町・同町教育委員会・同教育委員会の永井孝宏氏、新修宗像市史編纂委員の桑田和明氏、宗像大社文化局の河窪奈津子氏、九州大学名誉教授の服部英雄氏、東京大学の山本博文氏、九

州大学の高野信治・中野等・福田千鶴の各氏、九州文化財研究所の石橋和久・井上隆明の両氏に謝意を記して示す。

(九州大学比較社会文化研究院)

註

- (1) 桑田和明「戦国期における宗像氏の家督相続と妻女」『むなかた電子博物館紀要』第四号、二〇一二年。同『戦国時代の筑前国宗像氏』二〇一六年。
- (2) 本多博之『宗像市史』一九九九年、六五五～六五六頁。但し同氏は、才鶴を女性とすることに対し「可能性の存在を指摘するに留めたい」としている。
- (3) 『豊臣秀吉文書集(以下『秀吉文書』)』三、一九八一、名古屋市博物館、二〇一七年。
- (4) 『秀吉文書』一九八五。
- (5) 『大日本古文書』家わけ第十六 島津家文書之一、三四四、一九四二年。
- (6) 天正十四年、宗茂宛秀吉判物に「立花城之儀無別条相拘候儀さへ、对殿下忠節無比類与思給候処、去(八月)廿四日敵引退候」と立花城を死守し、二十四日に島津軍を撤退させている。(『秀吉文書』三、一九五八)
- (7) 『秀吉文書』一九五四。
- (8) 『秀吉文書』一九五五。
- (9) 『秀吉文書』一九九八。
- (10) 『秀吉文書』一八七四。
- (11) 『秀吉文書』二二三一。
- (12) 『秀吉文書』二二三二。

- (13) 「廿五日、同（長門）国赤間関迄、六里、舟付、但中二日御逗留、此所を関戸とも云、是より渡海に而筑紫へ被為渡候也」『九州御動座記（以下『御動座記』）』尊経閣文庫（近世初頭九州紀行記集）九州大学九州文化史研究所内九州史料刊行会編、一九六五年）七一頁。
- (14) 『秀吉文書』二二二～二二六。
- (15) 「（三月）廿八日九州之内、豊前小倉迄、赤間より海上、三里、舟付」『御動座記』七一頁。
- (16) 『秀吉文書』一九五五。
- (17) ここでは、『秀吉文書』を利用した。
- (18) 『秀吉文書』一九八一。
- (19) この内容は「大官司系譜」によるが、山口隼正氏は、宗像景祥の誤りであるとしている（『宗像大社文書』第二巻、六五二頁）。
- (20) 『宗像郡誌』中編、一九三一年、八二五頁。
- (21) 河窪奈津子『宗像記追考』が語る宗像戦国史の虚実（『福岡県地域史研究』二四、二〇〇七年）。
- (22) 『宗像郡誌』中編、八四一頁。
- (23) 『萩藩閥閥録』第一巻、一九六七年、八一四頁。
- (24) 『宗像郡誌』中編、一九三一年、八三四頁。
- (25) 『宗像郡誌』中編、一九三一年、八三三頁。
- (26) 御国之物奉行については、鎌田浩「熊本藩の支配機構」十一～十二頁に詳しい（森田誠一編『肥後細川藩の研究』一九七四年に所収）。
- (27) 永青文庫、「郡方文書」「奉書」。
- (28) 『綿考輯録（以下『綿考』）』第六巻、出水神社発行、一九九〇年、三八二頁。
- (29) これについて『綿考』には、「考二、清兵衛切腹被仰付砌、子共四人共二被召出候と今之加兵衛・吉大夫が先祖付ニも有之、いふかし、加兵衛・吉大夫切腹之節、子共幼年故旁後年ニ至誤候と被存候」と加兵衛（先祖附A）・吉大夫（先祖附B）先祖附を確認し、清兵衛切腹の後に子供が召し出されていることを「いふかし」と疑問を呈している。（『綿考』第六巻、三八一頁）
- (30) 『萩藩閥閥録』第四巻、五〇～五一頁。
- (31) 『綿考』第六巻、三八二頁。
- (32) 『綿考』第六巻、三八二頁。
- (33) 『綿考』第六巻、三八〇～三八三頁。
- (34) 『綿考』第六巻、三八二頁。
- (35) 註二七参照。
- (36) 『綿考』第六巻、三八〇頁。
- (37) 仁保太兵衛（二〇〇石）は、寛永十年の国廻り上使の接待役にその名前が見える（『熊本県史料』近世篇一、六二～三頁。松本寿三郎「肥後国検地帳の再検討（二）」『文学部論叢』十七（史学篇）一九八五年、二九頁）。
- (38) 『綿考』第六巻、三八二頁。
- (39) 『綿考』第七巻、四九二～四九八頁。
- (40) 『寛政重修諸家譜』第五、二七二頁。
- (41) 『寛政重修諸家譜』第十、三二八頁。

沖ノ島への眺望

岡 崇

はじめに

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の顕著な普遍的価値の言明という約六〇〇文字からなる短文の中に、「沖ノ島への眺望」や「沖ノ島を遠くから拝む」といった文言が含まれている。これは、九州本土や大島から沖ノ島を望むということが、世界遺産の価値の一つとして認められているということである。この価値についての分析はこれまであまり行われてこなかった。

宗像市の大島には、構成資産の一つである沖津宮遙拝所があり、遠くから拝む舞台として多くの観光客が訪れている。観光客は口々に「今日は沖ノ島が見えなかったので心の目で拝みます。」とか、「今日ははっきり水平線上に沖ノ島が見れてうれしかったです。」とか、「大島三回目ですよやく沖ノ島を見ることができました。」など、さまざまな感想が聞こえてくる。これまで、大島から沖ノ島が見える可能性については、春から夏にかけてはひと月に三日くらい、秋から冬にかけてはひと月に十日前後ではないかと感覚的に言われてきた。

このように何となく人の感覚で伝えていた沖ノ島の視認性については、二〇一八年六月六日から大島砲台跡の近くにあるトイレの壁に設置したカメラが作動し、二十四時間ライブで沖ノ島を見ることが可能となったため、より具体的に視認日数やクリア度の情報を把握し眺望という観点から調査を実施できるようになった。

一 調査方法

今回報告する調査期間は、データを取り始めた二〇一八年六月から、二〇二〇年二月までの二十一か月間である。

現在は、「みちびき沖ノ島」というアプリからスマートフォン等でだれでも確認することはできるが、観測は「海の道むなかた館」及び「大島交流館」のパソコン画面で行った。

カメラを設置している砲台跡のトイレ壁（標高一六〇m）から沖ノ島までは約五〇km、障害物もなく直接望むことができる。

調査は、就業時間中に行い主に毎朝の出勤時に画面を開き、沖ノ島の見

え方やその時間と天気を調査表に記入する方法で行った。

その作業のなかでポイントとなる沖ノ島の見え方については、人の感覚なので誤差が生じる可能性を考慮しつつ、次のように四つに分類し(図一)、データの収集を行った。

- ・岩肌までくつきり見える…◎
- ・輪郭が見える …○
- ・うっすら見える …△
- ・まったく見えない …×

集計は、次の二通りの目的で実施した。

- 一つは、ひと月を単位に観測した日数の内、うっすら以上見えた日(◎○△)が何日あって、全く見えなかった日(×)が何日あったのか。そこから、ひと月にうっすら以上見えた日の割合を算出した。
- もう一つは、その日の沖ノ島の見え方(視認クリア度)を数値化するもので、次のように見え方に点数をつけた。
 - ・◎||2点 ○||1点 △||0・5点 ×||0点

観測を続けていくうちに、一日のなかで朝は見えなくても午後から見えることなどが確認されたため、見え方の変化に応じてさらに細かく数値化した。

- ・◎↓○または○↓◎||1・75点
- ・◎↓△または△↓◎||1・5点

- ・◎↓×または×↓◎||1・25点
- ・○↓△または△↓○||0・75点
- ・○↓×または×↓○(※)||0・5点
- ・△↓×または×↓△||0・25点

(例) ※午前中は全く見えていなかった(×)が、午後から普通に見えるようになった(○)場合、0・5点。

この一日一日の見え方の数値をひと月分合計し、うっすら以上見えた日の合計から割って、その月の視認クリア度を割り出した。つまりその月の沖ノ島の見え方がどれくらいクリアだったのかの平均値を導き出した。

表一に、二〇一九年四月のひと月の調査表を例示する。

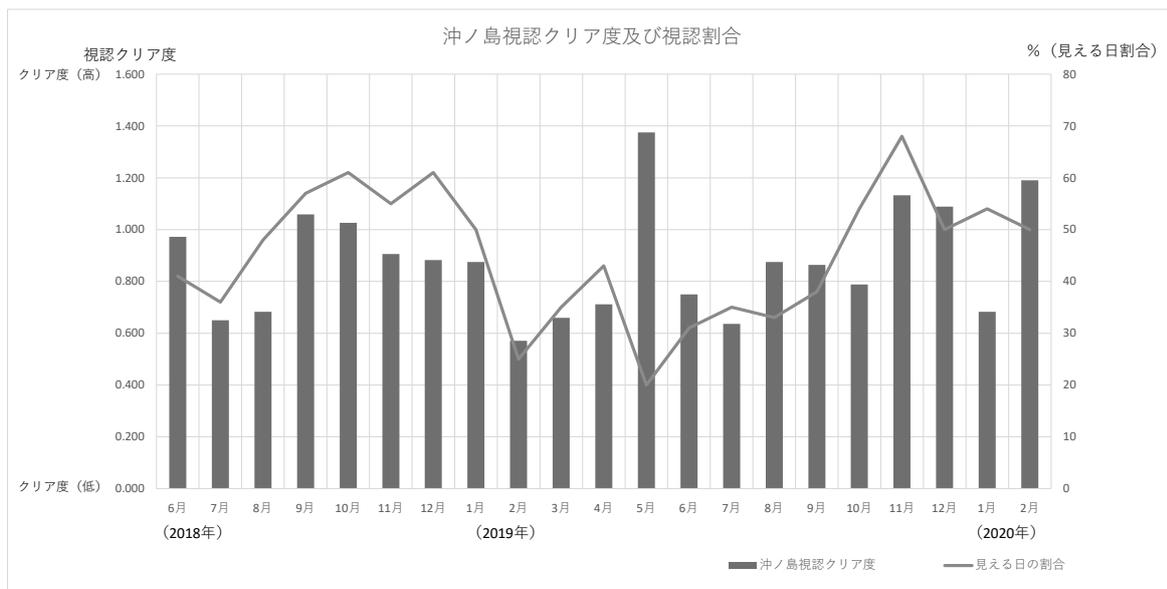
ライブカメラ画像	拡大	判定
		◎
		○
		△
		×

図1 沖ノ島の視認基準

2019年

4月	時間	天気	観察内容	沖ノ島視認	見え方数値	
1日	月曜日	9:00	晴れ	沖が少し霞む	○	1
2日	火曜日	8:00	晴れ	霞が強い16:00霞が取れる	△→○	0.75
3日	水曜日	9:30	晴れ	霞が強い	×	0
4日	木曜日	9:30	快晴	霞が強くて見えない15:30霞がやや取れる	×→△	0.25
5日	金曜日	8:30	晴れ	沖はやや霞む15:40霞が強まる	△→×	0.25
6日	土曜日	8:30	晴れ	黄砂で全く見えない	×	0
7日	日曜日	9:40	晴れ	霞が強い	×	0
8日	月曜日			大島交流館情報	×	0
9日	火曜日	9:30	晴れ	微かに見える	△	0.5
10日	水曜日	8:10	雨曇り	白く霞んで見えない午後見えるようになる	×→○	0.5
11日	木曜日	8:15	晴れ	空気が澄みよく見える	◎	2
12日	金曜日	9:06	晴れ	見える	○	1
13日	土曜日	8:40	晴れ	霧霞で見えない	×	0
14日	日曜日	9:30	曇り	霞の中でかすかに見える	△	0.5
15日	月曜日	10:22	晴れ	霞で全く見えない	×	0
16日	火曜日	7:30	晴れ	海は白く霞み見えない	×	0
17日	水曜日			大島交流館情報	×	0
18日	木曜日			大島交流館情報	×	0
19日	金曜日	9:00	晴れ	霞で見えない	×	0
20日	土曜日	8:22	晴れ	霞で見えない	×	0
21日	日曜日	8:06	晴れ	沖は白く霞んで見えない	×	0
22日	月曜日			大島交流館情報	×	0
23日	火曜日	9:50	曇り	白く霞んで見えない	×	0
24日	水曜日	8:24	雨曇り	沖ノ島上半分よく見える午後海霧	○→×	0.5
25日	木曜日	9:28	雨曇り	周辺は霧で見えない	×	0
26日	金曜日	15:10	曇り	かすんで見えない	×	0
27日	土曜日	10:17	晴れ	沖は霞むが見える	○	1
28日	日曜日	8:18	曇り	霞むが見える	△	0.5
29日	月曜日	14:27	雨	雲で見えない	×	0
30日	火曜日	8:10	霧雨	霧で全く見えない午後霧はれる	×→○	0.5
				計	9.25	
				日数	割合	
				見えなかった日数	17 57%	
				見えた日数	13 43%	
				合計(サンプル数)	30	
				視認クリア度(見え方数値総計/見えた日数)	0.712	

表1 観測シート (2019年4月のデータ)



	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
サンプル日数	22	28	31	30	31	29	28	28	28	31	30	30	29	31	30	29	24	25	28	28	28
見えない日 (%)	59	64	52	43	39	45	39	50	75	65	57	80	69	65	67	62	46	32	50	46	50
見える日 (%)	41	36	48	57	61	55	61	50	25	35	43	20	31	35	33	38	54	68	50	54	50
沖ノ島視認クリア度	0.972	0.650	0.683	1.059	1.026	0.906	0.882	0.875	0.571	0.659	0.712	1.375	0.750	0.636	0.875	0.864	0.788	1.132	1.089	0.683	1.190

表2 集計表

二 分析結果

分析の結果、見える日の割合は、二月から八月にかけては、月に三〜四割程度、九月から一月にかけては、月に半分以上の日数であることがわかった。

沖ノ島の視認クリア度は、二〇一九年五月が飛びぬけて高く、これは見える日数は少ないものの、見えた日はかなりクリアに見えたことを示すが、年間を通すと概ね秋から冬にかけてが数値が高い。その結果、コンスタントに沖ノ島を見るためには九月から十二月がおすすめのようである。当然ながらこの間も全く沖ノ島を見ることができない日もあるのでご注意願いたい。

三 課題

- 今回の調査では、まだまだ精度が十分ではなく課題を残している。
- カメラガラスカバーの汚れによる見え方の違いや、個人個人の見え方の判断に差があること。
- カメラの故障、インターネットの不具合、休館で観測していないなどの理由で月のサンプル数にばらつきがあること。
- 一日の中で見え方が変わることが観測開始から数か月後にわかったこと。

まとめ

今回の報告は、精度はまだまだ低いものの、沖ノ島の見え方の傾向が季節によってある程度確認されたので、このような観測や分析を実施しているという告知をかねて行うものである。

現在もひきつづき観測を続けているが二〇二〇年三月からは、午前九時前後に一回、午後三時前後に一回の一日に計二回の観測を実施し、その都度画像を保存することとした。これによって今後は一日の変化を少しでも細かく捉え、かつ見返して比較することができるため、判定の精度が向上するものと考えられる。

この調査を続けることで、沖ノ島の見える日の予測や、将来的には見える日数の増減により大気汚染などの地球環境の変化も捉えることができるのではないかと期待している。

(宗像市世界遺産課)

北九州市若松区小竹の沖津宮遙拝所について

鎌田隆徳・松本将一郎・大高広和

はじめに

「神宿る島」沖ノ島（宗像大社沖津宮）に対する遙拝所としては、世界遺産の構成資産ともなっている、大島の北岸に位置する沖津宮遙拝所^①が著名であるが、歴史的にはそのほかにも沖ノ島を遙拝した信仰の場や民俗事例が宗像地域内外に知られている^②。

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会では、沖ノ島に対する信仰の歴史を総合的に明らかにするため、各地での沖ノ島に対する遙拝の事例を収集しており、今回紹介・報告する福岡県北九州市若松区小竹の沖津宮遙拝所の存在を知った^③。この遙拝所については一般に知られておらず、以下に紹介するように興味深い石祠の構造をもち、また宗像地域との間接的なつながりも想定しうることから、ここに簡単な報告を行う。

報告は、立地と概要および設置の契機については鎌田と大高、石祠の構造と住民の聞き取りについては松本、境内の石造物と刻銘の翻刻については大高が主に担当し、最終的な内容の調整は大高が行った。なお、刻銘の翻刻については清田美季氏の協力を得た。



図一 北九州市若松区小竹周辺広域図

一 立地と概要

当遥拝所は、北九州市若松区小竹⁽⁴⁾の山中に所在する(図一・二)。石峰山(標高約三〇二m)を主峰とする山系の北西部に位置する白山(同約一七一m)の西斜面の平坦部、標高約一〇〇mの付近に、林道に沿って鎮座している。白山の中腹南側には白山神社(下宮)があり、山上にある同社の上宮が近世には小竹本村および同村枝郷の脇浦の産土神であった。遥拝所は現況では樹林に覆われており眺望はきかないが、沖ノ島がある北西方向には遮る山塊などはない。

沖ノ島までの直線距離はおよそ六九・四キロメートルで、樹林がなければ沖ノ島を視認可能な位置にある。なお、林道を北西に一五〇m程行ったところに農地となっていてやや開けている部分があるが、そこからは水平線上に沖ノ島を確かに実見することができた。

当遥拝所については、『遠賀郡誌』(一九一七年)に「同上(無格社)沖津神社 神殿(一尺七寸四面)石鳥居(高九尺廻二尺八寸)社地(二十一坪)同区字貴船尾にあり、祭神、市杵島姫命、祭日九月十五日、創立年月詳ならず、慶応二年八月再建と記せり。」と記されている。現状、これより古い史料は確認できていない。

現在、境内には扁額に「沖津宮」と記された鳥居、「沖津宮遥拝所」と記された標柱、幟旗立石、石祠(神殿)・基壇、手水石が配置されている(図三、写真一・二)。石祠と手水石に慶応二年(一八六六)の年紀が読み取れるが、石祠は風化はげしく剥落して「再建」の文字が記されていたかは判別でき



図二 北九州市若松区小竹沖津宮遥拝所周辺図

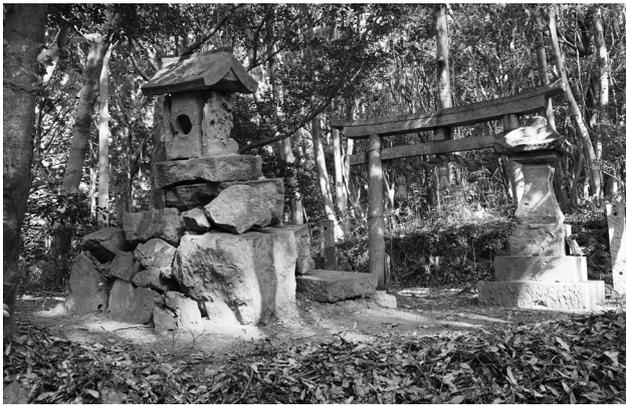
ない（石造物への刻銘については「三三」参照）。しかし、『遠賀郡誌』の記述と併せ、当沖津宮遥拝所は少なくとも幕末の慶應二年以前から存在していたことが確かめられる。

二 石祠の構造

石祠は石造鳥居を潜った正面先、境内奥に東南面して建つ。石祠は自然石を積み上げた高さ約八〇cmの基壇上に安置され、沖ノ島方向に軸線を揃える。石祠は基礎石・本体・屋根から構成され、高さ八五・三cm、幅五七・八cm、奥行五六cmである（図四、写真三〜六）。右側面外壁の刻銘より慶



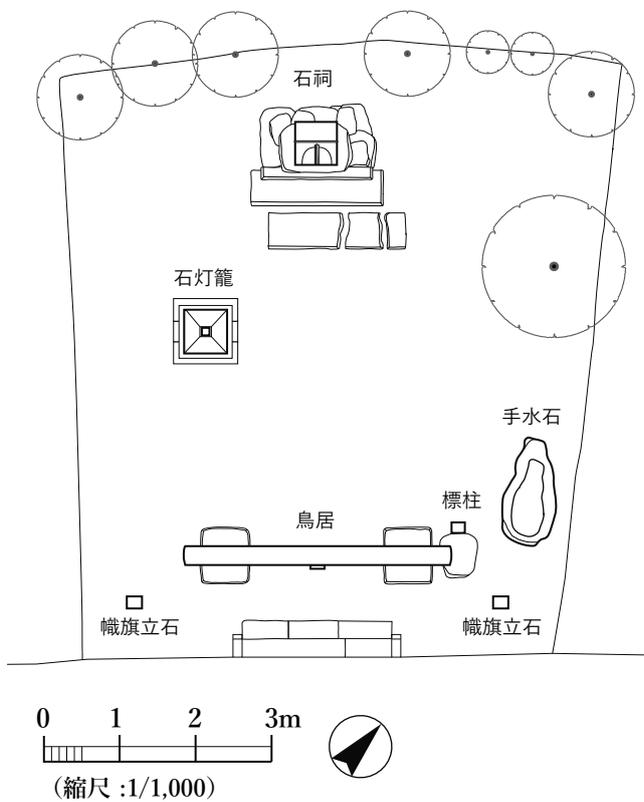
写真一 小竹沖津宮遥拝所（全景）



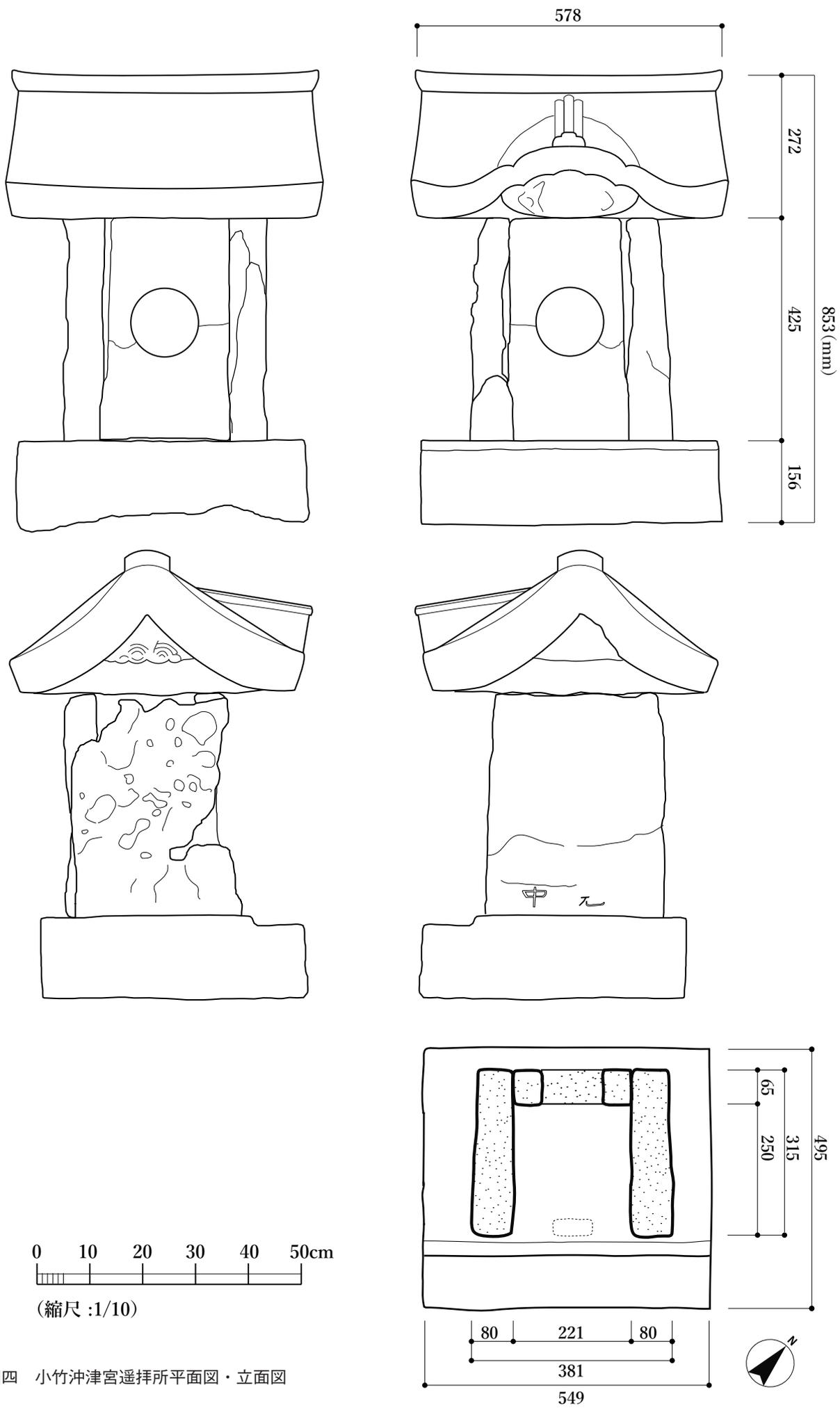
写真二 小竹沖津宮遥拝所（西方向から）

應二年の建立であり、左側面外壁の刻銘からは近隣集落の住民により寄進されたことが推測される（「三二」の（六）参照）。石祠の石材には砂岩を使用しており、左側面外壁には屈曲した半円形の窪みが確認できる。石材の採取地については、若松一帯の海岸は芦屋層群と呼ばれる新生代古第三紀の漸新世後期（約二五〇〇〜三二〇〇万年前）の堆積岩が露頭しており、スナモグリの仲間である底棲生物の生痕化石（生物が活動した痕跡が地層中に残されたもの）が広範囲にみられる。石祠の石材はこれら生痕化石を含んだ砂岩を使用しており、近くの海岸で採取したものと思われる。

屋根は一石を加工して造られた切妻造で、棟を削り出し、軒先が厚く、



図三 小竹沖津宮遥拝所配置図



図四 小竹沖津宮遙拜所平面図・立面図



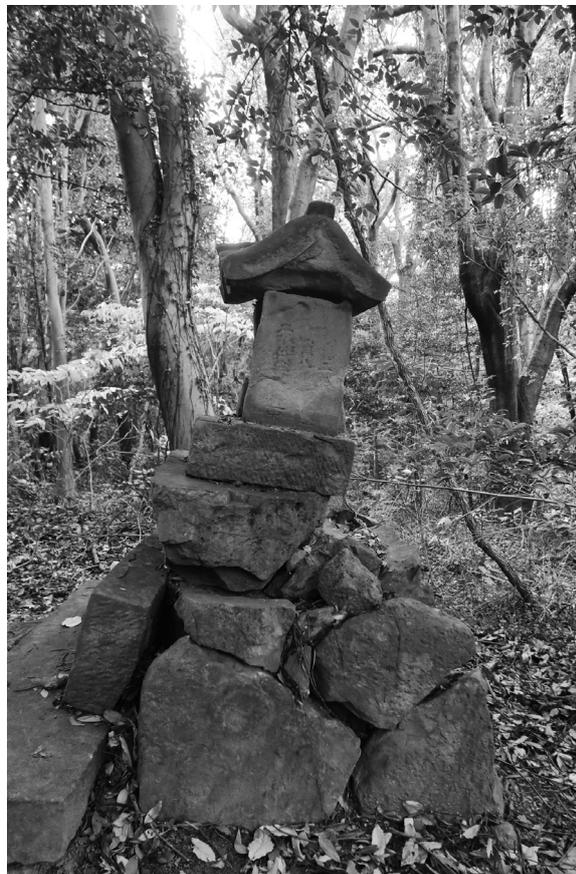
写真四 石祠背面



写真三 石祠正面



写真六 石祠左側面



写真五 石祠右側面

わずかにむくりがみられる。正面には軒唐破風がつき、鬼板や懸魚で飾る。唐破風の懸魚は風食が大きく、端部に花卉の浮き彫りがわずかに残るのみである。また、妻飾りの懸魚には唐草模様の浮き彫りをあしらうが、風食により右側妻面の彫刻の大部分が欠損している。

本体は、切石の基礎石上に石板を立てて壁とし、背面壁を両側壁に挟み込んで三方を囲む。内部には高さ二〇・五cm、幅二二cmの自然石を安置する。

正面には扉を設けず開放とするが、屋根天井面や基礎石床面に扉軸受けのほぞ穴の痕跡が無いことから、当初から正面の扉は無かったと思われる。床面前方中央部に幅七cm、奥行三cm、深さ七cmのほぞ穴が一箇所確認できるものの用途は不明である。着目すべきは、背面壁に穿たれた直径十三cmの円形の穴である。地元住民の聞き取り〔四〕参照〕によると、昭和三十年代頃までは祠の正面から拝むと背面の穴から沖ノ島を眺めることが出来たという。現在は祠の周囲に樹林が茂り、沖ノ島への眺望が遮られている。

一般的に祠とは神や仏を祀る小規模な社・お堂であり、正面扉を開けると内部に仏像・神像、あるいはご神体として石・御幣などを納める事例が多くみられる。一方、この石祠は、背面の円形の穴から遙か遠くに位置する沖ノ島をご神体として拝む石祠型の遙拝所である。全国的には伊勢神宮の遙拝所などとして円形の穴をもつ石板が設置されている事例が確認されるが、祠型のものは珍しい。沖ノ島への遙拝所として現存する構造物は、宗像市大島に位置する昭和八年（一九三三）建立の沖津宮遙拝所と本石祠のみである。つまり、現存する沖ノ島への遙拝所の構造物としては最古のものということになる。

石祠の保存状態については、砂岩が全体的に風化しており壁面の破損やひび割れが目立つ。また、境内地は北側斜面に石積みを築き平坦地を造成しているが、石祠背後の斜面は樹根の成長により石積みが崩れ、敷地に傾きがみられる。さらに石祠の石積み基壇の裏込め材が流出した結果、基壇が背面方向に大きく傾いており、石祠全体が倒壊する恐れがある。

三 境内の石造物と刻銘の翻刻

ここでは、境内の各石造物の概要と刻銘について報告する。なお、各石造物に刻まれた年紀は、慶応二年（一八六六）、明治十三年（一八八〇）、明治十九年（一八八六）、明治三十八年（一九〇五）の四グループに収斂するとみられる。

（一）鳥居

・扁額

「沖津宮」

・右柱、左柱

（次項下段別掲）

花崗岩製の明神鳥居で、総高二・七七m、柱間二・一m、柱脚部径二四cm。柱・貫は一本もの、島木・笠木は二本継ぎ。扁額には「沖津宮」と記され、当遙拝所が宗像大社沖津宮（沖ノ島）に対する信仰の場であることを示す。

左右の柱の刻銘は構造が複雑で、右柱は「奉寄進」の下方に三段にわたって寄進者の村名と氏名が廻り、左柱は「明治十九年九月建之」の下半を取り巻きながらやはり三段にわたり寄進者の村名と氏名が廻っている。右柱の一段目最終行の「大庭米吉」は初行のすぐ右に位置する。左柱の一段目最終行の「柴田□三次」は、「明治十九年九月建之」のすぐ右、二段目の「畠田村」の上に位置するが、意味を取りやすいように配置した。実際には行間や字の大きさが一定ではないため、翻刻における上下の段の位置関係は必ずしも実際の通りではないことに留意されたい。左柱の上下の対応関係の一部を示すと、一段目「柴田九平」の下は実際には二段目「世話人」、三段目「香山三良七」である。

記された村名はいずれも当遥拝所周辺の現在の若松区および八幡西区(旧遠賀郡)の地区名にみることででき、その信仰圏を示すものである。

(二) 標柱(石標)

・正面

「沖津宮遙一拝所」

・左側面

「奉寄進」明治十三年 伊高与作

一 辰九月 □田□次郎

砂岩製。中程で二つに割れている。高さ一二三 cm (上部五三・五 cm、下部六九・五 cm)、幅一七・五 cm、奥行一五 cm。現況では鳥居の右柱から数

【鳥居右柱】

奉寄進

蟹住村外九村戸長	内山村	頓田村
松井仁十郎	組合中	有田吉太郎
本城村	香山直太郎	柴田辰次郎
堺吉次郎	香山信右エ門	大柴惣平
本城村	和彦九郎	大庭正作
大月長十	藤木村	有田正五郎
本城村	池田又次郎	二島村
佐藤信隆	畑田村	大庭梅太郎
堺又次郎	大庭千代吉	本城村
大庭忠一	畑田村	林半三良
伊藤又一	大庭儀七郎	
畑田村	大庭又郎	
大庭儀七郎		
大庭米吉		

【鳥居左柱】

明治十九年九月建之

世話人	頓田村
畠田村	伊高与作
頓田村	柴田芳五良
大田蟠竜	柴田万太良
有田甚市良	有田伊八
山崎迂太郎	有田甚七
本城村	白橋守吉
堺桂三郎	柴田茂三良
篠原源六	山崎二三
香山喜十	和伊七良
香山定右衛門	小竹村
頓田村	香山三良七
大庭善平	香山礼吉
品川豊	
柴田五良吉	
柴田九平	
柴田栄助	
柴田□三次	

十センチ北西に下半部が立っており、上半部は鳥居の右柱に立てかけられている。正面には上半部に「沖津宮遙」、下半部に「拝所」と刻まれており、この祠が沖津宮遙拝所と認識されていたことを証明する（翻刻は上半部と下半部を続けて掲げ、割れ目の部分を「一」で示している）。左側面には明治十三年（一八八〇）の年紀が見える。「伊高与作」は明治十九年の鳥居、慶応二年の手水石にも世話人として見え、剥落により判読困難な「□田□次郎」も柴田栄次郎かと推測される。

なお、現況の位置では前方にある岩で「所」の文字が隠れてしまったため、石標か岩のどちらかが原位置から移動したのだろう。

(三) 幟旗立石

・右の支柱の左側面

「明治三拾八年一月」

・左の支柱の右側面

「世話人内小竹有志中」

花崗岩製。高さ一三六cm、幅二〇cm、奥行一六cm（左右同規格）。鳥居の両脇前方に一对の幟旗立石が立てられており、内側に向かい合うように年紀と寄進者についての銘文が刻まれている。年紀は明治三十八年（一九〇五）で、日露戦争との関わりも想定される（沖ノ島近海で行われた日本海海戦は一九〇五年五月）。

世話人の記載に見える「内小竹」は、当遙拝所が位置する大字小竹の中

でも、遙拝所に近い西南の麓の集落名で、現在も当遙拝所を管理している集落名である。

(四) 手水石

・側面

「慶応二歳

丙寅八月

永代寄進連中

世話人 與作

利蔵

栄次郎

佐助」



写真七 手水石

砂岩製。高さ五三cm、幅一三九cm、奥行六九cm。鳥居の右側、石標のさらに北約一mに所在する。台石に据えられており、自然石の天端を平らにして水穴を穿つ。側面の一部に平面を削り出し、寄進の年月・寄進者などを記している（写真七）。慶応二年（一八六六）の年紀は、現存する石造物の中では石祠とともに最も古い。

世話人の人名の下半部は風化しているが判読は可能で（写真二）、「與作」は前述のように畠田村の伊高與作であろう。「栄次郎」も同様に頼田村の柴田栄次郎だろう。「利蔵」は石祠の基壇に記される御開の大庭利蔵に比定できる。「佐助」は境内の他の石造物内には見出せない。

(五) 石灯籠

・ 竿正面

「□□燈」

・ 竿右側面

「明治□□年^(十三カ)」

「□月吉祥日」

・ 竿背面

「○」

・ 台座正面

「戸下田

堺桂□郎

堺儀三郎

和田卯十

堺甚三

和田勘二郎

世話人

鴨□□

伊□□^(奥カ)作



写真八 石灯籠 (正面)

砂岩製。高さ一五六cm、幅五六cm、奥行五七cm。四角形の立型で宝珠と火袋は失われている。竿の正面・右側面も剥落が著しい(写真八)。竿正面の「燈」の字も深く刻まれた文字の底面が残る程度であるが、「常夜燈」

もしくは「式日燈」などの三文字であろう。笠や基礎(台座)の部分は別の石材ではないかと思われる。

竿右側面の年紀は「十二」とも「十三」とも判別できないが、石標の年紀と同じと考えれば明治十三年(一八八〇)か。現状、石の外観も石標と同じ風合いを呈している。背面の上部やや左に小さく刻まれた○(丸)の意味については未詳。

台座の「戸下田」は大字本城(本城村。現在は八幡西区)の小字で、『筑前国統風土記拾遺』(以下『拾遺』)は本城村の集落として本村および戸下田・御開の三カ所を挙げている。堺姓・和田姓は鳥居の刻銘にも本城村の人名として見え、「堺桂□郎」は堺桂三郎か。世話人は前述の伊高與作とみられ、「鴨□□」は「鴨生田」であろう。伊高與作は鳥居左柱には畠田村の者と記されるが、鴨生田は『拾遺』で畠田村の集落として挙げられ、現在の地名でも畠田と鴨生田は隣接している。

(六) 石祠

・ 本体右側面

「□□応二年^(慶カ)」

寅八^(月カ)□□^(元カ)

永代寄^(進連カ)□□中



写真九 石祠右側面 (拡大)

・本体左側面

「

□□^(三三七)年
辰一月吉日」

郎 助

・奉名板

「奉寄進

竹並村戸長

有田甚六

□田 伊高與作

□ 柴田栄次郎

同 柴田彦次郎

同 ^(白丸) □橋茂一

同 柴田由五郎

同 有田伊八

同 有田甚七

御開 篠原源六

同 大庭利蔵

□人

伊高與作

^(柴丸) □田栄次郎

構造等については前項に譲り、ここでは文字についてのみ記す。本体右側面に文字が刻まれているが、風化が著しく、現在も明確に刻字されているのは三行目の最後の「中」のみである（写真九）。今回の調査において「応」の残画を認めることができ、「寅」の干支からも慶応二年（一八六六・丙寅）と断定できた。二行目の最下部（正確には一行目と二行目の間くらいに位置する）は「元」の残画があるが、「元」か他の字の一部かは不明で、上に字があるかも判断できない。三行目五文字目（「連」か）は「え」までは明確である。『遠賀郡誌』に記される「再建」については確認することはできなかつたが、慶応二年にこの石祠が建てられたことは間違いない。本体左側面は最も風化が進んでいて危険な状態であるが、左下端部に「郎」「助」の二字が確認でき、寄進者の名前が刻まれていたものと推測される。右側面の慶応二年時点の寄進者を記したものと考えられることからすると、同年の寄進である手水石の寄進者名の末尾の二人、すなわち（柴田）栄次「郎」と（姓不明）佐「助」に一致することに気づく。現存する二字の位置・間隔からは左側面全体で最大五行程度の記載が想定できることもあわせると⁽⁵⁾、手水石と同様に、伊高與作、大庭利蔵、柴田栄次郎、（姓不明）佐助の四名が寄進の世話人として名を連ねていたと推測できる。以上のように、石祠の右側面と左側面の判読できる文字からは、同年同月に寄進された手水石と共通する刻銘があったことが想定できる。なお、

右側面の「寅」の上にも「丙」の字があった可能性があるが、現在はほとんど痕跡も窺われない。

次に、石祠の正面下方に置かれた奉名板について。寄進者の居住地は頓田村・竹並村と御開と畠田とみられ、御開（本城村）だけが現在八幡西区に含まれるが、鳥居に刻まれた地名の分布に比べると比較的当遥拝所の近隣に集中している。有田甚六は後段および鳥居左柱にみえる頓田村の有田甚七の血縁者か。伊高與作については繰り返さないが、上部の村名は畠田もしくは鴨生田だろう。続く柴田栄次郎の上部の村名記載は剥落して判読不能だが、「同」として続く五名は鳥居にみえる人名との一致（有田伊八・有田甚七）から頓田村の住人とみられるので、「頓田」だろう。柴田姓・白橋姓も鳥居では頓田村の姓である。篠原源六は鳥居では本城村であるが、前述のように御開は本城村内の集落名であった。

伊高與作と柴田栄次郎の二人が（世話？）人を務めるのは明治十三年の石標と同じで、明治十九年の鳥居にも二人の名前が見えるし、慶応二年の手水石（と石祠）も同様である。彼らの名前から時期を絞り込むことはできないが、二人は少なくとも二十年以上、当遥拝所の信仰に中心的な役割を果たしたことが知られる。

最後の紀年は上部が剥落しており「二年」とも「三年」とも考えられるが、ほかの石造物と同じ年と考えると慶応二年（丙寅）、明治十三年（庚辰）のどちらかと推測でき、「辰一月」の記載から明治十三年（一八八〇）となる。そのように見るとやはりこの奉名板も同時期の石標（同年九月）および石灯籠の台座と同様の石材であることに気づく。石祠の本体の制作とは異なる

る時期の整備にかかるものであることが分かる。

以上、当遥拝所の石造物に記された刻銘全体への検討を通して、石祠本体は手水石とともに慶応二年（一八六六）八月に、畠田（鴨生田）村の伊高與作、（本城村）御開の大庭利蔵、頓田村の柴田栄次郎、居住地・姓不明の佐助という近隣の四名を世話人として寄進されたことが推測できる。

四 住民の聞き取り

二〇一七年十二月十二日に大字小竹の内小竹地区在住の男性（一九三五年生）に当遥拝所について聞き取りを行った内容を以下に紹介する。

- ・「沖津宮」の来歴についてはよく分からない。
- ・自分が青年の頃までは、沖津宮（遥拝所）の穴から沖ノ鳥が見えていた。
- ・大字小竹の四地区（脇の浦、鬼ヶ坂、唐木、内小竹）が沖津宮を管理している。
- ・沖津宮のおまつりは特にないが、毎年十月の白山神社のおくんちの前に、地区で沖津宮の注連縄を変えている。
- ・白山神社では、四月十八日、七月十八日、十月十八日に現在もお籠もりをしている。沖津宮ではやらない。
- ・神様が女性だから女性は行ってはいけないという話があった。

五 設置の契機について

ここでは、なぜ若松に沖津宮遙拝所があるのかを考えてみたい。

宗像との関わりでは、福岡藩の船手頭を務めていた松本家の「松本家譜」に「長政公筑前国へ御入国有て名島の城に御入有り。如水公は宗像郡六万石御隠居領に成し、暫時江口に御在留なり。御船ならば御船手、船頭、水主等まで彼の地に在留。」とあるという⁽⁶⁾。江口は、宗像平野を流れる釣川の(旧)河口周辺の自然地形を利用した海運の湊があったことで知られている。如水隠居領の江口湊に用船や船手、船頭、水主等を配置していたことが分かる。しかし『筑前国続風土記拾遺』(巻之二十)によると、江口村は「興雲公(長政)入国し給ひし初迄は用船を爰に集め、水手をも村内に置給ふ。後山鹿に移され、又其後より若松に置給ふ。」とあり、江口湊に配置された用船と水手たちは山鹿へ、さらに後に若松へと移動がなされている。江口湊からの移動理由は、永享二年(一七四五)から宝暦二年(一七五二)まで八年間の歳月をかけて、釣川の河口付近の流れを変える付替え工事が行われた⁽⁷⁾ことである。これによって江口は湊としての機能を失い、如水の隠居領以来江口に在留していた用船と船頭・水主たちの移動がなされたと思われる。なお、江口湊があった旧釣川河口の「米出こめだ」という地名の場所からは沖ノ島が遠望でき、江口で寛政六年(一七九四)に沖津宮遙拝所が設置された⁽⁸⁾のもこの付近と考えられる。

水手たちが若松のどの地域に移動したかまでの記録は見つかっていないが、宗像の江口で日ごろから宗像神への畏敬の念を持っていた船頭や水主

たちが、十八世紀半ば以降に若松地域に移動した後、沖ノ島が遠望できる高台に沖津宮遙拝所を設置して、航海の安全を祈る信仰を継続したとも考えられよう。

一方、現在この沖津宮遙拝所を管理する脇の浦、鬼ヶ坂、唐木、内小竹の四地区は、脇の浦以外は漁業や海運業とは特に関わりのない内陸の農村である。また、前述のように境内の石造物には、若松区から八幡西区にかけての地域にわたる村名・人名の刻銘がある。

地元の古老の話によると、この付近一帯が大飢饉になった際、ある人が賈金を造って人々に与えて貧窮を救ったことで咎めを受け、沖ノ島へ流罪となったが、その後免罪となって無事帰ることができた。そこで村人たちは沖津宮に感謝し、高い幸の峠(財の峠)に遙拝所を造って拝むようになった、との言い伝えがあるという⁽⁹⁾。

江戸時代には飢饉が多く、該当する飢饉の年代を絞り込むことは困難だが⁽¹⁰⁾、万延元年(一八六〇)に畠田村近隣の島郷地区の十数村の農民が現穀米取立の延年などを求めた、畠田騒動(島郷騒動)が当地を舞台に起きて注目がされる。同年は天候不順により作柄が悪く、農民たちの要望を小竹の白山神社で聞き、その一部を聞き入れる形で騒動は終結したが、その後騒動の首謀者と目された者たちは遠島に処されたという⁽¹¹⁾。福岡藩の島流しの地は大島や玄界島・姫島・小呂島などであり、沖ノ島に流罪になったとは考えられず、この伝承を鵜呑みにすることはできない⁽¹²⁾。ただし、玄界灘の島(いずれも沖ノ島が遠望可能⁽¹³⁾)に流罪となり帰郷した者やその関係者としての村人が、沖ノ島(宗像神)への感謝

の念をもって遙拝所を設置することはあり得ることである。万延元年頃に島流しになったとすれば、五年程度で刑期を終え、慶応二年（一八六六）に帰郷して遙拝所が設置（再建^④）された、と考えられよう。

いずれにしろ、小竹の沖津宮遙拝所は、宗像からは北東に位置し、響灘を介して沖ノ島を望む地に若松地域の村人たちによって江戸時代に設置され、信仰が続いてきたとみられる。創建の時期は慶応二年以前であり、宗像郡江口からの水夫の移住を契機とみれば十八世紀中頃以降とみられ、飢饉を契機とみればそれ以前もしくはそれ以降もあり得るが、慶応二年頃が当遙拝所にとって重要な時期であったことが考えられる。航海安全の祈願、あるいは宗像神への畏敬・感謝の念をもった人たちとその子孫によって、その後も信仰が継続され現在に至っているのである。

おわりに

今回の調査によって、これまであまり顧みられることのなかった北九州市若松区小竹における沖津宮遙拝所の基本的な情報を集めることができた。特に、石祠に残存している「慶応二年」（一八六六年）の文字から、石祠は幕末に制作されたこと、そして『遠賀郡誌』の記述と併せれば当遙拝所の創建はそれ以前であることが明らかとなった。創建の契機は明らかにはしがたいが、江戸時代の周辺住民による沖ノ島への信仰に基づくことは確かだろう。

響灘の向こうに佇む沖ノ島の島影は、宗像から玄界灘を介して望む島の

形とはやや異なっている。しかし、沖ノ島を望むという意識は正面が円形にくり抜かれた石祠の形態に反映されており、現在のところその類例は知られていない。現在、その石祠自体は崩壊寸前という状況にあるが、沖ノ島への遙拝文化の事例として貴重な存在と言えよう。

沖ノ島を望むことができる沿岸地域には同様の遙拝所やその痕跡がまだ眠っている可能性があり、今後も掘り起こしを進めていきたい。

（鎌田隆徳・海の道むなかた館学習指導員）

（松本将一郎・福岡県文化財保護課）

（大高広和・福岡県世界遺産室）

〔付記〕 今回の調査にあたり、北九州市旧古河鉱業若松ビル館長の若宮幸一氏より資料提供などの御教示を得た。記して謝意を表したい。

註

〔1〕 「遙拝」および「遙拝所」の名辞について、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会においては、大島の北岸に位置し、宗像大社が境内として管理している沖津宮遙拝所は固有名詞として「遙拝所」の字を用い、そのほかは特に必要のない限り一般称として常用漢字の「遙拝」「遙拝所」を用いることとしている。

〔2〕 松本将一郎「沖津宮遙拝所における信仰の建築と景観」（『沖ノ島研究』一、二〇一五年）。

〔3〕 北九州市若松区の広報誌『若松物語』一七号（二〇一七年一〇月一日発行）

に紹介記事が掲載された。

- (4) 当地は古代には筑前国遠賀郡山鹿郷に属したとみられる。延喜五年(九〇五)の『観世音寺資財帳』(『平安遺文』一九四号)によれば、大宝三年(七〇三)に施入された焼塩山の一つに「遠賀郡山鹿林東山老処」があり、その四至は東・南・北が海、西が布刀浦から韓泊道に限ると記され、恐らく当遥拝所の位置はこの焼塩山の内に含まれただろう。その後、当地は中世に麻生氏の支配などを経た後、近世には福岡藩領となり、近代を迎える。そして大正三年に市制施行された若松市に属し、昭和三十八年の合併で北九州市若松区となった。なお、康暦二年(一三八〇)に寄進された梵鐘(白山神社旧蔵)の追銘に「山鹿庄散在二島内小岳山安養寺」とある「小岳(小嶽)」が本来の表記らしい。本稿の執筆にあたっては、『福岡県の地名』(日本歴史地名大系四一、平凡社、二〇〇四年)の「小竹村」「白山神社」等の項を参照した。
- (5) 「郎」「助」の字がかなり下の方にあることからすると、二行・二段で四名の名前が記されていたと考えるべきかもしれない。
- (6) 「西日本新聞」二〇一四年一月二八日朝刊。
- (7) 『年代記』文政八年。
- (8) 『宗像神社史』上巻、五三〇頁(宗像神社復興期成会、一九六一年)、註(1)前掲松本将一郎「沖津宮遙拝所における信仰の建築と景観」。
- (9) 福岡県北九州農業改良普及所『生活誌「洞北の里」』(一九八四年)六一頁。「石灯籠の窓」を除くと沖ノ島が見えるという古老の話も伝えている。
- (10) 小竹の鮎川にある常福寺には寛文三年(一六三三)の飢饉の際に虚偽の減免を出願したとの疑いで刑死した小竹村の庄屋の墓があり、また享保の大飢饉

の頃(一七三二・三三)には、同寺の過去帳に記録された死者数が跳ね上がるという(註(4)前掲『福岡県の地名』「小竹村」の項)。また、天保の大飢饉でも、天保二年(一八三一)に隣接する芦屋地域において飢饉による騒動が起こっており(『芦屋町誌』一九七二年)、若松一帯でも飢饉となったと考えられる。

- (11) 註(4)前掲『福岡県の地名』「島田村」の項。『北九州市史』近世(一九九〇年)。
- (12) この伝承の話の構成は芦屋町幸町にある岩津神社の創立譚と類似する。『遠賀郡誌』(蘆屋町、神社仏閣の項)によれば、寛保二年(一七四二)に芦屋で大火があった後、窮民を救うため里老の清三郎が身を賭した嘆願を行い、銀二〇貫を藩より借用した。債務を背負った清三郎はその返済のため宗像郡沖津神社(沖ノ島)に願を立て、イワシ漁を行ったところ大漁が打ち続き、三年を経ることなく完済できた。そして神明の擁護に報いるため、延享二年(一七四五)に市杵島姫を祭神とする当社(里俗では「御不言神社」と呼ぶ)を創建したという。委細は異なるが、ある人物が住民の困窮を救うために危険を冒し、最終的には事なきを得て沖ノ島の神に感謝するという筋書きは似通っており、こうした史実・伝承が響灘沿岸で隣接する芦屋・若松の両地域に存在していることは興味深い。
- (13) 宗像の大島(筑前大島)では、北東部の加代地区が流人たちの生活区域だったとされている。近くの高台や島の北岸(沖津宮遙拝所も所在)に出れば沖ノ島の遠望が可能だろう。
- (14) 『遠賀郡誌』の「再建」を重視すれば、感謝の念をもって既存の遙拝所(祠)を再建した、と想定できる。

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関わる 調査研究事業 二〇一九年度調査概要

はじめに

福岡県・宗像市・福津市・宗像大社からなる「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会は、世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群に関わる調査研究を進めている。

調査研究に関わる関係者の全体会議を二〇一九年五月二十四日に行い、昨年度の調査成果報告および令和元年度の調査予定について、情報交換を行った。各調査研究の概要を以下に報告する。

(岡寺未幾・福岡県世界遺産室)

一 特別研究事業

世界遺産委員会からの勧告（昨年の調査概要参照）に応えるため、本遺産群に関わる古代東アジアにおける航海や交流、祭祀についての調査研究を、特別研究事業として二〇一八年より三年間で進めている。二年目の今年度は、第二回国際検討会「古代東アジアにおける地域間交流と信仰・祭祀」を二〇二〇年一月十二・十三日に福岡県中小企業振興センター（福岡市博多区）で開催した。本遺産群で古代祭祀が行われた四世紀から九世紀を中

心とした時期に、東アジアではどのような信仰や祭祀があり、多様な地域間交流が各地域における信仰や祭祀にどのような影響を与えたのか、各地域の信仰や祭祀文化の共通点および相違点を探り、宗像・沖ノ島における信仰と祭祀の東アジアのなかでの特質について検討を行った。当日行われた報告と討論への参加者（委託研究者・調査協力者）は左記の通り。報告資料と基調報告、討論の内容については別途刊行・公開される報告書を参照されたい。

基調報告「「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の研究上の課題

―世界遺産の視点から―

ケース・ファン・ロイエン（オランダ文化遺産庁）

報告一「九州における渡来人と信仰 ―ヒメコソ、玉女、薩摩塔―

田中史生（早稲田大学教授）

報告二「宗像地域における対外交流の様相と胸形氏の動向」

花田勝広（野洲市教育委員会）

報告三「日本の古代祭祀、宗像・沖ノ島祭祀と東アジア」

笹生衛（國學院大学教授）

報告四「中国における道教の成立と民間信仰の日本への影響」

二階堂善弘（関西大学教授）

報告五「韓半島における民間信仰の歴史的展開と対外交流」

宋華燮（韓国・中央大学教授）

※通訳・崔智燕（韓国・国立文化財研究所）

討論「古代東アジアにおける地域間交流と信仰・祭祀」

議長・佐藤信（人間文化研究機構理事、東京大学名誉教授）

溝口孝司（九州大学教授）

討論参加者・報告者、秋道智彌（総合地球環境学研究所名誉教授・

山梨県立富士山世界遺産センター所長）、高田貫太（国立歴

史民俗博物館准教授）、禹在柄（韓国、忠南大学教授）

また、二〇一九年八月十九日から二十六日までの八日間、専門家七名と

事務局三名で韓国の現地調査を行った。左記の日程で韓国西海岸・南海岸の航海・交流・信仰に関わる文化遺産や博物館等を訪れた。この現地調査については、特別研究事業の最終報告書において報告を行う予定である。

八月 十九日 席毛島 普門寺、江華島 伝灯寺

二十日 華城 唐城、瑞山 龍賢里磨崖三尊仏、泰安 白華山

磨崖三尊仏

二十一日 泰安 国立泰安海洋遺物展示館、扶安 竹幕洞遺跡

二十二日 全州 国立全州博物館、咸平 長鼓山古墳

二十三日 黒山島

二十四日 木浦 国立海洋文化財研究所、羅州 国立羅州博物館、

霊岩 南海堂址・チャラボン古墳・道岬寺

二十五日 順天 順天倭城、光陽 馬老山城、固城 固城博物館

二十六日 巨濟島 鵝洞遺跡・長木古墳

（大高広和・福岡県世界遺産室）

二 宗像大社にかかわる調査研究

（一）考古資料

考古資料の調査・整理作業は昨年から引き続き、宗像大社・宗像市文化財課（旧郷土文化課）、福岡県文化財保護課、同世界遺産室で行っている。

●沖ノ島祭祀遺跡出土の奉献品の保存管理

二〇一八年八月に文化庁・宗像大社・福岡県・宗像市四者による協議で、国宝八万点の今後の保存管理について話し合う機会があり、まずは平成十八年に作成した国宝管理台帳の更新・修正する事が急務であるとの課題を確認・共有した。その後、宗像大社、福岡県、宗像市が一体で作業に取り組み、二〇二〇年三月にほぼ作業が終了し、同月に文化庁による台帳整備状況の確認を行った。

（岡寺未幾）

・国宝管理台帳の更新

本年度は、宗像大社・福岡県・宗像市の三者で国宝管理台帳の更新作業を行った。内容は、現在の収蔵展示単位である桐板及びアクリルケースごとに、登録名称との整合、既刊報告書の挿図・図版との照合、法量計測、三〇〇点についての現況写真の新規撮影、写真差替および貸出履歴、修理履歴の追記を行った。

（坂本雄介・宗像市文化財課）

・土器詳細遺物台帳の作成

二〇一七年度より開始した報告書に基づく詳細遺物台帳の作成作業を、引き続き九州大学考古学研究室と共同で作業を行っている。二〇一九年五月十七日から二〇二〇年三月二十七日まで計二七回、一覧表作成、遺物照合、写真撮影などの作業を行い、沖ノ島祭祀遺跡の第三次調査報告書『宗像・沖ノ島』に掲載されている土器、土製品資料の台帳作成作業を行った。来年度は報告書と照合できなかった土器について、作業を継続して行う予定である。

(福嶋真貴子・宗像大社文化財管理局)

●沖ノ島祭祀遺跡関連写真資料

今年度は二〇一九年五月二十二日に宗像大社で担当者打ち合わせを行い、収蔵フィルム及び焼き付け写真一点ずつについての整理作業を継続すること、その後に発掘調査から報告書整理にかかる図面の整理に入ることとした。

対象となる写真資料は、宗像大社神宝館に隣接する旧宝物館のスチールキャビネット二台に収納されている三五mm、六×六、六×七、六×九、四×五フィルム及び焼き付け写真がアルバムで二〇〇冊分であったが、キャビネット以外から新たに発掘調査時の三五mmスライドフィルム四六三枚分四箱が見つかり、さらに出土遺物の保存修理にかかるフィルム及び焼き付け写真も出て来たため、アルバム数にして二〇冊分程度増えた。

整理作業は第一回目(四八回目)の調査は二〇一九年六月五日に入り、

二〇二〇年二月二十六日までに二四回(七一回)を数え、百六十七冊目から百七十九目までの分について、第一次～三次調査、報告書作成に係る資料調査、出土品保存修理などのフィルム及び焼き付け写真一点ずつを台帳、報告書挿図・図版、展示図録などと照合した。特に保存修理前後の写真は分離や接合など、細部において異なるものがあり、照合に手間取っている。作業は二〇二〇年度にも継続予定である。

(原俊一・宗像市文化財課)

(二) 文献史料

二〇一七年度から継続して「宗像清文氏奉納文書」のうち書簡・公文書などの一紙ものの目録作成作業を行っている。今年度も昨年度に引き続き、新修宗像市史編集作業の一環として、九州歴史資料館、九州国立博物館アジア文化交流センター、福岡市経済観光文化財活用部文化財活用課の協力を得ながら作業を進めた。来年度も継続して行う予定である。

(大高広和)

(三) 経過観察

祭祀遺跡の環境圧力の有無など保全状況を把握するため、宗像市世界遺産課が主体となって実施した。

沖津宮の沖ノ島祭祀遺跡の調査は、宗像大社の渡島許可を得て、福岡県世界遺産室や九州歴史資料館の協力のもと十月十日と十一日の二日間実施した。中津宮の御嶽山祭祀遺跡の調査は、福岡県世界遺産室の協力のもと

十一月二十七日に実施した。辺津宮の下高宮祭祀遺跡の調査は、福岡県世界遺産室の協力のもと十一月六日に実施した。

沖ノ島周辺の岩礁および小屋島、御門柱、天狗岩における瀬渡しの様子は、宗像市世界遺産課が主体となって休日や祝祭日を中心に十回実施した。

資産の見回り活動は、宗像市世界遺産市民の会が主体となって十月二十三日に辺津宮境内を巡回し、十一月二日に中津宮と沖津宮遙拝所を巡回した後、遙拝所周辺の海岸清掃を実施した。

(岡崇・宗像市世界遺産課)

三 新原・奴山古墳群の調査

三〇号墳は、六世紀前半～中頃に築造された前方後円墳で、現存する墳丘の全長は五十四mである。これまでに発掘調査は行われておらず、築造当時の全長や周溝の有無等は不明である。後円部の高さは八mあり、斜面に葺石が見られる。前方部は開墾により平坦に削平されている。これまでの測量調査等で須恵器と土師器が採集されている。三十号墳の後円部は、過去に豪雨等の影響を受け墳丘法面の土砂崩落を生じている。二〇二〇年四月以降に実施予定の保存修理工事に先立ち、崩落土砂除去と墳丘盛土観察を行うために、二〇一九年十二月から三月にかけて確認調査を実施した。調査では、地盤と旧地表の上に層状の墳丘盛土が観察できた。盛土は十cmから三十cm程度の厚さでほぼ水平方向に積まれており、土質は地盤に似た

粘質土であった。崩落土砂からは須恵器と土師器の破片が出土した。須恵器は甕、坏、甗、脚部破片(器台か)が出土した。須恵器坏の年代は六世紀前半である。土師器は高坏が出土した。また、黒曜石製の石鏃が出土し、台地上において古墳築造前の人間の活動があったことがうかがえる。なお、三十号墳では二〇二〇年四月以降、保存修理工事と並行して規模形状確認のためのトレンチ調査を実施予定である。

(永島聡士・福津市文化財課)



写真一 調査の様子



写真二 土層

四 その他

(一) 宗像管内遺跡調査

令和元年度は、五件の埋蔵文化財発掘調査を実施した。内訳は浜宮貝塚（保存目的の範囲内容確認調査、国庫補助事業）、東郷登り立遺跡（緊急発掘調査2件、受託事業）、光岡原遺跡（緊急発掘調査、受託事業）、田熊中尾遺跡（緊急発掘調査、単費事業）である。

（坂本雄介）

(二) 新修宗像市史編さん事業

二〇一五度から始めている「新修宗像市史編さん事業」は、市史刊行に向け宗像地域の史（資）料の収集、調査及び研究を継続して行っている。今年度には、宗像地域の地理及び自然等を記載した初巻である『新修宗像市史うみ・やま・かわ―地理・自然―』を刊行した。来年度も次巻刊行に向けて編集作業を継続して行う予定である。

（坂本雄介）

(三) 片山写真館所蔵「宗像大社関連写真」について

片山撰三（一九一四―二〇〇五）は、とくに肖像写真で著名な写真家であるが、仏教美術をはじめとし、芸術・文化財に造詣が深いことが知られている。長く天神で愛されてきた片山写真館の閉館（二〇一九年十月）に伴い、片山写真館取締役（当時）飯田章人・美智子夫妻のご好意により、

同館収蔵の九州の文化財に関わる写真について、二〇一九年一月二十三日、二月一日に福岡県立美術館（魚里洋一副館長、岡部るい）、九州歴史資料館（松川博一、井形進）、福岡県文化財保護課（松本将一郎）、同世界遺産室（岡寺未幾）で調査を実施した。三月には、九州の文化財に関わる資料について、所有者である片山敬子氏および片山写真館のご厚意により、九州歴史資料館に寄贈を受けた。記して謝意を示したい。

これらの資料のうち、本遺産群に関わる宗像大社関係資料についてその概要を述べる。

沖ノ島の考古学的調査は、宗像神社復興期成会による宗像神社史編纂事業の一環として一九五四（昭和二十九）年から一九七一年まで、三次に渡って実施された。片山撰三は、沖ノ島第一次調査（計四回）に調査員として参加し、発掘調査報告書『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』（一九五八年）や『宗像神社史』（上巻一九六一年、下巻一九六六年）等の図版写真を撮影している。同写真館に残されたフィルムは以下の通りである。

・ 『沖ノ島 宗像神社沖津宮祭祀遺跡』宗像神社復興期成会（大判・中判 二十三枚）

・ 沖ノ島第一次調査（中判×十九本、三五mm×十四本）

・ 宗像大社辺津宮秋季大祭（中判×二本、三五mm×三本）

・ 辺津宮、中津宮、沖津宮遙拝所（中判×一本、三五mm×七本）

・ 第一次調査出土遺物写真（三五mm×一本）

・ 伊勢神宮古材搬入の様子（中判×二本）

沖ノ島第一次調査とは、一九五四年八月五日から二十日にかけて行われ

た「第一次調査 第二回沖ノ島調査」のことである。この調査では、第一回調査で着手した七号遺跡・八号遺跡と新たに発見された十六号遺跡の調査が行われた。発掘調査の状況だけでなく、出土品の写真、調査団の集合写真、調査当時の島の外観や島内の様子なども含まれ、これらの写真は、調査報告書『沖ノ島』のために撮影されたものである。また『宗像神社史』のために撮影されたと考えられる宗像大社の写真や、浜宮・上八貝塚・織幡神社等の関連する史跡の写真も含まれている。

これらの写真は、世界遺産となった宗像大社および関連史跡の当時の状況を伝える貴重な資料であり、特に沖ノ島第一次調査に関わる写真は、学術的・学史的に大変貴重なものである。

またこの発見が契機となり、宗像大社神宝館にも片山撰三が撮影した第一次調査のカラー・スライド四六三点が残されていることが判明した。

これらの貴重な資料については、令和元年度より開始されたデジタル・アーカイブ事業でデジタル・データ化を進めている。その成果の一部については、ウェブサイトでの公開を順次行っていく予定である。

五 デジタル・アーカイブの構築について

本遺産群に関わる文化財および調査研究の成果等を一元的に保存管理および公開することにより、その価値を次世代へ継承し、さらなる調査研究および利活用の促進を図るために、デジタル・アーカイブ MUKAKATA ARCHIVES の構築を行っている。

アーカイブは、沖ノ島の奉献品、宗像関連古文書・史料、宗像神社・関連遺跡、国内外の類似資産、沖ノ島の遥拝スポット、宗像地域の文化財、映像、写真、音声の一〇のデータベースから構成される。当該事業では、神宝館で新たに見つかった沖ノ島祭祀遺跡出土品四〇〇点強八〇九カットの撮影を行った。また、関連する基本文献のPDFデータ化、沖ノ島の発掘調査に関わる写真フィルムのデジタル化をあわせて行っている。今後、データベースを随時、追加・更新していく予定である。

六 資産の保存管理に関わる調査研究

二〇一九年十一月二十日から三十日にかけて、スリランカで行われた研修「Promoting People-centered approaches to Conservation of Nature and Culture（自然・文化遺産の保全における人々を中心としたアプローチ）」へ参加した。主催はICROM、IUCN、スリランカ考古学局、スリランカ中央文化基金であり、本プログラムはICOMOS、WHC等と協力してIUCN・ICROMが提供する世界遺産の保存管理に関わる実務者の能力育成プログラムの一環として、「遺産のケア」から、「遺産（自然・文化）と社会全体の幸福の追求へ」という新しいパラダイムシフトに貢献することを目的として行われた。

（岡寺未幾）

本誌の既刊行分データは以下のホームページよりダウンロードできます。
<https://www.okinoshima-heritage.jp>

沖ノ島研究 第六号

2020(令和2)年3月発行

発行:「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会
(事務局:福岡県 人づくり・県民生活部文化振興課世界遺産室
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号)

OKINOSHIMA RESEARCH MONOGRAPH

6

CONTENTS

	Page
IKENOUE Hiroshi	
Mounded Tombs and Graves by the Sea in Tsuyazaki, Fukutsu City	1
KUWATA Kazuaki	
Villages held by Munakata Ujisada seen from <i>onkome-chushinjo</i> and <i>onbeisen-chushinjo</i> (Investigative Reports of Taxes)	9
NOGI Yuudai	
The Last Edict (<i>kudashibumi</i>) from the Headquarter of Dazaihu Shugo (Dazaifu Shugo-sho) and the Munakata Daiguji Family	25
HANAOKA Okifumi	
Recent Discoveries Regarding Toyotomi Hideyoshi Documents and the Higo Munakata Families	37
OKA Takashi	
Research on the Views toward the Okinoshima Island	61
KAMAKA Takanori, MATSUMOTO Shoichiro, OHTAKA Hirokazu	
Research on Okitsu-miya Yohaisho at Odake, Wakamatsu Ward, Kitakyushu City	67
Summary Report of Investigations on the “Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region,” 2019	81

2020

Preservation and Utilization Council of the
Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region